

居り、第一部は、工業内に於ける社會化のあらゆる可能性を論究し、工業的組織の三型種を取扱ひ、且つ純粹なる全國的規模に於ける社會化の限界、並に、社會化は全般的たるべきか、若しくはそれが一産業の若干部分に限定せられ得るか否かの問題に關する結論に達せるもので、第二部は進化の一過程として、並に行動綱領としての社會化に關する一般的結論を示したものとする豫定である。

サンドラー氏は、社會化を世界經濟體系との關係を斷絶すること、結び付くることは承認し得ないと主張し、社會主義運動は、あらゆる生産力を相互連帶的に結合統一を目的とするもので、決して一階級に依る他の諸階級の支配を造り出ださんことを意圖するものでないことを力説した。

討論中エルンスト・ウイグフォルス氏は、前回黨大會で要求された經濟綱領に關する黨執行委員會の事業について報告した。之に據れば此事業は、黨自身が調査及び研究の豫備作業に必要なる資源を有しなかつた事實に依りて未だ完成の域に達しなかつた。執行委員會は、社會化委員會と、社會の一般經濟機構の研究を含む大規模なる失業問題調査と、並に農業委員會等、凡て國家の補助を受けつゝある諸機關の事業の結果を待ちつゝあるもので、是等各種の委員會に於ける社會民主黨所屬委員は互に連絡を保つて、一個の共同プログラムの主要方針を準備しつゝあるとのことであつた。

してゐるのでないことは云ふまでもない。

ラトヴィアは、全國人口二百二十萬中四十萬人は労働階級に屬するものと云はれて居るが、一九三二年に於て失業者として登録せる者約三萬四千人あり、殊に農林、紡織、化學工業等に於ける不況甚だしく賃銀は低下し、失業者は激増して居る。一方フィンランドのラブラ運動やドイツのヒットラー運動に刺戟されし國內反動分子の策動も亦侮り難きものあり、近年争議の頻發するに從ひ、それ等の反動分子の罷業妨害も度々あるに至つた。

左に譯出したのは、一九三二年五月七日及び八日に互つてリガ市に於て開催せる労働組合同盟年次大會に於て採擇した經濟情勢及び失業に關する決議であるが、それによつても、ラトヴィアに於ける労働運動の發達の程度及び一般社會情勢の傾向の一端を知ることが出来るであらう。

『ラトヴィアの經濟的状態は益々危急にして停止するところを知らない。生産、貿易及び交通は減少し、失業は増加しつゝある。中産階級は重荷を労働階級に轉嫁せんが爲めに餘力を剩さず賃銀は愈々低下する。社會保險體系に於ける一段の縮小とストライキ其他の權利に對する一層の制限とが考究せられつゝある。労働組合は宜しく其注意を労働者の經濟的並に社會的地位の維持と失業に對する防戦とに集中すべきである。更に彼等は私有資本に對する國家の干與を支持しなければならぬ。同時に本大會は危機を脱すべき究竟の唯一血路が社會主義の勝利に依る資本家制度の覆滅に存することを強調する。』

之に對して大會では、經濟的恐慌を適當に考慮せる社會化の原則の宣言を要求し、並に社會化委員會の結論を精査したる上行動綱領を制定せんことを黨執行委員會に求むることに決定した。尙ほ大會は此問題に就いて黨は労働組合本部と協力すべしといふ提案にも同意を與へた。

大會の最終日たる三月二十五日には、大會はスウェーデンの現下の事情並に經濟恐慌に關する詳細なる諸種の聲明を可決したそれは黨の主要關心が現状の下に最も甚しく困苦を嘗めつゝある人々に對する救済といふ事でないならぬ旨を述べ、凡ての市町村の窮境を指摘し、スウェーデン議會に於て多數を占むる非社會主義者に對して、現下の困難を緩和せんとする社會民主黨の提案を阻碍する罪狀を詰責するものであつて、又資本主義の危機に關する聲明には社會化過程の組織化を要求し、並に民衆の種々なる階層をば行動に於て結合する事を要求しあつた

バルト諸國

バルト海沿岸諸國に於ては、世界的不況の影響に加ふるに反動的勢力の猛威を奮へる爲め、労働者階級の窮迫甚しく、労働運動の如きも殆んど突發的活動あるのみにして、組織的繼續的發展に見るべきものは殆んどない。その間にあつて社會民主主義運動が兎に角一進一退の情勢を呈してゐるのは、舊帝政ロシア時代よりの永き傳統の餘慶と云ふべく、エストニアに於て社會民主黨が内閣に参加せる如き、必ずしも同黨の勢力を背景と

本大會は左の如く要求する。

賃銀に於ける減少なき一週四十時間労働、時間外労働の禁止。失業、養老及び不具痲疾保險。農業的職業に於ける労働時間の取締並に農業労働者の労働條件及び生活條件の改善。労働者及び消費者の代表者を加へたる産業協議會の創立及び同協議會に對する經濟的企業統制並に物價調整の授權。工場協議會の實施。生活必需品の生産に從事する大企業にして私人の力を以て之を繼續することを得ざるものの國家に依る收用。一切の賃銀低減若しくは労働條件又は社會的立法の悪化の不容認。關稅に代ふるに重要物品に於ける外國貿易獨占權並に穀物、砂糖、鹽、食料品其他に於ける國家專賣を次の諸條件の下に設立すべきこと、即ち、その行政に於ける労働者及び消費者の代表、並に價格に於ける無増加。都市及び田舎の間の物貨の直接交換に依る内國市場の調整。不利なる通商條約の改正並にロシアとの貿易條約の更新。ロシアとの經濟關係の擴大並にエストニア及びリツニアとの一層密接なる經濟的協力。

次の如き廣汎なる綱領が失業克服の爲めに掲げられる。曰く職業並に非常時救済事業の創造に依る失業征服戦争。職業を見出だし得ざる無業者に對する財政的扶助、婦人及び少年に對する適當なる非常時救済事業、失業者に對する定額金交付。労働組合の失業組合員に對する補助金給與。以上の外農業に於ける失業を克服せんが爲めの特別措置。』

エストニアは大戦後創建せしバルト沿岸舊ロシア領諸國中最も小の共和國であるが、ロシアより分離獨立せし結果工業は萎微

すると同時に、土地分割による過小農激増の爲め、獨立當時工場縮小の結果生じた失業約二萬の大多數は今日尙ほ路頭に迷へる状態にして(エストニア全國工場労働者は、社會主義労働黨中央委員長マルトナ博士の報告によれば、一九一三年には四萬四千六百二十人なりしが、一九三〇年には二萬四千五百八十人となつたと)、一方農民間にあつては、舊農民即ちロシア領當時の自作農と『移住民』即ち獨立後大農地分割によつて自作農となつた多數の過小農を含む所謂新農民との間には、土地配當問題を中心として抗争断えまなく、政治上に於ては全國人口僅かに百十餘萬に過ぎざる小國に於て、農民黨、移住民黨、キリスト教人民黨、人民黨、急進黨、社會民主黨、社會革命黨、共產黨の群小諸黨紛糾せる結果、政情不安、民心安定せず、内閣の更迭は、一九一八年獨立宣言以來既に二十六回に達する状況であつた。従つて労働運動の如きも著しき發達を見ず、アムステルダム系統の労働同盟の加盟組合員は漸次増加しつゝあるも、一九三一年初頭現在合計五千二百七十五人に過ぎず、右翼社會主義政黨も二派に分裂して居り、政府は小黨分立の結果聯立内閣によつて僅かに國會の多數を制せんが爲め、右派たる社會民主黨の入閣したこともあり、一九三一年二月組織せられし内閣には、社會民主黨も参加してオイナス氏及びビスカル氏は交通大臣及び教育福利大臣となつたこともあつた。常時無產政黨の聯立内閣参加は黨内の一大問題となり、同年の黨大會に於ては、之を不可

とする決議通過した結果、一九三二年初頭の内閣更迭以來社會民主黨は入閣しなかつた。尙ほ共產黨は、今日では不法團體として禁止されて居るが、非合法活動は依然として繼續され、殊に近年世界的不況の影響漸く著しく、失業者の増加と農村疲弊の情勢に乗じて労働組合を攪亂し、過小農階級の煽動に努め、政治方面に於ては又ロシア系統の人々は、社會黨内部にあつても殊更に異を立て、別個の行動をとる結果、總選舉等に於ける無產派の勢力を分裂薄弱とすること往々であつた。

一九三二年五月二十一日より二十三日に互つて舉行された第五回國會總選舉に於ては、從來分裂せる各黨の合同行はれ、新舊農民は結束して一黨を組織し、兩人民黨及び急進黨は團結して全國中央黨を創立した。無產政黨側では、かねて社會民主黨と社會革命黨とは合同して社會主義労働黨となつて居つたので這回總選舉は、右のごとく資本家黨對無產黨對抗の形勢を提示した。投票の結果農民黨議席四十二、中央黨二十三、社會黨二十二、極左派五、ドイツ系三、ロシア系五を獲得するに至つた。斯くして社會黨は議席三を減少すると共に、得票数に於ても一九二九年の前回總選舉には十二萬一千二十四票を獲得したが、今回は十萬五千二百七十二票に過ぎず、之が原因としては黨内ロシア人が少數民族派として無產政黨のみならず、農民黨中央黨のロシア人も團結したことが有力なものとして居る(エストニアの選舉制度は比例代表主義である)。尙ほ過小農階層の向

背は選舉の結果に有力の影響ある爲め、既成政黨側では、殊更に労働者の政黨は共產黨のみなりとの宣傳をなし、社會黨の得票を妨害するものもあつたと云はれる。

社會主義労働黨が、一九三一年入閣を承諾せる條件は、(一)經營協議會立法の更新、(二)八時間労働制確立、(三)失業保險立法を眼目としたものであつて、經營協議會と八時間労働制の要求は貫徹することを得たが、その實施の成績は思はしからず却つて資本家に對して、労働條件改善を廻避する便宜を與へたに過ぎなかつたと云はれる。従つて聯立内閣参加は、社會黨内部には反對するもの多く、一九三二年總選舉後の新國會が七月二十一日任命せる内閣は、農民黨のカルル・アインブンド氏を首相としたもので、社會黨は入閣しなかつた。

然るに一九三二年八月十三日より十五日に互つて行はれた憲法改正に關する全國 referendum に於て、同年春季國會を通過せる改正案は否決となり、一方通貨政策等の問題もあり、物情騒然たる結果、十一月一日内閣を改造して所謂舉國一致政府を組織することとなり、農民黨のコンスタンチン・ベツ氏首相となり、中央黨のアド・アンデルコフ氏、法相兼内相、無所屬のアレクサンデル・テニソン大將國防相となり、社會主義労働黨では、アウグスト・シイ氏及びレポルド・ヨハンソン氏入閣して、外相及び交通相に就任することとなつた。

去る十二月二十八日及び二十九日の兩日タリン市で開催され

た社會主義労働黨特別大會は、右の事情より生ぜる諸問題を審議するを目的としたものであつて、エストニア労働運動の老闘士マルトナ氏を議長として、出席代表者百七十四名、外に投票權なき代表二十二名が参加した。マルトナ氏が、その開會の辭に於て各國の形勢を論じて、社會民主主義は必ずしも失墜せざることを力説したる後、フィンランド社會民主黨友誼代表としてヴィイク氏及びシランベール女史、ラトヴィア社會民主黨代表としてルデヴィツ氏の祝辭あり、次いで議事に入つてアスト氏の國內政局及びそれに對する黨の態度に關する決議案を上げした。

氏は、社會主義労働黨が、今回舉國一致内閣に入閣せる事情を説明して、先づアインブンド首相がクロネの平價切下を行はんとして、農民黨の一部と提携し、豫算の均衡を顧慮することなく、農民に巨額の補助金を提供して、赤字を生ぜしめんとした爲め、農民黨中ベツ氏一派は之に反對した結果、聯立内閣の成立となりしことを説き、進んで近年エストニアの反動勢力漸く強大となり、政情不安依然たるに於ては何時クーデターを試みるやも測られざる形勢にあり、茲に黨は入閣を決し、斯くて國民政府は國會定員百名中七十八名を獲得し、絶對多數を占むる地位に於て、國家の財政危機對策として増税、減俸其の他徹底的政策を遂行し得ることとなり、クロネ下落とファシスト革命を一時防止するを得た旨報告した。

次にヨツェル氏は、經濟問題に關する決議案を提出したが、

その主要事項は失業対策で、例へば失業保険、失業救済事業の組織化、失業救済國家基金の設置等を要求したものであつた。

入閣問題を中心として、大會の討議は熱中し、マルトナ氏は聯立内閣参加反対の先鋒となり、社會黨大臣と雖も現下の失業救済上なすなきを説き、新政府が國會の信任投票を得たのみならず、國會より總括的の特権を賦與されたことは、民主主義的権利の制限を意味することを主張した。然し大會は殆んど滿場一致でアスト氏提出の決議を可決した。之は黨内左右兩翼の折衷案とも云ふべきもので、聯立内閣問題には觸れずして、全國の勞働階級に對して最大限の結果を獲得すべき全力を傾注すべきことを訴へ、且社會黨閣員は、あくまでフリンズムには活潑に抗争するものたることを言明したものであつた。

大會に於て役員改選の結果、右派の優勢となり、中央委員會は従來右派十名、左派五名ありしが、今回は右派十一名、左派四名となつた。

因にエストニアの反動運動は、フィンランドのラプア運動の刺戟を受けて二三年前より擡頭したもので、主として豫備將校より成る『自由獲得聯盟』が中心機關となつて居り、『政黨打倒、民衆の利益伸長』を標語として居るが、その活動の主なるものは勞働團體攪亂にあつた。一九三二年春國會が獨立當時制定されし民主的憲法を改正して、大統領をば國民の直接投票により選出することとし、その任期五年間は絶大の権能を與へられ、例

へば理由を明示せずして國會を解散し得る如き規定とせる案を可決し、これが全國のレフレンダムに附されしとき、それ等の反動團體は改正案を支持して盛んに活動した。當時、社會主義勞働黨では、この反動的改正案に反對して、勞働組合を糾合し、共產派の協力まで得て、農民黨の國賊呼ばりを冒して闘争の結果、一萬票の差にて該案は否決となつた。

リツアニアは、バルト諸國中不況の影響を蒙ること最も輕微なる國であるが、それと同時にリツアニアの産業は頗る幼稚にして、工業勞働者の如きも全國人口二百五十萬中僅かに四萬六千人を算するに過ぎない。最近輸出の不振と國內市場の狭小との結果、農産物の價格低下し、農民の窮乏その極に達して居るが、之に對して政府は峻嚴な彈壓政策を以て農民運動の抑制に努めて居り、一般勞働組合運動の如きも嚴重なる取締を適用されて居る。アムステルダム系統の勞働同盟は、加盟組合九團體組合員數千五百人を有し、その他にも勞働團體はあるが、殆んど活動の餘地なきまで壓迫されて居り、共產系組合の禁止されたのは云ふまでもなく、協調組合さへ漸減の状態である。

リツアニアに於ては、一九二六年十二月以來國權黨政府を議して、ワルデマラス、スメトナ、トペリスと次々に政府首腦は代れど、その反動的政策は依然たるもので、社會民主黨の如きも、一九三一年十一月大會を舉行せしのみで、その後一切の會合は禁止されて居る。

中歐及びバルカン諸國

中歐及びバルカン諸國は、經濟界の不況に加ふるに政治的不安依然として解決せず、殊に前年ドイツ、オーストリアの經濟同盟案の失敗以來、オーストリアを中心として、西にフランスとイタリアの爭覇戦あり、南に小協商國は結束してダルダネルスを越えてトルコと握手せんとし、ドニエストルの彼岸にはソヴェート聯邦の虎視眈々たる情勢は、やがて來るべき一大動亂を豫想せしむるものあり、この間にあつて各國勞働運動の任務頗る重大なるものあれども、バルカン諸國に於ける勞働組合運動の漸次實質の途につける外、政治運動上に於ては、オーストリア、ハンガリアを除きては、本年に於ては特に見るべきものはなかつた。

中歐バルカン諸國の勞働組合運動は、久しく共產派の強大にして内紛抗争断えなかつたが、近年アムステルダム側の活動の結果、共產派の勢力漸次驅逐せられ、その不況期に於ける着實穩健なる政策の結果組合の基礎も漸く堅實となつて來た。一九三二年には、チエコスロヴァキアを初めとして、ユーゴスラヴィア、ブルガリア等に於ては、争議頻發したが、アムステルダム側の溫和なる建設的政策が比較的好評を得て、その活動の見るべきところありしは、多少注目せられた。

オーストリア

一九三二年は、オーストリアにとつては、その政策の轉換期であつた。之は隣邦ドイツに於けるヒットラー運動の發展より生じた形勢であつて、少壯首相ドルフス氏が、よくその内外重大なる時局に處して、東歐の一角を砲火と厄厄の渦巻に投ぜざらんと努めつゝあるは、偉觀である。オーストリアが、ドイツとの經濟同盟案を放棄する一方、ドイツ國內に於けるヒットラー派の進出に伴ふて、國民社會主義運動は國境を越えてオーストリアに侵入するや、同國の汎ドイツ主義乃至フリンズム運動は、その方針を再考せざるを得ざるに至つた。汎ドイツ主義者は、ハンガリアに於けるハプスブルグ王家復興運動と一脈相通するところあらんとし、それ等の人々がカトリック教なる點に於て、南ドイツ殊にバイエルン地方の人民黨と協調して新教派たるヒットラー運動に對抗すべき形勢になり、之に對してオーストリア社會民主黨は、國內のフリンズム團體たる祖國黨と抗争すると同時に國外のヒットラー派の侵略を防止すべき任務をも有し、しかも今日のまゝにては經濟的將來は頗る悲觀すべきもののみなる状態なる上、社會主義インターナショナル所屬各國無産政黨に於ける内訌分裂の結果は、再びオーストリア社會民主黨をし

て同インターナショナル内に於ける重鎮として孤軍奮戦せざるを得ざらしめて居る。斯くてオーストリア社会民主党の一舉一動は、東歐に於けるのみならず、全世界の社会民主主義の浮沈に關する問題となつて居る。

社会民主党大會 オーストリア社会民主党大會は、一九三二年十一月十三日より十五日までウィennaに於て開催された。執行委員長カール・ザイツ氏は、その開會の辭に於て、各國より参加せる友誼代表に對する歡迎の辭を述べたが、それ等の外國代表中には、社会主義インターナショナル書記長フリードリヒ・アドラー氏を初めとして、ドイツ社会民主党のパウエル・レーベ氏、チエコスロヴァキア社会民主党のヨセフ・ステイウン氏、ハンガリア社会民主党のエマヌエル・ブッヒンゲル氏、オーストリア在住チエコスロヴァキア人社会民主党のアントン・フワロウセク氏等があつた。

今回大會は、現下の經濟危機及び失業對策を中心とせる討論に終始したので、是等の問題は、執行委員會の報告に於ても、黨と労働組合との關係を論じた場合にも、又各種の政策に關する報告に於いても、凡て重大視されて居つたと云はれる。

オットー・パウアー氏は、『フリスズム、民主主義及び社会主義』に關する報告を提出したが、氏は、世界的不況の政治上に對する影響として、ドイツの國民社会主義運動の勃興せし事情を述べ、オーストリアの反動主義者が、全然事情を異にせるオース

トリアに於てドイツ反動運動を模倣せんとするを指摘し、現下の民主主義制度が斯くの如き極右よりの脅威を受けつゝあると同時に労働者階級、殊にその青年の一部間にも、民主主義の原則に對して疑感を抱くものもあり、斯くして労働運動の戰鬥力は削減せられんとせる旨を力説し、翻つて無産階級共同戦線の確立は、社会主義インターナショナルと共産主義インターナショナルとの直接提携によつて樹立すべきであると斷定した。

次にカール・レンナー氏は、『資本主義政府の經濟政策と労働階級の要求』に關する報告を提出したが、之は、オーストリアの經濟政策上の緊急問題、殊に外國貿易問題を取扱つたもので、大會の満場一致で可決するところとなつた。

其の他重要議題としては、社会民主党と労働組合の關係に關する問題があり、之は黨員をして労働組合の擴大強化に努めしめることを目的としたものであつて、パウエル・リヒター氏之を提出して、大會の可決するところとなつた。

ハンガリア

ハンガリア社会民主党第二十九回大會は、一九三二年一月六日より八日までブダペストに於て議長アンナ・ケトレイ女史司會の下に開催された。出席代表者合計二百二十四名、外に外國友誼代表としてオーストリア社会民主党のアルベルト・ゼフ、チエコスロヴァキアのチエコ人及びドイツ人社会民主党を代表してヨセフ・オホ氏及びアントン・シフェル氏等があつた。

今回の大會は、從來の大會が政綱の審議、殊に農村對策や黨の組織擴大問題等を中心としたのに對照して、主として實際戰術の原則を考究することに努力を集中した。それは、今日ではハンガリア社会民主党の勢力も相當擴大して、黨員數合計十萬を算し、その機關紙購讀者數も前年中二萬六千人の増加を見たし、一方労働大衆間に於ける勢力も確立し、例へば、黨支部の如きも、一九〇六年には當時のハンガリア全國の百五十六市町村にしかなく、戦後領土縮小後一九二〇年には一時四十三市町村に減少したが、その後漸次増加して一九二一年には七十八市町村、一九二二年百七十一市町村、一九三二年には二百七十三市町村となり、又得票數の如きも、一九三二年に行はれた市町村會選舉に於ては、二倍乃至十倍に達する状態となつた結果であつた。

執行委員會の報告によれば、ハンガリアの反動的勢力は、ベトレン首相退任後も依然として強大にして、前年中機關紙の發行停止を命ぜられたこと二回、沒收となつたこと九回、それが爲め裁判手續に訴へたことは、一九三二年だけで九十四回あつたといふ。その他、社会民主党員たりしが故に憲兵隊の暴力行爲を加へられた事件は百五十四件を算し、生命を脅やかされし結果脱黨せしもの四十件、黨支部閉鎖を命ぜられしこと三十六件、家宅搜索及び書類沒收三十六件等、この種の事件は、殊に農民の入黨を妨害する爲めには、毎日起つたと云はれる。其

の他執行委員會報告を沒收せられし爲め、黨員に配布の不可能となつたことや、黨の會合に警官が臨席して、注意中止を命じたこと、或は一九三二年四月七日全國に互つて舉行した大示威運動の際、官憲と衝突して死傷者を出せしこと、または機關紙の無期發行停止及び同筆ヴェルトネル氏罷免命令より、進んで近年ハンガリア労働者の賃銀が著しく低下の傾向になり、一九二七年全國支拂賃銀總額七億三十九百萬ベングスなりしものが一九三一年には四億三千六百萬ベングスとなり、その上さらだに低廉なる賃銀が失業救濟事業の勞銀低廉の爲め一層低下される虞あり、加ふるに農村の失業者は二十五萬人に達すると、次々に労働階級悲境の實狀は報告され、大會は之に對するそれぞれの對策戰術を考究した。

ステファン・フルカス氏の執行委員會及び代議士會の報告に次いで、ヤコブ・ヴェルトネル氏は、黨組織及び機關紙に關する報告を提出し、カール・バイエル氏は國內の政治及び經濟上の情勢及び失業と社會政策につき、エマヌエル・ブッヒンゲル氏は反動運動と社会民主主義擁護につき、フランツ・シェーデル氏は社会民主主義と農村労働者につき、夫々報告を提出した。執行委員會報告は、反對一票ありしのみ、満場一致可決となつたが、上程された決議案中現下の形勢に省みてや、矯激に過ぎるものと認められたものは、凡て大多數で否決となつた。

大會の可決した決議中最も重要なものは、カール・バイエル氏

提出のもので、その内容は、政治經濟問題に對する黨としての要求事項を取扱つたもので、無記名平等普通選舉權、出版及び集會の自由、政府當局の除外的權能の撤廢、政治的迫害中止、亡命者入國禁止撤回及び政治犯特赦、國際平和確立、軍備中止及び軍備全廢、徹底的土地改良による大所有地の撤廢、一週四十時間労働制立法、労働者の基金運用に参加せる失業救済及び失業保險採用、土木公共事業の賃銀値下禁止、労働爭議に警察官の干渉禁止、俸給労働者従業條件取締立法、中小商工業者に對する信用及び原料品供給自治的全國的機關による組織化、大規模投資による資源開發、軍費の徹底的削減、カルテル獨裁及び不當高利の禁止、隣接國との相互的通商關稅條約締結、隣接國との關稅條約尊重、借家人保護、家賃値下及び浮浪兒の住宅供給、社會保險機關の自治及び給付増額、母親及び小兒福利施設、廢疾者救護立法等の項目が列舉されて居る。

ヴェルトネル氏提出の決議は、黨及び機關紙の擴大強化を要求せるもので、殊に月刊の學術雜誌『社會主義』は、農村労働者教育用として廉價なパンフレットとして發行してゐることが注目された。

以上の外、大會の採擇せる決議には、青年部設置、借家人保護運動開始、労働者スポーツ團發展、全國宣傳及び選舉基金の設置等に關したものがあつた。尙ほ今回の大會に於て、労働組合を除名されたものは、自動的に黨籍より除名されるべきこと

副議長

D・フゾロフ(チエルヴェン・ブレグ代表)

ゲオルギ・ストヤノフ(パウリケニ代表)

シツ・ゲネーネ(シメオノグラード代表)

イヴァン・デイトロフ(オレホヴオ代表)

キリル・クリストフ(ルツセ代表)

T・テイチョロフ(ローマン代表)

イヴァン・マノフ(ソフィア代表)

書記

昨年度の事業に關し大會に提示せられたる中央委員會報告は同黨活動の緊密化と黨員の増加とを示した。大會は同報告を承認した。

昨年中の黨員數は、一萬九千四百六十五名、即ち前年に比して千五百二十名の増加である。昨年中同黨は五百六十回の公會、二千四百九十八回の支部會議、二千二百四十五回の地方委員會を開いた。黨は、オレホヴ、選舉區に於ける選舉が詐欺及び脅迫の故を以て無効となつた爲め、その補缺選舉を争ひ、一千三百七十一票を獲得したが、之は總選舉に於ける得票に比し四百三十九票の増加であつた。

昨年中、九月十七日付協定に基づき、社會主義同盟が本黨と合併した結果、ブルガリアには本黨以外に社會主義團體は絶無となつた。社會主義同盟は、一九二六年中本黨を脱黨した者である。

大會は、一決議に於いて政情及び政治的活動に關する黨の政

が決定した。

ハンガリア社會民主黨には、反幹部極左派があり、今回の大會に於いても、役員選舉に際して、別案を提出して争つたが、極左派幹部で新役員に當選したアルフレッド・ハラシュ氏及びデジデル・ライスマン氏は、黨首腦部の根本的改革を要すると主張して、就任を拒絶した。

大會は、議長ケトレイ女史の黨員の結束一致を激勵せる閉會の辭を以て終了した。

因にハンガリア社會民主黨大會に關聯して、一月八日ブタペスト市に於て同國少數民族派の大會も舉行され、その席上少數民族文化擁護問題が上程され、又本黨の政策に基く決議が可決された。

ブルガリア

ブルガリア社會民主黨第三十五回大會は、十月二十三日及び二十四日の兩日に互りソフィアに於いて開催せられ、二百三十五支部を代表する三百七十五名の代表者の出席を見た。

開會式はソフィアの最大なる集會場の一たる『ルネッサンス劇場』に於いて行はれ、同志ルカ・ゴヴェダロフ(アロウディウ支部)ダチコ・ベトコフ(ルツセ支部)、クレスト・バストッチョフ(ソフィア支部)諸氏の演説があつた。

大會役員に選ばれたる者は左の如くである。

議長 K・ルルチエフ(ソフィア代表)

策の原則を明かにし左の如く宣言した。

『恐慌の永續と、その工業國は勿論農業國のあらゆる方向への波及と、凡ての資本主義政府が、労働大衆の堪へ難き暴狀を緩和し、生産的活動の恢復に依りて失業を防止し、農産物の價格を引上げ、農村住民、小獨立生産者及び賃銀労働者の狀態を改善するの能力なきことを暴露したる事實と、以上一として資本主義體系が崩壊しつゝあり、完全なる壊滅に向つて進みつゝあることを示さざるはならない。』

『獨り労働者に取つてのみならず、亦現に生産に従事せるあらゆる階級に取つて現在の渾沌よりの血路は、決して此の倒壊に瀕せる機構を支へんが爲めにのみ案出せらるゝ諸般の措置の中に之を見出すことは出来ない。それは果敢にして博大な改造と、經濟的、財政的並に社會的問題の社會主義的解決に俟つの外はない。』

『日常當面の問題を處理し、諸種の改良事業に向つて努力することの重要性を無視することなく、社會主義的解決を確保するの必要が今日主位を占めなければならぬ。』

大會は更に、勤勞大衆——賃銀労働者、農村労働者及び小獨立生産者——の地位に關する一決議を採擇し、彼等の窮狀の改善に必要な具體的要求並に改革を高唱した。

黨の機關新聞に關する決議も同様採擇せられた。

凡ての決議は完全なる満場一致を以て可決せられた。黨の長老の多數を網羅した本大會は、社會主義者の決意と社會主義者の連帯との熱狂的示威であつた。

左の諸氏は満場一致を以て、次期の中央委員會々員に選ばれ

た。

チアレコ・サカソフ。クラスチュー・バスツチヨフ。ペーター・ヂ
 グロフ。コスタ・ルルチエフ。グリゴール・チエシユメヂイェフ。ヂミ
 タール・ネヂコフ。ベツコ・タルバノフ。クリストー・バラリイェフ。
 ソテイル・ヤネフ。イヴァン・ルネフスキー。ニコラ・イツサエフ。イ
 ヴァン・クレネフ。ドブリ・ブドワロフ。デイモ・ヴェーベフ。クルチ・
 ブラウソフ。

新中央委員會は、十月二十六日の第一會議に於いて、左の如

く執行委員及び黨書記を選任した。

執行委員

コスタ・ルルチエフ。グリゴール・チエシユメヂイェフ。
 デイミタール・ネヂコフ。クリストー・バラリイェフ

書記

コスタ・ルルチエフ。クリストー・バラリイェフ。

大會は、黨の組織の強化と黨新聞の發展とを以て來年に對する黨の重要任務を爲すべきことを決議した。

インターナショナルの祝電が、長き喝采の裡に大會に依つて受取られた。

中 華 民 國

日本軍の遼西地方確保と上海に於ける日支衝突事件を以て火蓋を切つた中華民國二十一年は、政治方面に於ては、南京政府の國際聯盟及びその特別調査委員會の活動を中心とせる對日本政策と、西南政府懐柔策動とに忙殺され、一方共匪討伐は依然として顯著なる效果なく繼續され、邊境地方には重大叛亂の頻發を見た。この間にあつて、従來雌伏せる蒋介石氏を中心とせる藍衣社の漸次その鋒銜を顯露し來つたのは、注目すべき現象であつて、共産黨を盟主とせる左翼勢力と藍衣社を指針とせる右翼運動との對立こそ、やがて支那社會運動の動向を決定すべき重大因子たるべきやに觀測される。

上海事件の影響として特殊の勞働問題が、上海附近に惹起したことは、一九三二年の特徴ある事態であつた。之に次いで一般勞働運動の動向が、共産派の勢力發展や、南京政府の政策の結果、稍々變化を生じたること、及び全國の動亂混沌時代なるにもかゝらず、南京政府の勞働法制が一部の勞働運動者の間に於ては、重要問題として眞摯に取扱はれて居ること等は、興味ある現象であつた。

上海の勞働問題

上海事件が上海附近の勞働界に與へた影響中最も顯著であつたのは、日支交戦の結果諸工場に於ける作業中止となり、それによつて生じた失業者の増加及び之に對する措置であつた。

上海事變に伴ふ上海に於ける日本側經營工場、紡績工場九社職工數約六萬、其他各種工場に於けるもの併せて七萬三千名に上る職工、並に之に附隨する勞働者數は失業者數を併せて約十萬に近きものがある。而して其の獨身者、苦力等を除くも家族を合し其の大約三十萬人の生活問題は上海を中心とする支那社會問題として重視せられつゝあつた所のものである。之あるが爲め——一般的不況もその一因——九・一八事變（滿洲事變を醸成した滿鐵爆破事件）以來上海に於て猛烈なる排日運動が行はれたにも拘らず、各工場に於ける職工、勞働者の出勤等は却つて能く、多少の煽動により動搖を見たのみで、従來排貨、外憂問題等による捲添的争議を起さなかつたことは、其反面に於て支那側有志の重大なる社會的不安の醞釀による責任に對する自覺と、一般職工勞働者の萬一に對する不安に基くものと考へられ、また一般に承認せらるゝ意見であつた。

しかして是等各紡績工場に於ては夫々事態の趨く處已むを得

ざる處置なること、復活後に於ける再採用等を充分納得せしめ、當時渦中に投じ一時閉鎖した支那側經營工場等より割合よき給與を爲し、可及的直帰郷せしめる方針を執つたのである。

これが爲め職工側は事態の已むを得ざること、その一時的給與に潤ひ、直ちに路頭に迷ふことなきこと、時局終結のさして永からざるべきこと、操業開始と共に復工の見込あること、從來その立場上争議を繰返したが、結局日本人工場の經營力鞏固にして多少規律上煩瑣なる點あるも、概して賃金の高額なること等々に就き自覺する處があつたので、寧ろ閉鎖は案外順調に運んだのである。

併し此の失業問題と共にその案外に結果の重大化しない原因として、社會的に二つの看過し得ざる問題がある。即ちその一は支那農村殊に上海を中心とする南支農村に於ける吸収力であり、他の一は支那人工業の勃興である。即ち支那農村の疲弊に就いては屢々内外學者、實務家等によつて言及せらるゝ所で、その全般的に資本主義發達による影響、政治的搾取、灌溉水利施設の不備等による災厄等の結果として、その涸渴的狀態に在ることは蔽ふべからざる事實である。しかし亦一方に宗祕的家族制度による、また血縁的、地縁的關係による相互扶助的關係は未だ消滅せず、殊に上海を中心とする江南江北地方は揚子江の沖積層で地味の極めて肥沃であり、農村經濟の流通經濟化は却つて棉花、蠶繭、都市生活必需品の供給地として、之を輿地の農

村に比して頗る有利化してゐる。斯くして上海の如き局部的失業者に對する或る程度の吸収力を保有してゐるといふ事實を忘れてはならない。

第二には日本商品排斥による支那側工業の勃興である。時局以來支那側紡績工場は戦局の關係による操業短縮、乃至は一時的休業を行つたが、全體としてはその全能力を發揮し、寧ろ計畫的擴張に入らうとしてゐること、平素から日本側紡績工業に於ける優秀なる熟練工の奪取に腐心しつゝあつた支那工場はその細糸への轉換に絶好の機會として、這般の失業職工の吸収に努め、其他各種工場に於ける熟練職工が支那人工場に吸収せられてゐるといふ事實がある。

叙上の如く大體に工場閉鎖に伴ふ問題は比較的好き事情のもとに處理せられたが、問題は寧ろ今後に在る如くである。即ち此の三條件に恵まれざる失業職工の一部はその物質的窮乏と共に當然上海を中心とする地方に浮浪化し、戦争の氣分と戒嚴狀態を脱すると共に其の惡化を來すべき處を有することである。

この問題は早くも事實となつて現はれ、内外棉花紡績工場失業職工二萬餘——事實上歸郷、他會社へ吸収せられたが——は二月十二日代表を上海市民地方維持會救濟科に出頭せしめ、生活維持に關する請願を爲した。然るに同會は専ら戦争地域被害者の爲臨時組織にして、一切の支出は義捐金に據つて居り、會務は戦争終結と共に停止すべきもので、要求に應じ難き旨回答

し市政府及社會局と折衝すべき事を約したとの事であるが此種のものに當に内外棉一會社に止まらなかつた。

上海市政府の失業救濟計畫實施 最近世界經濟恐慌の影響は漸く支那に對しても其影響を顯著にし來り——支那はその經濟政治機構の上から影響は他の文明國に比して遅い——都市の工業は、外國商品のダンピングと共産軍、地方軍閥等の内國戰に、生産品の流通を阻まれ、地方農村迄軍費の搾取、農産物搬出の便を、缺き穀價は生産原價をすら償ふに足らずとする状態であつた。これが爲め農民は極度の貧困化に泣き、都市に於ける工業勞働者の失業者は加速度的に増加するも、彼等を吸収すべき農村は同様の窮狀に在る爲めこれ等失業者は流氓化し、その氾濫に社會的不安は日に著しきものがある。即ち上海の一隅のみを以てするもその失業數は一九三一年の數倍に上り三、四十萬人と推算せられた。而して此の莫大なる失業者は動もすれば共産黨の煽動を受け、治安を素す恐れは十分にあるので十月二十三日の如き是等失業勞働者の騷擾を憂ひ、又これに備ふる爲め臨時戒嚴令を布いた程の状態である。殊に時季は寒冷に入らうとしてゐる。若し之を放任するが如くんば如何なる不測の禍を惹起するや、其結果は謂はずして明かである。

これが爲め上海市政府は社會局公安局に命じ民間各公益團體と協力し、失業工人救濟會を組織せしめ、失業登錄を勵行し、職業紹介、食糧の配給等各種の手段を講じ、一面その根本方針

の樹立に着手し本年九月以來救濟法を起草審議中であつたが、その後決定を見、十月末市社會局に對しその實施を指令した。その内容は

(一) 惠工事業(福利増進救濟) (二) 産業發展

(三) 勞資争議の解消 (四) 農村經濟の發達

等に關する四大項目である。これ等各項目の實施の指令を受け、社會局に於ては會議を開き、市政府の主旨に基き實施の順序及び方法等に就いて協議し、上海失業工人救濟計畫實施方案起草委員會を組織して十九名の委員を任命し、愈々失業者救濟に乘出すこととなつた。該計畫の實施はこれを二段に分ち實施せらるゝ豫定であるが、今その概様を紹介すれば略々次の如きものである。

救濟網要 具體的方法としては勞資争議の解消、工會設施と勞働運動の指導、工場検査、各工場貯蓄會、勞工學校俱樂部、消費組合の設立、農事の改良、副業の奨励、國貨提唱、商品販路の擴張の指導、科學的管理の實施を督促すること。

勞働者福利増進事業(惠工) 例へば職業紹介所、小工業借本處(小商工業者に對する小額資金の融通を行ふもの)、勞働者貯蓄會、失業救濟基金の募集等の如き失業救濟辦法、其他勞働者の知識技能の増進、勞働者の生活改良等の如き勞資協調により産業を發展せしめ失業を豫防する方法である。

第一期事業 (一) 失業研究委員會を組織し失業及救濟方法を

討究しその實施を圖ること。(二)産業廳公布の職業紹介所暫行辦法に據り、上海市職業紹介所組織章程を制定し、職業紹介所を設立し労働者の需要供給を調節すること、(三)小商工業者借本處を設け、最初一區域を指定して試辨し、其の成績により、益々擴充を圖ること(借本處章程の制定)、(四)各工場を督勵して労働者貯蓄會を設立せしむること(工人儲蓄暫行章程、同規則制定)、(五)各工場をして勞工學校或は勞工班の設立を督勵すること、労働者教育は職業訓練、公民訓練、職業補習の三種に分ち、實業、教育兩部に於て會同制定したる勞工教育實施辦法大綱に準據して實施す、(六)各工場を督勵して職工俱樂部を設立せしむること。(七)消費合作社(組合)を組織すること、即ち上海市消費合作社暫行規則に準據し、各工場にその設立を督勵すること、(八)工場を督勵し福利事業(惠工)の設立を督勵すること、例へば女工を雇用する工場に於ては托兒所を設置し、平時労働者三百人以上を使用する工場に在つては醫務室を設くが如し。これが爲めには調査員を派して可能の範圍内に於て之を督促し、その設置を勵むること。

第二期事業 (一)労働住宅の建設、(二)單身労働者寄宿舎の建設、(三)勞工食堂の設置、(四)市立勞工俱樂部の設立(以上は市政府の事業として、小工場職工、職業労働者、例へば建築労働者、埠頭苦力、人力車夫等の爲め福利増進の爲め施設)(五)労働者幼児教育養所の設置、(六)勞工子弟學校の設立、(七)勞工保險公司の設

立、(八)勞工醫院の設立、(九)労働者墓地の設置、(一〇)失業救國基金の募集、(一一)其他労働者の福利増進に關する事業。尙ほ産業發展への第一着手としては「各工場の生産増加を計ると共にその生産原價(工賃)には出来る限り觸れざること」を切下げ、争議解消のためには工場會議の組織を督勵し、勞資争議處理の順序改善、最低賃銀制度の設定を設けしむる外、農村發達の爲め副業の奨励、農業技術の改善、産業組合の組織を促進することを擧げてゐる。

事實免除處理法 近年上海に於ける家賃争議は年と共に多きを加へ、殊に上海事件以後その支那街の罹災區及び近接地に於て甚だしきものがある。これが爲め支那側上海市政府では其の處置に就き研究中であつたが、七月上旬次の如き標準辦法四班を決定して公布した。

- 一、吳淞、江灣、段行、眞茹、彭浦、引翔、閘北(北區 Extension) 即ち租界延長道路)は三箇月
 - 二、特區蘇洲、河以北、橫濱以西は二箇月半
 - 三、特區、橫濱以東東揚樹浦一帶は二箇月
 - 四、滬南區、浦淞區、蘇洲河以北は一箇月半
- 尙ほ近く支那側に於けるタックス免除に關する公布を爲す筈であると。

上海の罷市停止と復工 上海事變勃發以來全市に於ける百八十餘の同業團體は一齊罷市(註、支那に於ては古來爲政者若くは第三

者に對する消極的抵抗法として屢々罷業が行はれたる)を決定したが停戰會議の進行に伴ひ、四圍の情勢は漸次鎮靜に赴き、旁々折柄滯在中の國際聯盟調查團の勸告もあつたので、上海市政府社會局に於ては三月末前記諸團體に對して、此上尙ほ罷業を繼續するや否やに就き照會した。然るに各團體中罷市の繼續を主張するのは僅に三分の一にも達せず、罷市中止に賛するもの絶對多數を占むるに至つた。茲に於て市社會局は三月二十六日市民聯合各委員長を通じて一般商人に對する罷市中止し、平常通り復業すべき旨の訓令を發した。斯くして上海市民聯合會、各路商業聯合會及佛租界工業聯合會の三團體は聯合總會を開き、開市問題に就き協議を進めた結果、中央政府の長期抗日計畫決定し商民は秩序及び金融の恢復と聯盟調查團の勸告を尊重する意味に於て、四月一日から罷市中止すると共に「忍痛開市」と題する長文の聲明書を發表し、全市商店の一切開業が行はれた。

一方上海工業界に重要地位を占むる日本人經營紡績工場は事變發生に伴ふ總閉鎖敢行以來約三箇月に互つたが、時局の稍々鎮靜に赴くと共に支那人側紡績工場は休戰以來早くも操業を開始し殆んど上海開市前には全操業にまで達した事實、並に四月一日開市以來人氣の好轉は漸く操業開始の氣運熱せるものとして、各工場共待機の状態にあつた。しかして操業開始は閉鎖の場合と異り必ずしも各社歩調を一にする必要なく、個々の情勢により開業するを可とする意見多く、上海紡績同業會は四月二

十日例會を開き協議の結果、同二十六日より一齊に操業を開始することに決定し、同時に次の如き聲明書を發表した。

「昨年九月以來頗る深刻化する、排日運動は日と共に峻烈を極め、本年一月二十九日一齊に工場閉鎖の已むなきに至り、以來三箇月間を経過せり。然るに停戰交渉は目下兩國當事者間に於いて、銳意折衝中のところ、一方排日貨の取締に支那當局に於て、今後十分勵行する意向なることを確め得たり、他面支那人の工場再開を歎願するもの多きに顧み、我が紡績同業會は慎重考慮の結果、來る四月二十六日より操業を再開する事を協議決定せり」

これより先各工場に於ては開廠準備として四月初旬以來内外棉は二二〇〇、上海紡績四〇〇、東華紡三〇〇、豐田紡二〇〇名と夫々支那人職工を入廠せしめ、仕掛品整理其他諸般の準備に着手した。然るに外部労働組合其他の妨害に依り、出勤率減少し、内外棉の如き二、二〇〇名より遂に二十名足らずに激減し、また浦東日華紡績に於て發した職工三、〇〇〇名に對する操業開始通告に對しては、日本軍の完全撤退を見ざる以前に於ては、絶對就業せずと強硬態度を表明する等、多少悲觀模樣であつた。然るに一方上海市政府當局近年世界經濟恐慌及昨夏の長江流域大火災並に共産軍の活動等による深刻なる經濟的不況に搦て加へて上海事變等の發生あり、上海市政府當局は上海市に於ける未曾有の失業率(國民政府統計局長吳大鈞は紡績労働者のみにて二五〇、〇〇〇人、被占領區域直接被害者一八〇、八一六人、間接被害

者八〇四、〇八四人を發表してゐるを擁し、益々増大せんとする社會的不安状態に鑑み、職工の就業を妨害する諸團體の取締を決定し上海市長は公安局(支那側警察)に命じ四月十九日前記労働組合本部を封鎖し、反日運動に弾壓を加へた。この事は少くとも政府當局者の今後方針を反映するものとして、日本人側の復業氣運を促進したことは明かである。

斯くして上海共同租界内のみに見ても平時主要工場数は五九六、労働者數二二五、〇〇〇人に對し、現在(五月初)復工労働者數一六四、〇〇〇人、未復業者六一、〇〇〇名にしてこれ等は地方農村に止まつてゐるものと見られてゐる。復活全操業状態に達せるもの二五〇工場、その労働者數一〇〇、〇〇〇人、一部操業開始二八二工場にして、全然閉鎖中のものは僅に六四工場である。而して日本人經營紡績工場現在就業職工數は平時の四七、九一九人に對し、二一、八七四人にして内晝間就業一六、六四一人、夜間就業五、二二三人である。

尙ほ公大(鐵紡)第二工場は四月二十六日以来晝夜操業を開始したが第一工場も諸般の準備成り、愈々五月三日から夜間操業を開始し、職工出勤率は七〇%に達してゐる。尙ほ同興、豐田紡績等も晝夜運轉を開始し、上海紡績また第三工場を残し第一、第二、第四工場の晝夜操業に移り、その晝間操業に止まるものは裕豐大豐のみである。なほ一般的に見て職工の出勤率は少きは五〇%多きは六八乃至七〇%内外にして、現在では職工の出

勤その他積極的に妨害を加ふるが如き事實は殆んど消滅した。斯くしてさしもの大問題も略々其結末を告げたものと觀測される。而して上海事變に關聯して捲き起された商業經濟機能の停止、工業生産の停頓、頽廢、從つてまた之に伴ふ大量失業者の追出等でその影響は各部門に亙る廣汎且つ支那未曾有の事實としてその政治、經濟的意義は頗る大なるものがある。その政治的問題は姑く措くとするも、本問題の處理が支那官民及び外國人企業家に與へた經驗、殊に事件發生以來の記録は在支外國人企業經營者に對し極めて示唆に富んだものである。

備考 (一)國民政府統計局長吳大鈞氏は上海事變による支那側損害中、工業に與へた損害は、被占領地域内工場五九七、損失六七、九九一、八七四元、全市工場の直接及間接の損失九七、一五一、二八七元(但、報告済の分)、職工失業者八割、紡績工場従業員二五萬人、失業に依る給料損失高毎月三七五萬元と發表した。

(二)日本人側損害に就いて上海總領事館調査に依る四月十日現在調査済損害合計百八件、總額一、〇八七、九〇〇弗にして未申告のもの、内に百萬弗を超過する寶山玻璃廠の如きものを加ふる時は總額五〇〇萬弗を下らずと稱せられてゐる。

労働法制

國民政府に於ては、かねて工場法を初めとして工會法、労働争議法等の近代的労働立法を制定し、その他社會政策的施設を續々完備しつゝあつたが、それ等の立法が、やゝもすればその

規定の國內産業及び一般經濟状態の現實を無視して餘りに進歩的なる爲め、各方面の非難反對を惹起し、實行不可能なる空文に墮しつゝあることも周知の事實である。一九三二年の如く労働立法を中心として惹起した問題も種々あつたが、他に工會法及び労働争議調停立法に關する問題を紹介する。

總工會の工會法改正要求 中華民國現行工會法は一九二九年十一月施行以來、組合側は該工會法は内容に頗る疑點多く、常に労働者に對する保護の如きも殆んど空文にして、寧ろ労働運動を抑遏し、束縛するに過ぎないと言ひ、これが爲め既に上海特別市總工會準備委員會及び各地黨部、工會等から幾度かその改正を要求したが政府の認むる所とならざるのみか、却つて各地に於ける工會は該工會法の束縛制は續々解散を餘儀なくされ、而も新團體の組織は該工會に準據し、全然黄色的御用組合以外の何物でもなく、これが爲め労働運動はその自由性を失ひ、殆んど危機に瀕し、而も労働者の生活は經濟界の萎縮に累ひされ、愈々窮地に陥没しようとしてゐる。これが爲め本年のメーデー決議に於ても工會法の即時改正の要求を掲げ、上海總工會また之と前後して國民政府に對し、相當強い態度でその改正を要求した。

他面天津に於ける全國鐵道從業工人會聯合會はその事務所設置及び事務取扱に關する公許を得る爲め、南京に代表を特派し、當局と折衝中であるが、中央當局は工會法に基き單一組合と他

の單一組合とを連繫する所謂横の組織を許可せずとの方針を執り、到底これが許可を爲さざること、認められてゐる。之に對し組合方面に於ては聯合會の要求は該工會法改正のテストとして之を注視しつゝあるが、聯合會は若し政府當局にして聯合會事務所の設立を許可せざるに決した場合には、邦工會が採つた方法、即ち全國鐵道工人組合總罷工されて對抗すべく決意してゐるものと見られてゐる。尙右聯合會事務所設立を願出でた裏面に關し當然推測せられることは、近時擡頭しつゝある工會法に對する労働界の不滿と、一方上海實業界の反内戰運動に共鳴した鐵道工人會が將來内戰に反對する手段として聯合して、挑戦者側の軍隊、軍需品輸送を凡ゆる方法を以て拒絶するといふ事に決した結果、例へば各鐵道の總罷工或は部分的罷工を必要とする際、從業工人の統制力を發揮せんが爲めであるとも見られて居つた。

勞資争議處理法の修正 國民政府勞資争議處理法は最初一九二八年制定公布され、その精神は強制調停主義を採用したものであつたが、一九三〇年胡漢民氏の立法院長時代に先總理孫文氏の意思は勞資雙方の法益を侵害するが如き強制的制度にあらずとする見解に基き修正を加へられたものである。

然るに國民政府は最近勞資争議の頻發が益々社會的不安を増大せしめ、單なる勞資協調主義の提唱のみを以てするも到底その目的を達成することは不可能であるとし、争議に對する強制

調停の規定復活の議が部内に起り、且資本家方面の熱烈なる運動に動かされ、遂に九月十日中央政治會議から提出せられた修正勞資處理法を立法院に於て審議の結果、その通過を見るに至つた。

新法によれば勞資間に争議の發生した場合、當該地方行政官廳は當事者の一方の請求によりまた主管行政官署が必要と認められる場合は、その権限に依り、該争議を調停委員會に委ねて調停を計り、若し不結果に終つた場合には、仲裁委員會の手に移して解決せしめる。更に争議が一箇月以上に互る場合及び官營軍需品工場、水道、電力、瓦斯會社、郵便、電信、電話、鐵道、電車、航空、バス事業等の如き公共を帯ぶる事業に争議の勃發した場合、當該地方行政官署が、その権限によつて仲裁委員會の手に争議を移してその解決を計る事が出来る。調停委員會は五名乃至七名の委員から成り、當事双方より夫々二名を指名し、當局から一名乃至三名の委員を出し、議長は地方行政官署の任命する委員中から選出することになつてゐる。また仲裁委員會は當該地方行政官署、地方黨部、地方法院から各一名の委員を擧げ、更に直接争議に關係なき勞資代表各一名を加へる。而して仲裁委員會の判定は調停委員會のそれと異りて強制力を有し、いはゞ最後の判決で、これに抗告することは許されない。また前記の公共事業に於ては、勞資双方共争議による「閉め出し」またはストライキを行ふことを許されない。その他の一般企業

に於ても調停委員會で審議中はロック・アウトまたはストライキを行ふことを得ないのである。従つてまた資本家側はこの期間中用人を解雇出来ないと同時に、被使用團體たる勞働組合は左の諸項を禁ぜられてゐる。

- (一) 店舗または工場の強制閉鎖
- (二) 店舗または工場の商品または機械類の沒收、又は故意にこれに障を加へること。
- (三) 他の使用人に對して罷業を強要すること。但し、今回の修正に對しては中華工業總聯合會其他勞働團體の類は相當熱烈な反對運動が行はれてゐる。

尙ほ勞資争議法の修正と共に立法院はこれと關係を有する勞働組合法(工會法)第二十三條を改正して罷業權に制限を加へ、同法第三條に規定する公共事業及び國營企業の従業員は如何なる場合と雖も調停委員會に於て調停の成立を見ず、且つ勞働組合大會の無記名投票に於て全會員の三分の二以上が罷業に賛成した場合でなければ罷業は許されないことになつた。今回修正を見た勞資争議處理法は次の通りである。

第一章 總則

- 第一條 本法は雇主と勞働團體、或は勞働者十五人以上と雇傭條件の維持或は變更に關して争議を發生したる時之を適用する。
- 第二條 本法に於て稱する主管行政官署とは特別の規定あるものを除き、市に於ては市政府、縣に於ては縣政府、國營事業に於ては

第二章 勞資争議處理機關

第一節 調停機關

- 第八條 勞資争議の調停は調停委員會に於て之を處理す。
- 第九條 調停委員會は委員五人或は七人を置き左記の代表を以て之を組織す。

- (一) 主管行政官署の派遣する代表一名或は三名。
- (二) 争議當事者雙方は各代表二人を派遣す。前項第一款の代表は主管行政官署の職員を以て限りと爲す。

第十條 勞資争議は第三條第一項の規定に依り調停に附せんとする場合其争議當事者は主管官署の通知を受けた日より三日以内に各自代表を選定し且つ該代表の姓名住所等を報告すべし。主管官署に於て必要と認むる場合は酌量して前項の期限を延期することを得。期日に至るも其代表の姓名、住所等を報告せざるものに對しては主管官署は職權に依り之を指定することを得。

第十一條 調停委員會委員の人選決定後、主管行政官署は速に召集開會し且つ主管行政官署は代表を派して主席と爲す。但第十三條第三項規定の調停委員會は實業部の派遣する代表を以て主席とす。調停委員會にして已に開會を召集したる場合、委員にして出席を拒絶し調停の進行を圖ること能はざる場合は調停の不成立と看做す。

第十二條 調停委員會の主席は各該主管行政官署の職員を使用し、記録、編案、起草其他一切の庶務を處理せしむることを得。

第十三條 同一勞資争議事件にして、該主管行政官署二個以上を有するものは各該主管行政官署が同一省區に在る場合 第九條第一

其の主管機關とす。

第三條 主管行政官署は勞資争議の發生したる場合、争議當事者の一方、又は雙方の請求により調停委員會を召集して之を調停す。若し主管行政機關が調停に對する必要ありと認むるも當事者の請求なき場合に於ても同じ、調停成立の場合之を當事者間の契約と同一のものと看做し、若し當事者の一方が勞働組合たる場合は争議當事者間の團體協約と同一のものと看做す。

第四條 左記各事業に勞資争議發生し、調停不成功に終りたる場合は仲裁委員會の仲裁に約す。

- (一) 公衆の需要に供する水道、電燈、瓦斯事業
- (二) 公衆の使用に供する郵便、電信、電話、鐵道、電車、航運及び其自動車(バス)事業

第五條 前條以外の勞資争議事件にして調停不成功に終りたる場合は争議當事者雙方の請求により仲裁委員會の仲裁に附す。但し行政官署に於て情勢重大と看做し、且つ一箇月以上に互るも解決せず、仲裁に附する必要ありと認めたる時は争議當事者の請求なき場合と雖も該争議を仲裁委員會に附することを得。

第六條 勞資争議事件にして未だ調停手續を経ざるものは仲裁に附することを不得。但し争議當事者雙方に於て仲裁を請求する場合は此の限りに非ず。

第七條 争議當事者は仲裁委員會の裁決に對して不服を聲明することを不得。前項の裁決は當事者間の契約と同一に看做し、若し當事者の一方が勞働組合なる時は争議當事者間の團體協約と同一と看做す。

項第一款の主管行政官署は省政府に於いて之を指定し、尙ほ第九條第一款の代表を必要とする場合は該省政府より之を指定派遣することを得。同一勞資爭議事件にして、同一省區に在らざる時は第九條第一款の主管行政官署は實業部より之を指定す。若し實業部に於て必要ありと認むる場合、第九條第一款の代表は該部より之を指派することを得。前二項の事情は國營事業に在つては其主管機關より指定し或は之を指派す。

第二節 仲裁機關

第十四條 勞資爭議の仲裁は、仲裁委員會之を處理す。

第十五條 仲裁委員會は委員五人を置き、左記の人員を以て之を組織す。

- (一) 主管行政官署は代表一人を派す
- (二) 省黨部或は該地市縣黨部は代表一人を派す
- (三) 地方法院は代表一人を派す

(四) 爭議と直接利害關係を有する勞方及資方代表各一人
第十六條 省政府或は省に屬せざる市政府は其所轄區域内に於て、二年毎に勞働團體及雇主團體に命じて各々仲裁委員と爲すに堪へるもの二十四人乃至四十人を推定し、その名簿を作製し、その認可を経たる後之を實業部に送りその記録保存に否し、實業部は三年毎に國營事業の勞働團體に命じて、夫々仲裁委員の任に堪へるもの二十四人乃至四十八人を推定し、名簿を作製し、之を報告せしむ。仲裁事件ありたる場合は前條第四款の代表は主管官署に於て、前二項の名簿中より夫々指定し爭議と直接關係なきものを以て之に充つ、第一項及第二項仲裁委員の推定方法は實業に於て之

を定む。

第十七條 凡そ曾て調停委員會委員の任にありたる者は同一事件の仲裁委員たることを得ず。

第十八條 仲裁委員會は主管行政官署に於て之を召集し、召集機關の代表を以て主席と爲す。但第二十條規定の仲裁委員會は實業部より派する所の代表を以て主席と爲す。

第十九條 仲裁委員會の主席は、其所屬官署或は所在地の地方法院の職員を使用し、記録、編案、起草及其他一切の庶務に當らしむることを得。

第二十條 同一勞資爭議事件にして、其範圍が一省に限らざるものは、國營事業を除くの外、第十五條第一款の代表は實業部より派遣し第四款の代表は實業部より關係を有する各省の仲裁委員名簿により之を指定派遣す。

第三章 勞資爭議處理の順序

第一節 調停の順序

第二十一條 爭議當事者が調停を請求する場合は、主管行政官署に調停請願書を提出すべし。

第二十二條 調停請願書には左記の各事項を明記すべし。

- (一) 當事者の姓名、職業、住所或は商號、工場名、團體なれば其名稱及事務所所在地
- (二) 爭議事件と關係を有する勞働者數
- (三) 爭議の要點

第二十三條 爭議當事者の請求を経ずして、主管行政官署に於て調停に附する場合は、該行政官署は調停事項を書面を以て雙方當事

者に通知すべし。

第二十四條 調停委員は召集後二日以内に左記事項の調査を開始すべし。

- (一) 爭議事件の内容
- (二) 爭議當事者提出の書狀及其他關係を有する事件
- (三) 爭議當事者雙方現在の狀況
- (四) 其他調査すべき事項、調査期間は特別の事情ある場合を除くの外七日を逾中ることを得ず

第二十五條 調停委員會は調査事項により證人を召喚し、或は關係者の出會説明、或は説明書を提出せしむることを得。

第二十六條 調停委員會は關係工場、商店等に對し調査或は詢問を行ふことを得。

第二十七條 調停委員會委員は調査し得たる秘密事項を漏洩することを得ず。

第二十八條 調停委員會は調査完了後、二日以内に調停の方法を決定す。但特別の事情あり、或は爭議當事者雙方代表の同意により延期したる時は此の限りにあらず。

第二十九條 調停委員會は調停は、爭議當事者双方代表の同意を経調停書に署名したるものを以て調停の成立となす。調停委員會は調停の結果を主管行政官署に報告すべし。

第二節 仲裁順序

第三十條 爭議當事者が仲裁を請求せんとする時は、主管行政官署に仲裁請願書を提出すべし。主管行政官署にして前項の文書を受受したる後は、速に該行政官署所在地或は爭議事件所在地に於て

仲裁委員會を召集すべし。

第三十一條 爭議當事者調停不成立に依り、仲裁を請求し之に附せんとする時は其の請願書に左記の事項を明記すべし。

- (一) 當事者の姓名、職業、住所、或は商號、工場名、團體なるときは其の名稱及び事務所所在地
- (二) 調停不成立の事由
- (三) 請求の目的

第三十二條 爭議當事者雙方より請願し仲裁に附せんとする時は、其の請願書に第二十四條第一項に列記せる事項を明記すべし。

第三十三條 第二十三條乃至第二十八條の規定は仲裁順序に之を準用す。

第三十四條 仲裁委員會の仲裁は、全體委員の合議によつて之を行ひ多數決を以て決定す。仲裁委員會は前項の仲裁を以て、二日以内に仲裁書を作製し雙方當事者に送達し、同時に主管行政官署に送り記録保存すべし。

第三十五條 爭議當事者は仲裁順序の如何なる程度に達せるとに論なく、均しく和解を成立せしむることを得。但、和解條件は仲裁委員會に報告すべし。

第四章 爭議當事者行爲の制限

第三十六條 第四條に列記せる各事業の雇主或は勞働者は如何なる勞資爭議に依ると雖も停業或は罷工し、其他工商業の雇主或は勞働者は該爭議の調停期間内に在り、或は已に仲裁に附したる時は停業或は罷工を爲すことを得ず。雇主は調停或は仲裁期間内に於て勞働者を解雇することを得ず。調停或は仲裁開始の期日は主管

行政官署の爭議當事者に通知したる時より起算す。

第三十七條 労働者或は労働團體は左記の行為を爲すことを得ず。

(一)商店或は工場の封鎖

(二)商店或は工場の貨物器具を奪取又は毀損

(三)他人に對する罷工強迫

第五章 罰 則

第三十八條 爭議當事者は第三條第二項、第七條第二項定むる所の爭議當事者間契約と同視すべき決定或は裁決に對し、履行せざる者は二百元以下の罰金或は四十日以下の懲役に處し、前項の事情ある時は爭議當事者は別に民法法規に依り、法廷に對し強制執行を請求することを得。

第三十九條 爭議當事者にして第三十六條及第三十七條の規定に違反したる時は主管行政官署及調解委員會或は仲裁委員會は隨時之を制止し、制止し能はざる者は二百元以下の罰金に處し、其行為の已に刑法を犯したる者は刑法に依つて處斷す。

第四十條 左記の行為の一に該當する者は百元以下の罰金に處す。

(一)第二十五條の規定に違反し故意に參會せざる者、或は説明書を提出せざる者

(二)第二十七條の規定に違反したる者にして前項第二款の情狀が刑法上の犯罪行為を構成する時は刑法に依つて處斷す。

第四十一條 左記行為の一に該當する者は百元以下の罰金に處す。

但證人にして虚偽の陳述を爲したる時は刑法偽證の規定に依り處罰す。

(一)第二十五條に定むる所の情狀に於て虚偽の説明を爲したる者

(二)第二十六條定むる所の情狀に於て故なく調査答復を拒絶し、或は虚偽の陳述したる者

第四十二條 本章各條定むる所の處罰の行為ありたる場合には、主管行政官署及調停委員會或は仲裁委員會は事由を聲明し、該管法

既の審理に歸すことを得、法院は特別の事情ある場合を除くの外は、該案受理後二十日以内に裁判を宣告すべし。

第六章 附 則

第四十三條 省政府或は省に屬せざる市政府は必要の場合、本法施行細則を作製し、國民政府に申請許可を得て之を定む。

第四十四條 本法は公布の日より施行す。本法修正公布前に發生したる爭議にして、尙解決せざる者は、本法に依り處理することを得。

労働運動

最近支那は國內政情の不安に加ふるに、世界的經濟恐慌の波に蕩搖せられ、剩へ滿洲事件に繼ぐに上海事變の突風を蒙り彌が上に社會的不安は深刻化しつゝある。

労働運動

労働界に就いて見るに一九三一年末廣東系政治勢力の参加により、改造を加へられた新國民政府は、從來採用し來つた極端なる勞資協調主義——それは餘りにも露骨に産業資本家に味方したものであつた。——労働者階級壓迫、労働運動の強制阻止及一般民衆運動壓迫に對し、多少の緩和を加へたこと、日支間題に對する民衆運動援用策とによつて労働界はこゝに少からざる希望を生じたかに見えた。従つて組合方面に於ては此の機會

を得よう。即ち

上海の労働運動は民國十六年以來逐年退化の現象を呈し、現在工會の数は六百餘より七十餘に減少した。而してこの七十餘工會の中その組織の健全にして確實に相當の力を有するものは極めて稀れである。従つて最近數年來の労働運動は黨政當局の絕對干渉を受けざるなく、労働者も亦それに恐怖し、逐次其の固有の革命性を喪失した。故に進退兩難の状態の下にあり、労働者苦痛の責任解除に對して努力することの至難の状態に陥つた。(中略)斯して上海に於ける労働運動失敗の最大原因を醸したのである。(中略)今後労働運動の復興に關する端緒は多かるべきも、其の基礎は工人の利益の上に樹立し一に正軌の活路を求め、一方、能ふ限りの範圍内に於て生産の進歩を促し、生産率の増進を計ると共に、一面に於て労働者の最も苦痛とする原因から解放するにある。(中略)茲に於て我々労働者自身の弱點と尙ほ労働運動最大の缺點と、事實上の要求とに鑑み、全市各業工會を聯合して聯合會を組織し一致の行動を執らんとするものである。(中略)従つて未組織労働者に對しては其の工會の成立を扶助し、既組織者に對しては其健全なる發達を促し、以て民國十六年當時の舊態に復活せしめんことを期するものである。云々。

に於て曾つて喪失した地歩を回復し、労働大衆の信望を繋ぎその根基を確立せんとする氣配が自ら濃厚を加へた。併し此の傾向は要するに左翼的運動による左翼労働組合組織獲得にあつたのである。斯くてその第一着手として實現したのは曾つて支那労働運動史上に最も輝かしい名を留めた上海總會の再組織である。同會は常に進歩的にして今回の日貨排斥其後の日支衝突問題に對し活動目覺しき邦務工會が先づ工會代表大會を召集し、上海特別市總會を組織せるに始まり、次いで出版工會其他が工會代表を召集し是等によつて上海市總會の成立を告げ、更に南北市兩總會全體委員會開會後之を合併して上海總會の結成となつたのである。

然るに上海の産業資本家は之により尠からざる脅威を感じつつあるもの、如く、殊に前年末の一般的不況に加へ中部支那大水害後日貨排斥惹いては日支關係の緊張を加へつゝある折柄、内にこの労働運動の左傾的動向は重大なる危険を齎らすものと見做しつゝある。また一方上海市政府之を以て非合法的組織なりとの見解を持し中央黨部(國民黨)に向つてその處置方を請訓した。これに對して中央黨部に更に國民政府にその處置方法の指令を求めた結果として、國民政府は上海市政府をして總工會委員を召集しその成立經過其他に就いて査問を命ずる等多少の狼狽振りを示した。

然るに其後又復、上海報界(新聞)工會、上海海員工會、上海

而して上海總會は更に一月十九日付で、次の如き工友に告ぐるの書なるものを公表したが、從來の御用組合に比較して多

少異色を示してゐるやうである。

我が工官は帝國主義及び惡劣なる環境の壓迫の下に其解放を欲求しつゝある。而して其の解放の欲求たるや團結自求の外には決して他に方途なきものである。現在内憂外患の機に乗じて我等は一致團結して國民の天職を盡すを以て足れりとせず、互に自身の解放を計ることを努むべきである。茲に全市工會代表大會を自動的に舉行しつゝ總工會を成立せしめた所以である。(中略)その成立後は中央及三民主義指導の下に全市の労働運動を正軌に趁らしめ、工人自身の利益を計ると共に全市各工會と全體工官が一心同體となり共同動作を爲す必要がある。

斯くして市政府の査問等に介意する所なく著々計畫の進行に努め、更に進んで代表者を直接南京に特派し、中央黨部及國民政府に對し、その成立經過を報告し、今後の進行方針に關する指導を要請すると共に、更に労働組合法の改修を要求した。彼の國民政府の所謂三民主義的組合法に對して労働者側から斯くの如き改正要求の提出されたことは特に注意すべき現象と見られてゐる。

また天津に於ける一月十四日天津電車、電燈公司従業員の天津市黨襲撃事件の如き、孰れも近來國民黨及同政權に對する労働階級及一般インテリゲンチヤの失望と不滿とを意味するものでなければならぬ。

此の外こゝにこれらの傾向を實證すべき三二年度の全國的労働資爭議統計を以てすることは不可能であるが、同年中に於ける

代表的支那近代産業の王座に居る全上海紡績工場に於ける労働資爭議北京天津等北支及滿州の邦務管理局従業員の總罷業、上海租界電話會社、支那側電車會社、上海時事新報其他三大新聞社等々それからそれへと擴大蔓延し、また現にその醜態しつゝ無數に發生した労働資爭議、それこそは社會不安の状態に於て一九二五年の五州事件當時を髣髴たらしめるものがあつたのである。

即ち同年中に於ける紡績労働資爭議はその主なるものゝみにて一月より十一月までの十一箇月間に二十會社四十七工場に於て二十回、その参加人員は合計八萬餘人を算してゐる。内日本人經營の三十一工場に於けるものは日支時局のための抗日罷業であり、他は賃銀値上六回、職工職首反對二、時間延長反對、同情罷業等である。而して其の爭議件數としては例年に比して必ずしも多くなく、また要求條件も比較的平凡ではあるが、その参加人員及罷業日數の増大と、その爭議形態がゼネスト的なる點に於て特異性を有してゐる。

而して日本人紡績に於けるそれは政治的性質を有し、後者は表面經濟的要求の範圍を出でないが、これらの爭議は其の實質に於て從來に見ざる労働の對立尖鋭化してゐることで、識者はその傾向に對して労働界の頗る危機にあることを豫感しつゝ、あるかの如くである。

これ等労働關係の尖鋭化を促すに至つた原因に就いては幾多の見解が行はれてゐる。例へば、

(一)中國無産黨系策動ありとするもの

(二)一部政治的策動によるとするもの

(三)上海事變後政府當局が措置宜しきを得ざりしが爲めなりとするもの

等が擧げられてゐる。

併しながら是等のものは所詮その動因であつて、その動因が如實に經濟的恐慌の深刻化と、それに依る生活の脅威と、そしてよくこれ等の問題を一般大衆の利益の爲めに解決し得ざる國民黨に對する不滿にあることは云ふまでもない。

斯かる現象に對して資本家側には現實の不況對策として

(一)各工場の其經營難に基く操業の短縮

(二)原價切下げへの合理化——賃銀の引下げ

(三)従業員の整理淘汰

等を斷行せんとする機運にある際、一層労働資間の紛糾は擴大し、労働階級をして尖鋭化せしむるに至つたのは已むを得ない。

それかあらぬか支那側上海市政府は同年七月初労働資協調に關する大要次の如き布告を發した。

地方の繁榮は生産量の轉移にある。生産量の發展は労働資間の協同に頼らねばならぬ。本市に東亞第一の商埠地であり、全國工商業の中心地である。工商の發展は時に應じて進むべきである。それにも拘らず何等發展の跡の見るべきものがない。而して其の原因は多々あるべくも要するに是等は労働資間の不協同がその第一原因

である。労働資爭議による損害は毎年の統計に依れば七百萬元を下らざるものがある。此際舉國一致同心協力して生産の増加を計り、現在の經濟的危機の挽回を圖るべきで、若し不軌の徒が労働資爭議を煽動し、社會の秩序を紊すが如き場合は法に依り嚴罰を以て之に臨むべきである云々と。

一方労働組合側に於ては叙上資本家側及市政府當局の態度は寧ろ現下の情勢に對する認識を誤まり殊に政府當局の施政方針の宜しきを得ざりしことに起因する。従つてこの急激に深化せんとする社會的不安を除くためには資本家側の反省を促し、且つ政府を鞭撻する必要があるとの見解に基き七月七日上海總工會に於ては各労働組合緊急談話會を開催した。参加者は五十餘組合代表者で討議の結果李永祥以下十五名の代表者を推選し市政府に對し大々的請願運動を起すことに決した。斯くて該代表者等は八日上海市政府に市長吳鐵城氏を訪問したが吳市長代表として愈秘書長と會見、代表等より交々意見を開陳し、上海事變後社會は極度の不景氣を來し、失業労働者は激増した。然るに各業資本家は積極的に商工業の復興を準備せず、却つてこれに藉口して工場を閉鎖し、或は職工の職首を行ひ一九二七年締結せられた労働條約を蹂躪し、平然たるものがある。これが爲め多數労働者の生活は窮乏の極點に達し、生きんが爲めに已むを得ざる抗争は開始されたのである。抑も現在の如き罷業風潮の瀰漫時代を現出したのも之が爲めである。この際政府は宜

しくその権力を正當に行使し、迅速に解決を計り、その安定に努力されたい。若しこの際一步を誤ればかゝる情勢は愈々擴大し社會不安は擴大深化し、不測の危機に頻するであらう」としてその現状を述べ、之に對し愈々代理は代表等の意見は誠意を以て聽取し善處すべき旨約する所があつた。尙ほ各勞働組合側は聯合して資本案側に對して警告的宣言を發表し、政府及資本案の態度の監視を嚴にすることになつた。

併し過去に於ける幾度かの國民黨及政府の不能、不信に失望した勞働大衆は對資本案闘争に於て××闘争にまで發展しつゝ、従つて又單なる經濟闘争から政治闘争へ、そして打倒國民政府反軍國主義闘争へその目標が向けられつゝあることである。茲に至つては裏面常に中國共產黨の潜在の事實と共に、勞働者自身の國民政治即ち偶像孫文ニズムに對する見限りを暗示するもので、その結局が何處を目的しつゝあるかは云ふまでもないことである。

全國郵便罷業 最近支那に異色ある二つの勞働争議が起つた。それは全國郵便罷業と上海に於ける四大新聞(新聞報、申報、時事新報、時報)職工の同盟罷工とである。右の二罷業が支那必ずしも特異のものでないことは勿論であるが、その一は或程度まで全國的であること、一は比較的勞働者に同情あり、その文化的、公共的性質を帯ぶる新聞であり、而も該地に於ける最大新聞社を聯ねて罷工が行はれたことである。今新聞社のそれ

は姑く措き、全國郵便罷業に就きその經過を概記して置く。

大規模な郵便従事員の罷業は我邦は勿論世界的にも比較的此例の稀なものである。然るに支那では數年前既にその全國的大罷業が行はれたが、更にまた本年五月末全國的總罷業が行はれた。然し前回のそれに比して徹底さを缺いてゐた。

元來支那に於ける鐵道、海員及通信事業従業員組合は恰かも英國の三角同盟にも似た有力な地位を占め、支那勞働運動史上に夫々極めて強い印象的な業績を残してゐる。事實此の三大組合が相提携してゼネストを敢行したとしたならば、それこそ支那の政治的、經濟的致命を制せられたも同様である。かるが故に政府當局は常にこの三大組合の行動に深甚なる注意を拂ひ、その全國的組織の堅密なることを虞れ暗に巧にその連絡を阻碍しようとしてゐる。殊に郵便事業従事員はその成立の當初から左翼共產黨たる舊總工會系として殊に上海郵務工會は國民革命軍が一九二七年三月上海奪取の際には内部から總罷業の主體として之に響應し、偉大な貢獻したことは著明な事實である。斯かる關係もあつて同年五月蔣介石の總工會に對する猛烈なクーデター後になつても勿論その合法的團體としての方向轉換を行つたが、依然として總工會正統を以て任じてゐたものである。曩に滿洲問題及び上海事件發生に際して同組合は直ちに武装糾察隊を編成して反帝國主義戰をスローガンとして起つたことは當時左様に報導した所である。

ところが滿洲問題及上海事件に對する國民政府の措置に對する不滿、政府の統制力の弛緩、と社會的不安に乗じ、中國無産黨は都會勞働者に對する働きかけを開始し、茲に舊總工會系の標頭は隱約の間に鋒鋦を現はし、本年初頭上海總工會の復活が計數せられるまでに進んだことは兎に角彼等の勝利を物語るものである。しかして郵務工會が總工會系の中樞的團體たることは勿論である。

然るに偶々國民政府は財政の窮乏補救の一策として五月二十四日から郵便料金の値上を實施する旨五月十二日付で發表した之に對して郵務工會は郵政擁護を標榜し値上絶對反對を機會に豫て反對を唱へつゝあつた貯金局及航空會社に對する郵便利益金による補助問題及待遇問題と合併して政府當局に對し折衝を開始した。之に對して政府當局は強硬なる態度を持し、決裂の外なき状態に陥つたので、全國郵務工會は總罷工を決定すべき旨指令を發した。斯くて上海郵務工會は總罷業を開始するとともに罷工委員會を組織し、次の條件を骨子とする宣言を發表した。

- (一) 郵便事務より獨立せる郵便貯金局を撤廢せよ
- (二) 中國航空公司への補助金を停止せよ
- (三) 郵便事業の収入は郵務行政に對してのみ使用すべく特別會計とする
- (四) 現行郵便制度の維持

更に郵便配達人は汪精衛(行政院長)陳銘樞(交通部長)を打倒すべしとの傳單を撒布した。

斯くて地方に於ては罷業命令を受くると共に天津が二十四日罷工に入つたのを始めとして南京、蘇州、無錫、鎮江、杭州、安慶、懷寧、濟南、北平、天津、福州、廣東、四川、開封、洛陽、太原、鄭州等殆んど全國的に波及し、工會の結束は益々固く、國民政府行政院また、該罷工者の行動は勞働組合法に違反するとの見解を持し、殊に内外時局多難の際此種の行動は絶對に容認すべきものに非ず、若し當局の要求に應ぜざる以上峻嚴なる手段に出づべしと言明し、形勢は従つて樂觀を許さざるもがあつた。

これより先、上海、天津、北平其他各地に於ける支那側當局は勿論外國租界に於ても前回の經驗に鑑み夫々臨時遞送處を設置する等萬端の準備を整へ之に善處することになつた。

茲に於て中央政府は全國各市政機關に密令を發し、罷工の切崩に努める一方、背景分子を檢舉することに決し、百方その防遏に腐心した。一方罷業者側に於てもその或者は秘密裡に電話、電報、水道、關係の罷業誘導に努め、一面各學校、自治會並に民衆團體を煽動しその擴大、擾亂を企圖する等、斯くして愈々全支に互る郵便罷業は持久戦に入り事態は一層紛糾せんとし、萬一徹底的持久戦に入り、若し鐵道、其他の勞働組合にし同情的参加を見るに於ては由々しき大事を惹起せずとも限ら

す、政府當局は表面強硬なる態度を示しつつも内面俄然猛烈なる共産黨の活動が開始されたことに頗る憂慮を感じ、その緩和に懸命なる努力を用ひ、その解決方法として「郵便制度調査會」なるものを設置し、争議中の諸問題を解決することを提案し、上海市長吳鐵城氏は之を以て郵工會側と折衝する所があつた。然るに郵工會側に於ても郵便問題が外國租界との關係を有し、若しこれを機會に折角ワシントン會議の結果として回收した、郵便權が再び、租界當局によつて復活監視せらるゝ虞ありとする懸念と、今回の罷業が充分なる民衆の支持を得難き事情にあること等の爲め、此の妥協案によつて徐ろに問題の解決を圖るに如かずとし、遂に急轉直下五月二十七日を以て罷業を打切り復業することに決し、各地郵務工會にその旨を指令し、さしもの大罷業も案外龍頭蛇尾に終り、急速なる解決を見るに至つた。因に前記妥協案に基き五月三十一日の國民政府行政院會議に於て「郵便經濟制度研究委員會」設置の件を決定し、陳公博（工商部長）以下官民有力者十二名が委員として任命された。

農村問題

支那農村の疲弊は全國的現象にして、今日農村の窮乏は由來する所遠く一朝一夕のことではない。併しながら茲にはこの慢性的窮乏の原因を説く意思はない、たゞ最近の支那農村が世界的恐慌と、内國戰（赤軍跋扈を含む）によりて如何に拍車づけられ經濟的恐慌の深淵に顛落しつゝあるかを紹介するに止める。

五圓にして、その耕種に約一圓二、三十仙、收穫六七十仙乃至一圓を要するものとして、之に種子代二、三十仙、肥料約五十仙内外、地租及附加税約三十五仙、耕牛賃借料約二、三十仙と計算すれば結局その所得は零に歸する勘定である。

然らばその副産品たる茶、夏布、紙張、竹木、油豆等は何と見るに、これ亦前記の如き理由のもとに販路は異常に狹隘化し、之に反して正税、釐金類の諸税苛重にして、金利は高く、收支相償はず、全然破産的狀態に陥つてゐる。これが爲め農村は極度に窮乏し、地方商業は蕭條を極め、此間に流離する失業者不逞の徒は跋扈し都鄙を通じて、重苦しき社會的不安に襲はれてゐる。

斯かる情勢は單に江西の一省に止まるものではない。南京政府の勢力範圍と見做さるゝ浙江にして然り、安徽、湖北然りと云ふ有様で、天下の富庫たる長江流域各省は勿論、中原の河南遠く陝西の如きまた等しく同様の状態に陥り、農民の離村によつて荒地は加速度的に増加し、陝西省の如き、過般行はれた視察團員の報告に據るとこれが爲め縣は土地管理局を設けて荒地の管理を行ふの餘儀なき事情にさへ立至つてゐると稱せられてゐる。

以上の記述は未だ充分支那農村の窮乏を描き出してゐない、たゞその描かれたるフィルムの一齣に過ぎない。併し支那農民のこの顛流離の狀勢は支那固有の宗法的社會制を崩壊に導き舊

支那に於ける共産軍の本據として數年來その跋扈に委せられつゝある江西省は土地肥沃にして、農業盛んにして全人口約三千萬人を包擁し、中農業者は二千五百萬人と註せられ、全省の正税はその地租（田賦）が六〇%以上を占め、その銀額は平時歳入八百萬元以上を占めて來たものであるが、共産軍の占據以來ソウチート區域に於ける富農は殺戮或は放逐せられ然らざるも土地を捨て、都會に難を避けてゐる。而も殘留を餘儀なくせられる貧農は苛酷なる所謂戰時的賦税に迫られ、高利に窘められ、日用品は異常の昂騰を來し、これに反して種々辛苦の農業生産品は水陸交通路の梗塞と、輸入外米（一九三一年輸入の米麥を始めとする食糧は二億六千三百萬元以上上つてゐる）の爲め、その豐收にも拘らず、價格は未曾有の低落を來し、每擔の穀價は二圓五十仙以下にして、殊に交通不便なる僻地に在つては二元以下を稱へてゐる。假りに農家一戸當平均耕田二十畝（一畝は我約二〇〇坪弱）として、每畝の收穫高を二ビクルとして計算し、その價格が前記の如く毎ビクル二圓五十仙乃至二圓とすれば、一箇年の血汗代を百圓とし、耕牛・種子・肥料・地租・附加雜税を除けばその餘剩所得は全然零に歸するのみか負債となるのである。これが爲めに田畑を典して、納税、牛を購ひ（或は賃借）し、生活するより外に取るべき途がないといふ状態である。

更に首府南昌附近の農民生活に就いて云へば、毎田一畝の收穫一擔半乃至二擔であるが、現在の穀價を以てすれば四圓乃至社會の紐帶を斷ち、農民の分散を促進し、互に地方經濟の分裂衰微を結果し、必然的に社會の混亂を來すことは親易きの道理で、支那の識者が此種の傾向が支那の時代的傾向として、痛嘆し、その救済を説くこと久しきものもあるも、その特異性を伴へる點に於て、その深刻なる點に於て未だ嘗て今日の如く甚だしきはないのである。

此の支那の農業經濟の破綻こそは支那に於て過去に於て存在し、今に存続せらるゝ社會經濟の構成たる「アジア的生產方法」より來る過渡的當然の結果であつて、資本主義的生產方法への轉換過程にあるとのマチャール等の見解を實證するものであるが、さればと云つて半植民地的支那の六十年來徐々に變換せられたこの變態的經濟機構は、日本の農村が過去より現在に互つて経験しつゝあるところのものと實際的には其處に多少の特異性を有するものであることは注意せらるべきものであらう。是等の點に就いては別に細論する機會を得られるであらう。

因に國民政府の全國經濟委員會は國際聯盟を通じて全支各省の農村救済に關し、外國専門家を招聘することとなつてゐたが、愈々今回伊太利の農村經濟學者トレーグニ教授及び羅馬國際農學會秘書長ベリ博士の兩氏を招聘して、その協力を得て農村問題の解決に邁進することとなつた。兩者は既に上海に到着し、南京政府と打合せの上、支那農村問題の指導に當ることとなつてゐる。

浙江省小作料減法 浙江省に於て小作料減額(所謂二五減租)を實行したのは民國十六年(一九二七年)にして、その事情に就いては嘗て報導した所である。然るに其後は十八年八月「浙江省細農二五減租暫行辦法」なるものが、省黨部と省政府會議の上制定實施せられた。併し省執行委員會はその實行後の利害に就き考慮し、小作農をして實際的利益を考慮し、右辦法中充分適用せられざる點があるので、その修正の必要とし、最近の第四回全省代表大會に提案し討議するところがあつた。第四期省執行委員會は省政府と共に、その過去の經驗により、各地農村の實際情形を參酌し、更に博く各縣當局の意見を徴し、精密なる審査を遂げ、改正實施することとなつた。これに就いて本年春省執行委員會に於ては右の案を省黨部、省政府委員聯合會議に提案し討論を經、省黨部、省政府各委員は更に高等法院と合同審査し、更にまた黨、政兩機關の修訂二五減租辦法委員會に於て「修正浙江省細農二五減租暫行辦法及同法施行細則草案」なるものを制定したが、七月二十二日省黨部、省政府委員聯合會議を開催し、審議の結果その該案を通過せしめた。

同法及び施行細則の修正せられた委員は次の如くである。

(一)修正の要點

- (1) 小作料は錢納と穀納たるを問はず一律に舊小作料の七五掛として計算すること。
- (2) 已に法律に依つて新たに契約せるものは、新小作契約によつて

納め、副産物は小作人の所有に歸すること。

- (3) 大小租は該地の慣習に依り、舊小作料から一〇〇分の二五を減ずること。
- (4) 小作爭議は自治機關によつて調停し、其の不調に歸したる場合始めて司法機關の裁判を請ふこと。

(二)施行細則

(一)原則としては小作農の小作料は該土地平年收穫量の百分の三七・五を標準とし、其の副産物は全部小作人の所有とす。但し過去に於ける小作料は修益の百分の五〇を最高額とし、百分の二五を減じ、百分の三七・五を以てその小作料とす。此種の計算方法は復雜にして、一般農民の理解容易ならざるが故に、本修正法施行後新たに成立したる小作契約(租佃契約)は、其の平年全收穫量の百分の三七・五を標準とし、その公布前に於ける小作關係によるの小作料は一九二七年以前の小作料より百分の二五を減ず、即ち舊小作料の七五掛計算に依るものとす。その穀納と金納たるを問はず、同一に減額すべきものである。但し一九二七年以前に於て、雙方により最後に約定せられたる小作料を基準とす。若し契約書若しくは契約簿を有する者はその記載額に依り、その記載額が實際額より多きものは、その實際額に依るものとす。一九二九年公布の「浙江省佃農二五減租暫行辦法」に依つて新に契約したるものは、新標準に依る。各地に於ける従來の小作及轉賃による(大租)小作田地の分配は、該地に於ける従來の慣習に依るべきもその小作料は同様百分の二五を減額すべきものとす。

(二)過去に於ける小作料辦法は稻田のみに適用し、現行の規定は森林、牧畜地を除くの外は、凡て一般農作地に對しては本法を適用すべきものとす。

(三)小作料前取の禁止、但し公有地、學産地、(教育財源)會産、祀産(神佛の祭祀財源)等は此限りでない。尙ほ小作保證金(押租金)の差押を禁止す。勿論従來小作保證及豫徴を新に創設することを得ない。

(四)特設小作爭議仲裁機關を撤廢す。若し地主と小作との間に小作料、土地返還要求、或は小作料の取極め等に就き爭議を發生したる場合は各該地に於ける調停委員會(鄉鎮坊調停委員會)の權限規程及民事調停法に依り先づ解決方法を講じ、その調停不成立に終れる場合に於て司法機關の裁決を仰ぐべきものとす。

尙ほ荒凶年は互にその減額を行ふことあるべく小作期限、小作契約の内容、小作土地返還要求の制限、小作地返還の際に於ける小作料及度量衡等に就いては大體に於て舊慣に依る。

尙ほ右修正法は本年七月一日(舊曆)より施行することとなつた。

藍衣社

支那に於ても近來蔣介石氏が獨裁政治の運行を目的とするフラスコ團體の組織を企圖し已に各方面の有力者を網羅し、若々其の運動を進めつゝありといひ、一九三二年に至りては中國々民黨藍衣社團(又は單に、藍衣社、藍社等とも呼ばれる)なる團體結成の説も傳へられるに至つたが、右の諸説に就いては、嘗て支那

新聞中比較的冷靜にして公平を以て目されつゝある天津の大公報紙が、蔣介石氏に對し、直接その眞偽を訊したのに對して、蔣介石氏は之を否定し「支那に於ける革命の達成には三民主義があれば充分である。従つて之を措いてフラスコ。の如き變則なる他國の方法を模倣する必要はない」との意味の聲明的回答を發したことがある。

従つて一應これを以て蔣氏のフラスコ化問題は解消せらるべきものであるが、しかし政治家の行動はしかく單純なものではない。現在支那の政治的、社會的過程は極めて複雑にして、しかも統制なき危険状態にあることは日常の諸現象がこれを説明してゐる。

これが爲め世人は漸く三民主義革命の效果に疑問を生じ、之に對する批判を生ずるやうになつたのである。斯くしてまた事實問題としては國內的には中國共產黨の擴大があり、對外的には滿洲問題を擔へ、その派生的問題として、上海事變の如き重大問題が續出するといふ状態であり、經濟的には世界的不況と國內的事情の爲め農村は疲弊し、商工業は不況に沈淪しつゝある。茲に於て斯かる環境の打開策として強力なるフラスコ的統一的勢力を欣求する傾向を一般民衆が抱懷するやうになつたことも事實である。

殊に炯眼多智而かも支那の新興資産階級を代表する政治家にして、且つ軍事的背景を有する蔣介石が、國內の政敵に對しま

た中國共產黨の軍事的、思想的脅威に對する唯一の對抗方法として、兎に角にも時代思潮を反映する強力なる此種の團體的勢力を結成し、之が利用を思ひたつたといふことは寧ろ當然なるべきことと考へられる。

今この問題に就いて各種の情報を綜合すれば略次の如きものがある。

本年八月十一日の漢口電報は共產討伐の爲めに同地駐在中の蔣介石が秘書處に對して親筆書を以て次の如き命令を下したと傳へてゐる。即ち

「時期は困難にして實行する所は事毎に蹉跎し、今日に至つて國家の存亡間髪を容れざるものがある。數千年の教化に濡ひし吾民衆は民族を尊重し、身家を経しとし、苟安に生き食を恥じと爲し、責任を迴避する事を羞としてゐる。忠義發奮して愛郷愛國の士ありて蹶然起つて本總司令と革命事業に共同して共匪を肅清し、内は郷里を安んじ外は強力なる外寇を禦がんことを冀ふものは必らず之を優遇して、吾が同志となし破格の任用を爲すであらう。

右の趣旨に應じて蔣氏の傘下に集まつたものは政治經濟等の専門的知識を有する人士は百餘名に達したが、右は蔣介石氏が發起し暗に進行中のフラスコ運動の先驅と爲すべき人材の募集と見られ内外人の注目を惹いてゐる。

右の暗に進行中のフラスコ運動なるもの、規模内容等が如何なるものであるか、未だ充分明かになつてゐない。併し蔣介石は本年四、五月頃から或る企圖を有し、その進行を圖つてゐた

ことは事實である。

即ち表面の理由とする處は中國共產黨が年々その勢力を擴大し、今にして之を剷除せざる限り、遂には何ものを以てしても對抗し得ざる重大な結果を將來する虞れがある。而してこれに對抗し得べき方法としてはフラスコの運動に依る外なし、との見地から蔣介石氏が革命軍北伐前に創設し、自らその統率者として訓練し、廣東近郊黃埔軍官(士官)學校及現在南京にある中央軍官學校出身者より成る軍事研究班なるものを中心として、藍衣社なるフラスコ團體の組織に着手し、前外交部長黃孚、及前上海市長、張群をして専らその衝に當らしめたのである。そして自らその社長となり、國民黨獨裁反對と標榜する國家主義青年黨をも抱擁することになつてゐる。

而してまたフラスコの指導精神、組織、訓練等を習得せしめる爲め、團員中の優秀なものを選抜して伊太利に留學せしめる計畫がある旨傳へられてゐる。これが事實とすれば、それは嘗つて蔣氏自ら孫文の容共政策の決定と共にソウ・ート露西亞に留學し、その指導精神、組織、訓練等に就いて習得した經驗に基づくものであらう。

更にも一つ蔣氏の計畫がある。それは共產軍討伐が單なる正規軍による軍事的行動のみを以てしては、到底共產軍の巧妙なる遊撃戦法に對して奏效し難きことを看取し、清末長髮賊の亂に會國藩が湘勇即ち湖南の義勇軍を率ゐて大功を奏した故智に

倣ひ、ソウ・ート地域に近接する村落に國民義勇軍なるものを組織せしめて共產軍の遊撃戦に對抗せしめようといふのである。右の義勇軍組織に關する蔣介石氏の訓令の大意は次の如きものである。

一、各縣毎に五百名の國民義勇軍を組織し政府に於て各縣の有能なる長老を選びその指導者たらしめること。

二、義勇軍は政府の任命する經驗ある教官によつて訓練し、武器は凡て政府に於て支給すること。

三、五縣を以て一防衛團を組織し、共產軍の小部隊の來襲に對しては先づ當該縣の義勇軍五百名を以てし、大部隊の襲來に對しては五縣の義勇軍によりて統一防禦線を敷き之が掃蕩に任ずること。

といふのである。これに就いて一部に於いては、これ等義勇軍が將來フラスコ團の地方支部としてその機構に織込まれるものとして注意を拂つてゐる。

叙上藍衣社といひ、國民義勇軍の組織といひ、また人材の糾合といひ孰れも蔣氏の意の那邊にあるかを窺知するに足るものがあるであらう。尙これに關聯して想起せられるのは上海を中心として、長江一帶の諸地方に偉大なる潛勢力を有する秘密結社青幫の存在であり、その社會的反動性である。この青幫なるものは強ひて譬ふれば我邦の國粹會とも稱すべき立場にあるものである。元來蔣介石氏は從來青幫とは或種の密接なる關係を有し、一九二六年の共產黨系の上海總工會に對する彈壓及清黨

運動にこの反動的勢力を援用した事は蔽ふべからざる事實であるが、今回の藍衣社團の中心人物中にその直系と看做さるゝ人物を有する事實に鑑みて、青幫がその傍系として大なる役割を有するであらうことは想像するに難くない。

以上は最近傳へらるゝ蔣介石氏のフラスコ團組織輪廓であるが、右の外に蔣介石氏と反對の立場にある國家主義團體も結成されてゐる。

最後に右蔣氏の反動的行動に對して最も反撥を示してゐるのは從來から國民黨中の左派として相容れなかつた汪兆銘(精衛)氏及其一派である。此の一派は蔣氏の最近執りつゝある此種の行動に對し、專制政治の前提であり國民黨の黨議に反するものであるとして之に反對し、國民黨員の腐敗を一掃すべしとして清黨をスローガンとする「新國民黨」なる秘密結社を組織して政局の裏面に於て互に深刻なる鬭争を續けて來たもので、一九三二年秋の汪兆銘氏の行政院長辭職問題も、複雑にしてその要因は一つでないが、その重大なる原因として擧げらるゝものは蔣氏のこのフラスコ政治計畫に對する意見の相違が主たる原因にあると考へられてゐる。

藍衣社組織條例 藍衣社は元來秘密結社的性質を有するため、單にその茫漠たる外貌を揣摩するに過ぎなかつた。それにも拘らず一度びその意向の曝露せらるゝや、漸次その眞面目を現はしつゝある。この運動が今後如何なる發展の徑路を取るか、之

を將來に見るより外にないが、現在に於て、その動向を知る爲には尠くとも、基本的資料を呈供するものと見らるゝが故に、該社の組織條例なるもの、全文を掲げて置く。

救亡社(藍衣社)組織條例

- 第一條 本社は救亡社と定名す。
- 第二條 本社は中華民國の危亡を挽救し、三民主義を力行し國民革命の完成を以て宗旨とす。
- 第三條 本社の組織原則左の如し。
 - (1) 虚偽的民主集權制を揚棄し、ファシステイに倣ひ、社長獨裁制を實行す。上級者は下級者に對し、何等の義務なきも、下級者は上級者に對し、絕對服從の義務を有す。
 - (2) 紛子(社員)は總て社長の支配を受け少數幹部が操縱把持し、尾大不掉の形勢を成すことを防止し、個人の自由を犠牲として團體の自由を尊重す。
 - (3) 各級幹部及び群衆をして唯一に領袖を信用せしめ、相互猜忌せざらしむ一切の大計は社長の賢明なる裁決に任ず。
 - (4) 人材を集中して權利の衝突を生ぜざらしめ、忠實なる同志を吸收して實際行動に参加せしむ。
- 第四條 本社は如何なる困難をも排除して隨時如何なる境所に於ても、左記最低限度の政綱を完成す。
 - (1) 國仇の報復、國家獨立の完成と不平等條約の廢除。
 - (2) 中央集權に依る政治の統一。
 - (3) 政治の徹底的肅清と貧官汚吏の掃除。

- (4) 農業を發展せしめ、地權平均を實行す。
- (5) 工業建設を勵行し、勞資鬭争を消滅す。
- (6) 全國財政を整理して節約政策を勵行す。
- (7) 國防軍隊と、徵兵制度の實施。
- (8) 生産教育の提唱と、民衆教育の普及。
- (9) 男女平等主張。
- (10) 三民主義に於ける新社會の徹底的實現。

第二章 社員

- 第五條 凡て本社の總章を接受し、本社の規律を遵守し、本社の義務を履行せんことを志願する中國國民は社員二人の紹介に依り社長の批准を経たる後本社社員たることを得。
- 第六條 凡て本社に入り、社員となりたる者は自己の身體權利及び自由を犠牲とするを以て基本原則とする。
- 第七條 社員入社の際は宣誓を行ふべく、誓詞は別に之を定む。
- 第八條 社員は社長の設可を得るに非ざれば、如何なる他の團體にも參加することを不得。
- 第九條 社員は社内にて別に小團體を組織することを不得。
- 第十條 社員兵務に依り死亡し、或は災害を蒙りたる時は本社に於て撫恤し或は其の遺族を救済す。
- 第十一條 凡て社員にして正當なる原因に依り失業せる時は、本社は、其の生活費として毎月二〇元乃至三〇元を給與することを得。
- 第十二條 社員入社の際は、本社發給の社證を受け以てその識別に供するものとす。
- 第十三條 社員として一旦入社後は自由に退社することを不得。

第三章 組織

- 第十四條 本社は社長を以て最高領袖と爲す。
- 第十五條 社長の下に黨務秘書、內政秘書、外交秘書、軍事秘書、財政秘書各一名を設く、其の職權は社長を協助して本社一切の事宜の進行を計り、並に建議方面の政見草創に任ず。
- 第十六條 社長の下に總事務所を設け、社務實施の總機關とし、內部を總務部、組織部、宣傳部、通訊部、紀律部に分ち、每部に正副主任各一名を置く、其の職權左の如し。
 - 甲、總務部の職權
 - (1) 本社機密事項の掌理。
 - (2) 本社財務事項の掌理。
 - (3) 本社庶務事項の掌理。
 - (4) 他部に屬せざる一切文書に關する事項の處理。
 - 乙、組織部の職權
 - (1) 各級幹部の組織指導と、其の活動の指揮。
 - (2) 各級幹部の錯誤糾正と、紛糾の解決。
 - (3) 各級幹部の活動情況考査。
 - (4) 本社一切の調査統計事項の處理。
 - 丙、宣傳部の職權
 - (1) 宣傳計畫の發案。
 - (2) 宣傳資料の編纂。
 - (3) 出版發行事項。
 - (4) 其他一切の宣傳事宜の實施。
 - 丁、通訊部の職權

- (1) 通訊網要の設計。
- (2) 各級幹部との通訊聯絡。
- (3) 各方情報の蒐集。

戊、紀律部の職權

- (1) 本社職權の執行。
 - (2) 社員の行動考査。
 - (3) 各級幹部工作の考査。
 - (4) 財務報告の審査。
- 第十七條 各級幹部は地域に依り左の如く區分す。
- (1) 省社 書記、助理員各一名を置き、社員中より社長之を選任す
 - (2) 縣社 書記一名、助理員一名を置き省書記に社員中より之を選定し、社長に申請其の許可を経て任命す。
 - (3) 市社 書記一名、助理員一名を置き之が任命は前項に準ず。
 - (4) 鄉社 書記一名を置き、縣書記其の社員中より選定し、省社に申請其の設可を経て之を任命す。
 - (5) 村社 書記一名を置き、之が任命は前項に準ず。
 - (6) 區社 書記一名を置き、村社書記、社員中より之を選定し、省社に申請し、其の許可を経て之を任命す。
 - (7) 各級幹部は社長に對し必要と認むるときは自由に交替せしめ或は直接委任派遣することを得。
- 第十八條 各學校内の幹部區分左の如し。
- (1) 小學學生團 初級小學或は高級小學を卒業せる社員の集合にして、小學學生團と稱す。
 - (2) 中學學生團 初級中學或は高級中學を卒業せる社員の集合に

して中學學生團と稱す。
(3) 大學學生團 大學を卒業せる社員の集合にして大學學生團と稱す。

以上各學生團には均しく總書記一名、助理員一名を置き、社長は社員中より之を委任す、十人毎に一小組となし、小組書記一名を置き、又毎十小組を以て一大組となし、大組書記一名を置き、均しく總書記之を選し、社長に申請し、其の認可を経て之を委任す。

第十九條 各職業團體中の區分左の如し。
(1) 農人協會 凡て備農、小作農等の社員の集合にして、農人協會と稱す。

(2) 工人協會 凡て産業工人(註、勞働者)、手工業工人等の社員集合にして、工人協會と稱す。

(3) 商人協會 凡て大小商人等の社員集合にして商人協會と稱す。

(4) 教職員協會 凡て教育會中の教職員等の社員の集合にして、教職員協會と稱す。

(5) 交通職工會 凡て電燈、電話、鐵道、郵政、航業等の社員集合にして、交通職工會と稱す。

(6) 自由職業者協會 凡て新聞記者、醫師、辯護士、著作家等の社員集合にして自由職業者協會と稱す。

以上各協會は均しく、總書記一名、助理員一名を置き、社長は社員中より之を委任す。又十人毎に一小組とし、小組書記一名を置き、毎十小組を以て一分會となし、分會書記一名を置き、小組書記及び分會書記は均しく總書記之を選定して、社長に申請し、其の許可を経て之を委任す。

第二十條 海陸空軍幹部の區分左の如し。

(1) 陸軍幹部は總書記一名、助理員二名を置き、社長は社員中より之を選任し、別に原有編制に依り、師部、團部、連部、班部に分ち、一單位毎に各書記一名を置き均しく總書記之を選定し社長に申請其の許可を経て任命す。

(2) 海軍幹部は總書記一名、助理員二名を置き、社長は社員中より之を選任し、別に一軍艦毎に、陸戰隊は一隊毎に書記一名を置き、陸戰隊以下の組織は陸軍編制に照して辨理し、書記は均しく總書記より選定し、社長の許可を得て之を委任す。

(3) 空軍幹部は總書記一名、助理員一名を置き、社長は社員中より之を選任し、別に隊毎に書記一名を置き總書記之を選定し、社長に申請其の許可を得て之を任命す。

第二十一條 海外各教幹部の特別組織に關しては別に之を定む。

第四章 會 議

第二十二條 評議會 評議會は諮問機關とし會員には定員なく、社長に於て社員中より任命す、社務大計財政監督に關する討議を行ひ、社長主席となり半年毎に一回之を開會す。

第二十三條 各種會議 全國大會議、總事務所會議及び各級幹部聯席會議に分る。

(1) 全國大會議 社長秘書總事務所各部署正副主任、各省、各團體各軍隊の總書記を以て出席人員とし、毎年一回開會し社長を以て之が主席となす。

(2) 總事務所會議 出席人員は社長、秘書及び總事務所の各部署正副主任を以て出席人員となし、毎月一回開會し、社長を以て主

席となす。

(3) 各級幹部會議 書記之を召集し、每週一回開會し、書記を以て主席となす。

第五章 信 條

第二十四條 本社の信條とする所は次の如し。

(1) 凡て個人所有の動産及び不動産は入社の際均て總事務所に登録すべし。若し一定額を超過するときは本社は其の全部或は一

部を徵集して、本社の積立金とす。

(2) 貪贓舞弊或は賄賂接受する等のことある可らず。

(3) 生活は儉樸なるべく、外國貨及び奢侈品を使用することを許さず。

(4) 煙、賭、阿片吸引等の腐敗行爲あるべからず。

(5) 密かに營利事業に投資することを得ず。

(6) 一夫一妻制を實行す。

第二十五條 凡そ本社長は均て本社信條の義務奉行の責任を有す

第六章 紀 律

第二十六條 凡て本社社員は本社紀律を嚴守するの義務を有す、若し左記の一に違反する者ある時は嚴重なる制裁を受くるものとす

(1) 密かに他種團體に加入せるもの。

(2) 本社内に在つて別に小團體を組織せるもの。

(3) 公然と本社長に反抗せるもの。

(4) 本社の秘密を曝露せるもの。

(5) 本社の名譽を妨害する行爲あるもの。

(6) 本社の章を遵守せざるもの。

(7) 信條に違反せるもの。

第二十七條 本社社員にして、若し本社紀律に違反せるものあり、紀律部の調査を経てその確實なるものは、其の情節の輕重を酌量し左記の四罰則を執行す(紀律部執行細則條例は別に之を定む)

(1) 警告 (2) 有期或は無期の社籍停止 (3) 社籍解除 (4) 徒刑 (5) 死刑

第二十八條 凡そ社員にして社籍を解除せられたる者は、本社の叛徒と認め其の公權を剝奪し、且つ其の一切の政治運動を防止す。

第七章 經 費

第二十九條 社員入社の際は社金若干元を納附するものとす。

第三十條 本社長、社員は均しく其の毎月收入の多寡に依り、累進法に依り毎月所得税を納入するものとす。

三〇元以下納入不要

三一—五〇元 百分の一

五一—一〇〇元 百分の五

一〇一—一五〇元 百分の一〇

一五一—二〇〇元 百分の一五

二〇一—二五〇元 百分の二〇

二五一—三〇〇元 百分の二五

三〇一—三五〇元 百分の三〇

三五—四〇〇元 百分の三五

四〇一—五〇〇元 百分の四〇

五〇一—六〇〇元 百分の四五

六〇一—七〇〇元 百分の五〇

七〇一—八〇〇元 百分の五五
八〇一—一〇〇〇元 百分の六〇

第八章 附 則

第三十一條 本總章解釋の權は社長に屬す。

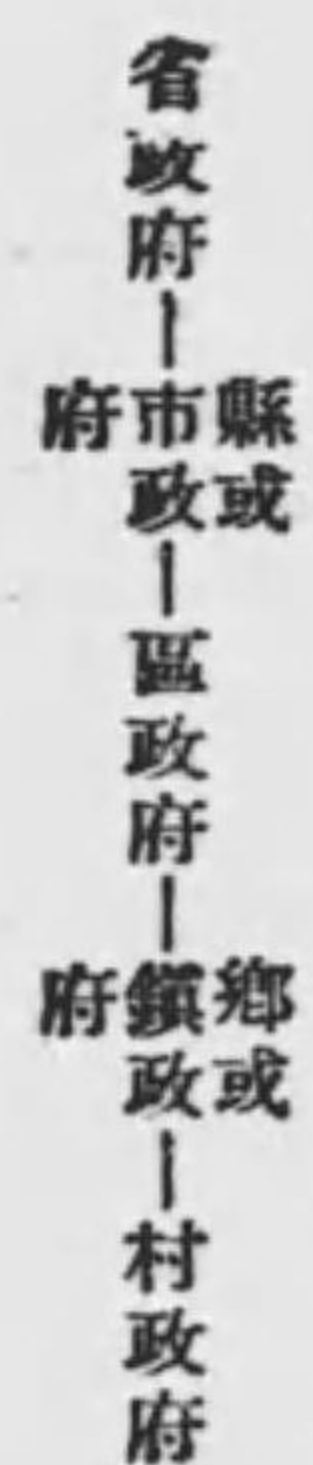
中國無産運動

輓近支那に於て絶間なく蕩搖する政治、社會運動の波濤の最高頂を爲すものは、中國共產黨及び同赤軍の活動である。

中國共產黨は、一九二七年國民黨の彈壓及び清黨以來完全に國民黨との提携分裂し、爾來激烈なる抗争が兩者の間に行はれ國民黨を代表する蔣介石氏の指揮する精銳數十萬を以てする數回の總攻撃にも拘らず、其の勢力は益々擴大強化し、殊に近年益々深刻化する國內經濟界の慢性的不況、破局的農村の窮乏、及對外的危機滿洲及び上海事變は一層彼等をして其の活動を刺戟し、且つ地方無産大衆を驅つてこれに迫込まうとしてゐる。

中國共產黨は一九三一年十一月江西省瑞金に中華ソウエート共和臨時政府組織以來其の統制力を強大ならしめた。本稿の初めに支那ソウエート中央政府及び地方組織系統を示せば略次の如くである。

中華ソウエート共和臨時政府組織系統

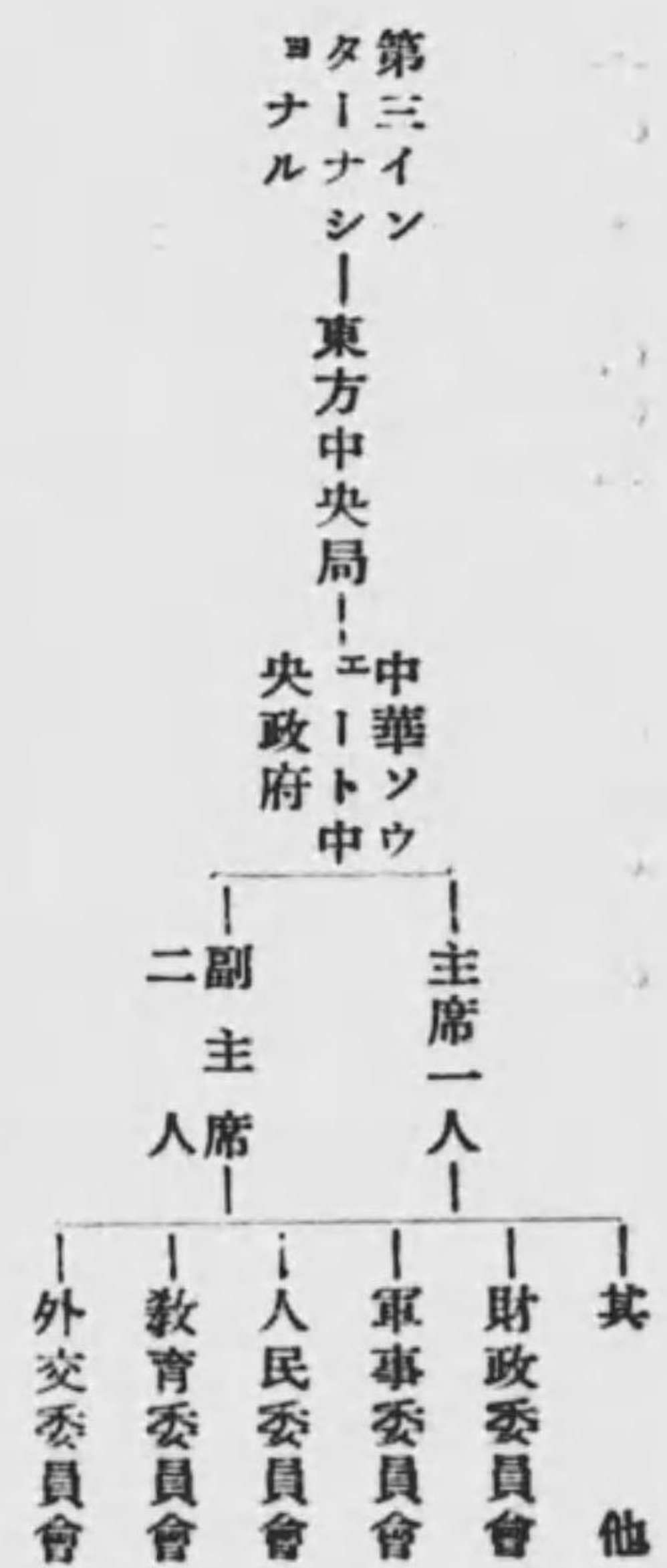


するところの民衆である。

赤軍は主として貧農と一九二五年以來革命軍に加つて闘つた少數の農民兵とより成つてゐる。各軍の隊伍には少數の手工業者及び産業労働者がゐる。彼等は隊伍の指導者中最も強い分子である。彼等は大都會から、また町の小産業から部分的に引入られたのである。一九三〇年の長州退却中に、多くの労働者は退却中の赤軍に参加した、爾來赤軍に止まつてゐる。九箇の主力赤軍の各々に一〇〇—二〇〇人の産業労働者がゐると推定されてゐる。

指導と管理を行ふ地位にある者の大部分はインテリゲンチヤと學生である。最近の三年中に歐洲の大學から歸朝した多くの學生が赤色區域に入込み、其處で今彼等は政治的及び教育的性質の種々の活動に従事してゐる。總ての者が各々の立場から赤軍と直接協力した。必然的な場合は全ての者が實戰に参加する。敵のお蔭で、紅軍の武裝は着々と量的には増大し、質的には改良された。實際上鴉嘴と槍でしか武裝してゐなかつた彼等が四年間以内に凡そ十萬挺の小銃と、巨額の彈藥とを獲得することが出来たのは、また彼等が彼等の部隊に機關銃隊とルイス式機關銃隊を加へることが出来たのは、これ等の小さな機動迅速な部隊の率直さと戰鬥能力によるものである。

赤軍の内部組織は平等分配を基礎としてゐる。司令官から一兵卒に至るまで誰もが設備、食糧及び報酬に關して同様に遇せ



爾來三二年初期に於ける現勢力及び活動につき「チャイナ・フ・ラム」誌(一九三三年五月)は次の如く述べてゐる。

共產黨の構成と特徴 ソウエート區域内のあらゆる男女と子供は革命の戰士である。合計十五萬一千人による正規赤軍はとも角として、ソウエート支配下のあらゆる縣に赤衛隊と少年先鋒隊がある。婦人慰安隊、情報隊及應急手當隊がある。中華ソウエート共和國に五千萬の人民を有し、これ等諸隊の成員は數百萬に上つてゐる。彼等は赤色區域の擁護と擴大のために樹立された組織の各部分である。

赤軍は各地方軍隊と協力活動し、地方軍隊は補助隊として利用される。彼等は白色縱隊を惱まし情報を傳達し機動に富む赤色正規兵に支持と救援を與へるために利用される。平時——それは甚だ稀であるが——には彼等は専心土壤を耕作し、彼等の生活する地方の經濟的發展に貢献する。戰時には彼等は前述白軍の面前から消失せ、攻撃戰の爲めに緊急に必要な時にのみ出現

られてゐる。大概軍隊の物質状態は貧弱であり、悲惨であるが、読み書き能力の不斷の教授と成長との影響下にある兵卒の高度に發展した士氣と着々増大する政治意識は、あらゆる状態に適合し易からしめてゐる。

あらゆる中隊に兵士俱樂部がある。このクラブは全ての食料を管理し、中隊のために手筈を整へる。それは全ての文化活動教育事業及び社會的集會を監督する。兵卒の読み書き教授は着々と進み、全然文盲であつた多くの兵士が、今は北支の新聞に投稿することが出来る。

各聯隊はその委員會を有つてゐる。それは完全な平等を基礎として聯隊の事務を管理する各大隊の委員から成つてゐる。嚴格な軍事教育は勿論見られる。

時たまの比較的平和な時期には、赤軍の兵士は大衆運動組織に積極的に参加する。また白軍との戰時中に農民が與へてくれた輸送、供食、負傷者看護の救援に對する禮として農場の仕事を手助けする爲めに屢々召集される。

次に赤軍の數的觀察はその勢力考察上の要件であるからその勢力範圍及び人數等を取上げる。

九箇の主力赤軍に現在占領されてゐる影響範圍は明かに附圖に略圖された通り(附圖省略)、彼等は合計十五萬一千人であり、約九萬七千挺の小銃と少數のルイス式機關銃及び機關銃を有

してゐる。彼等に就ては左の如く表示することが出来る。

一九三二年初頭に於ける主力赤軍勢力状態

軍別	軍長	兵士数	小銃数	活動区域
第1軍	贛 龍 助	80,000	40,000	河南, 湖北, 安徽省境地方
第3軍	賀 龍	10,000	7,000	湖北, 湖南省境地方
第4軍	朱 德	40,000	30,000	江西省南部及福建省西部
第5軍	彭 德 懷	10,000	5,000	湖南江西省境地方
第7軍	方 志 敏	5,000	2,500	江西省東部
第10軍	孔 荷 龍	6,000	3,000	湖北, 湖南, 江西省境地方
第16軍	孔 荷 龍	6,000	3,000	湖北, 湖南, 江西省境地方
合計		151,000	87,500	

實際上以上主力赤軍の外各地に分散する小赤軍部隊を合算すれば優に三十萬に垂んとするものありと稱せられてゐる。而してこれ等の部隊は全て、現在、數地方からの聯合討伐に抗して各自の區域でソウエート區域の擁護に従事してゐる。湖北軍は四川の劉將軍の軍隊と闘つてゐる。武漢を守備してゐる湖北省は、市から五哩と離れぬ處で武漢三鎮を赤色部隊を以て包圍してゐた。贛の第一軍及び孔の第十六軍と闘つてゐる。

つてゐる。

「江西省東南部の主力赤軍は陳濟棠の廣東軍——それは最近廣東の政争の爲め引上げた——と闘つた。四月には福建省への攻

撃が行はれ、その結果漳州は占領され、福建省の主要海港廈門が脅かされた。」と記述してゐる。右「フォーラム」誌の記述に對し、茲に右の如き補ひを挿入することによつて赤軍の活動状況は一層明確になるであらう。

共産黨及び赤軍が本年度初期に於て可成り活潑なる活動を爲したことは九・一八事變に繼ぐに上海事變の爲め、南京政府の壓迫が弛緩したこと、近年引續き地方農村の破局的窮乏等に依るものである。その活動状況を詳述するを得ないが、その前年期に於ける活動状況に就いては我が陸軍省が赤軍の福建進出が臺灣と一葦帶水、その影響を重大視し五月九日公表せられた所を以て之に替ゆるであらう。

一、江西省より福建省方面 江西省は元來共産軍第一軍團（主席朱德、政治主任毛澤東）第三軍團（主席彭德懷、政治主任黃公略）の活躍する地盤である。第一軍團の主力は江西東南省境附近に一部、方志敏の第十六軍は東北省境附近に蟠居し福建省境を窺つてゐたが主力軍は汀州南方地區にあつた孫連仲麾下の季振同および趙博生の部隊と合作して四月中旬より龍岩に向ひ攻勢をとり張貞の指揮する福建第四十九師の一部を撃破して遂に十四日龍岩を占領し續いて同師楊逢年旅の集中せる適中に進迫した、張貞は漳州において自動車を徴發し適中に向ひ増援部隊を送つたが利あらず部下約二旅を失ひて水湖、南靖間の地區に退却するに至つた。勝に乗じて共産軍は十八日龍山、南靖を攻陥し十九日さらに漳州に

迫つた。張貞軍は部下吳錫などの反逆により内部的に紊亂して漳浦、詔安、廈門に退き共産軍は確實に同地を占領して直ちにソウエート政府を樹立した。自後共産黨的の諸方針を行ひつゝあるが、例の本性を發揮し掠奪放火暴行を盛んに行ひつゝある。福建省政府は中央に對し増援を請求し國民政府は泉州及び順昌にある部隊に應援を命じてゐる。廣東軍は共同討伐の要求を受けたけれど敢て動かさず、主力をもつて潮州及び興寧附近の地區に集結して、省境防衛を専らとしてゐる。共産軍が福建省の海港廈門に進出し根據を占むるに至らば一大事であつて、同方面の形勢は大いに憂慮されてゐる。第三軍團の主力は西方省境附近に蟠居してゐるので

これに對し中央軍第十一師（羅卓英）第五十九師（張英）並に陳濟棠の命を受けた余漢謀は廣東軍の第一軍及び第一獨立旅を率ゐ主として贛州附近の地域に向ひ掃蕩中である。またその一部たる孔荷龍の部隊（當初獨立師であつたが目下第五軍と改稱し兵力約二萬位はある模様）は赤軍約四萬及び機關銃十餘挺、迫撃砲數門を合せて鄂南、陽新を中心とする地域に蟠居してゐるので中央では第五師の一部を九江附近に止めて警備せしめてゐる。

二、湖北省方面 湖北省は元來共産軍第二軍團（主席賀龍、政治主任段德昌）第四軍團（主席鄒行爲、政治主任贛繼助）の活躍する地盤である。賀龍は漢口攻略の目的をもつて兼任第二軍（兵力約三萬と稱せらる）及び段德昌部隊の第六軍（兵力前者と殆んど同様で騎馬隊二大隊、機關銃一中隊、拳銃隊一中隊を有すとのことである）その他赤衛隊（約三萬）をもつて四月中旬より行動を起し、應城、京山、天門附近において徐源泉軍（第四十一師、第四十四

師、第四十八師、獨立第二、第三旅）に對し攻勢をとつたが、地形險難なため不成功に終つたので、主力を平漢線東方地區に移動し麻城附近を根據として許繼慎の第一軍と聯繫して南下を策してゐる、その前衛隊は四月下旬、すでに孝感縣下において開始された。また鄂東方面においては贛繼助の第四軍團蟠居してゐるがこの部隊は八個師の外に二個の遊撃隊があつて、合計兵力約十萬を算し、これに加ふるに赤軍約四萬を加へてその實力は賀龍軍に勝る。目下南部平漢線方面に策動してゐる。別に鄂西方面には賀龍軍の一部約三萬が蟠居し時々四川省方面にも進出し宣沙駐屯の四川軍が奔命に疲れてゐる。

叙上の如き共産赤軍の活動に對して南京政府の採つた措置に一瞥を拂ひこれと照應することの必要を感じる。共産黨及び赤軍の跳梁に後門を犯され焦慮しつゝあつた南京政府は上海事變の一段落と共に、急遽赤軍討伐に向ふことを餘儀なくせしめられた。

國民政府は六月十五日より廬山に「剿匪會議」を開き左の九項目を決定し十八日を以て終了した。

- (一) 各區に民軍を設立す、(二) 剿赤義勇軍を組織す、(三) 匪區土地の整理、(四) 民軍の指揮權統一、(五) 農村復興、(六) 避難民救濟、(七) 地方行政改善、(八) 縣長收績の勵行、(九) 江南、湖北、安徽、江西、湖南、廣東及福建の各省に邊區公路を建設し、討伐の活動に便す。

斯くて漢口に剿匪司令部を創設し、第四回赤軍討伐を開始し

た。斯くして南京政府軍は全力を傾倒して蒋介石自身漢口に駐在し總指揮として其の討伐に従事し、またA・C團の如き秘密工作團を潜入せしめ共産黨の内部的攪亂を圖る等の狂奔振りを示した。これが爲め河南、湖北、江西等に於て可成廣大なる赤色區域を奪回することに成功した。

併しながらその結果として、却つて意外の新情勢を惹起した。それは編者が嘗て一九三一年支那共産黨及び赤軍の運動が中央部に於ける壓迫の結果としてその河南及び湖北方面に於ける勢力は自然的に、又は計畫的に四川、陝西乃至甘肅方面に及び遂には外蒙ソウエトを通じてロシアソウエトと連絡すべき必然性を有する處あるべき旨を説いたやうにそれは決して杞憂ではなかつた。爾成赤軍は南京政府の壓迫により一月以來湖南、湖北、河南より陝西、四川方面に著しき進出を示し、四川省内には省内軍閥と激烈なる鬭争を續けつゝ遂に確乎たる新據點を獲得し、遂に抜くべからざる痛種を植付けてしまつた。

斯くて徐特主の赤軍は綏定及び通江一帶を新據地として通江、巴州、南江、劍州及び甘肅省境の廣元にまで遠く侵入し、今や甘肅を望んで西方邊境に於けるソウエトに握手せんとする形勢にある。

次いで「フォーラム」誌は更にソウエト區域に就いて左の如く記してゐる。

支那ソウエト區域

A、地理的範圍

支那のソウエト區域は、白軍が尙ほ保持してゐる狹隘な通廊によつて分たれた六つの版圖に存在してゐる。ソウエト支配は次に示された如く八省に跨つた一六七縣に存在してゐる。

- 一、江西省東南部及福建省西部、江西省瑞金にある中央ソウエト政府の直接支配下にある四十位以上の隣接縣。
- 二、湖南、江西省境地方十五縣。
- 三、江西省東部、南は福建、北は安徽に伸び約二十縣。
- 四、湖南、湖北、安徽省境地方、三十縣以上。
- 五、湖北、湖南省境地方、二十乃至二十五縣。
- 六、湖北、湖南省境地方、約十五縣。

省別にすれば、ソウエト支配下の縣は次の如く類別することが出来る。即ち

ソウエト區域省別表

省別	總縣數	ソウエト
江西	81	70
湖北	69	50
湖南	75	10
河南	89	10
安徽	60	10
福建	64	20
東江	94	4
浙江	75	3
合計	605	177

全面積の人口は五千萬見當である。而してその七割乃至八割は以前は小作又は全然土地を有たなかつた。

B 土地問題

ソウエト區域の樹立と同時に、第一の任

務が農業革命の目的の實行であつたから、土地再分配の問題があらゆるソウエトに於て先づ日程に上つた。應用された原則は討論の、ち變更を蒙り、また富農から苦情と反對を受けた。

最初方針は、あらゆる家族の成員數に應じて土地の平等分配をしようとするのであつた。然しながら支那クラークは家畜農具等の如き生産手段に應じて土地を分配することを欲求した。然しソウエト法の下では、生産手段も又沒收の一般法則に従つて沒收されるのである。

この一般法則は富農の隊伍からの強い反對に會つた。この反對は反ソウエト團體(普通A・B團、反ボルシェヴィキ派と呼ばれる)に組織された。彼等は改組派や第三黨員(所謂國民黨左翼)と協力した。富農層を得たと同一な綱領で中農をも引入れる様にソウエトを仕向ける事によつて、彼等は多額の中農を味方にした。その結果、中農と富農との聯合がソウエトに反對して作られた。それに直面してソウエトは、反對派の反動行動を防ぐために貧農と小農の聯合を作る計畫を進めた。農業革命の埒内のこの限られた階級鬭争の過程に於てソウエトは郷紳や其他の反動分子を放逐する政策を以て廣汎なる農民大衆を引つける事に成功した。徹底な驅逐が積極的なA・B團に對する最善の武器である事が分つた。A・B團に對して長期の激しい鬭争が行はれねばならなかつた。

C 租税と銀行

舊封建軍閥政權から實行されてゐた一切の苛税は廢止され、それと一緒に高利貸利息、地主に對する未済借債、並に財産證書も廢止された。歴史的な、複雑な税金の代りに富農には莫大な負擔を課し、中農にはそれより軽い負擔を課し最下層にはなほ軽い負擔を課する累進税制度が採用された。

最近この計畫は貿易や商業の領域にまで進められた。貿易と商業とに對しては、富裕なる商人には莫大なる負擔を課し、小貿易者にはそれより少い負擔を課する累進營業税が賦課された。其中小貿易業者は現發展段階に於てソウエト政權の保護を受けてゐる。

本年一九三二年一月中にメキシコ弗——夫は出来るだけ早く十萬メキシコ弗に増される筈である。——の資本を以て勞農銀行が江西省南部に組織された。協同取引協會が出来るだけ、到る處に設立されつゝある。銀行紙幣の整理は少しも困難をなめてゐない。

D 勞働者農民の爲めの状態改善

ソウエト區域の樹立以前に農民大衆の凡そ七割が舊封建地主制と軍閥的抑壓との桎梏下に生活してゐたといふ事實に徴してのみ、ソウエト政權の與へた變化の眞價が充分に評價される。

例へば江西省の土地の約八割は人口の三割に満たない人間の手中に集中されてゐた。小作農は苦しい奴隷制の條件の下で鬭

争した。彼等は瘦せた地所からやつと取入れする事の出来た收穫の五割乃至八割を地代や利息として取上られて居たのである。これに加ふるに恐るべき税金が軍閥によつて課せられ、郷紳から農民大衆へ轉嫁されてゐた。

主として農業労働者、小手工業者及び徒弟よりなる労働者は最大限度に搾取された。短期雇傭は一日に付二、三〇錢(上海通貨の約一〇セント、即ち二金セント)労働者に支拂つた。満期労働者はもつと少い賃銀しか貰はなかつた。彼等は年に二萬カッシン乃至八萬カッシンしか得なかつた。

土地で生産し得るものは兎も角として、今江西省中央ソウエート區域となつてゐる場所の貧農は生活必需品をば事實上手に入ることが出来なかつた。燈用石油、洗濯材料、マッチ、布——鹽すら——などは全て他の區域から輸入されてゐた。鹽は湖南や廣東から他の品物は漢口や揚子江流域から入つて來たものである。代りに米、煙草、安紙等が輸入されてゐた。全ての輸入貿易は勿論、有産階級によつて實行された。

然し恐ろしい高税を取られるので、輸入貨物は農業労働者又は小手工業者又は貧小作農の一箇年の収益より屢々高い値段で賣られた。後者の大部分は高利貸——その利息は屢々五割乃至十割に及んだ——の桎梏の下で永久の破産状態にあつた。

ソウエート政權の樹立と同時に、これ等の桎梏は全て粉碎された。積極的な状態改善が起る前は、これ等の税金の除去は労働

者及び小作農にその利益が分るやうな状態への改善を行つた。白軍の連続的な討伐を不斷に防がなければならなかつたが、最初から徐々たる小さな、だが確實な成果が示され初めた。大土地所有の没收、苛税の廢止、高利貸及び未済借金の棒引については吾々は已に悟つた。

ソウエート政權の最初の結合の一つは、其取引から莫大な収入が得られるので、軍閥が農民に押つけた重荷、即ち阿片を取るための罌粟の栽培を一切禁制することであつた。

徐々に進行する土地分配、勞農政權の樹立、學校の建立、並びに教育の開始につれて、貧農は封建制の數世紀が驅つた車の轍を徐々に取除きつゝある。

一般的に云へば社會條件の改善は非常な障害に惱まされる任務である。ソウエート區域には大産業なく、存在する労働者の間に於ける労働組合運動は微弱であり、未發展である。勞働法は嚴密なるソウエート企業、小兵工廠、印刷所、煙草工場及び鑛山に於てのみ出來得る限り大規模に適用され得た。全くこれ等の工場では一日八時間勞働制が嚴密に行はれてゐる。十八歳以下の労働者は以前の十二時間、十四時間乃至十六時間に比して六時間勞働してゐる。

——江西省南部の二つのソウエート煙草工場に於ては、以前一日十二時間につき二十五セントを得た労働者は現在一日八時間につき四〇—四五セントを得てゐる。新省の赤軍が發する最初

の命令は、通常産業上及び農業上の全使用人の賃銀値上げである。これは士氣に可成りの影響を及ぼした。以前一日に三挺の小銃を修繕した兵工廠は今同じ一日に九挺の小銃を修繕することが出來ると或報告が熱心に述べてゐる。

商品市場賣出しと交換に對して支配が行はれ初めたと同時にソウエート區域の首位生産物と白色區域の首位生産物との間に目に見える程の差異が見られる。

物品	ソウエート區域	非ソウエート區域
鹽	(1キヤテイ)につき80錢	120錢
	同	150錢
油	1擔	10弗
米	1キヤテイ	40錢
肉		120錢

——彼等の生活條件と尙ほ反動の桎梏下にある勤勞民衆の生活條件との間の懸隔は、自ら運命を左右する權力を保持してゐる大衆そのものと、尙ほ奴隸状態にある大衆との間の懸隔である。

一九三一年十一月七日に於ける中華ソウエート共和國の組織について、瑞金に召集されて全國ソウエート大會はソウエート政府の任務と任務の執行機關とを網羅してゐる建設綱領を採用した。農業革命の諸任務に言及すると共に、それは土地の國有化といふ終局目的と再分配の法律を確立してゐる。

建設綱領は勞農兵大會を通じて、全政治權力の勞農支配を規定してゐる。ソウエート共和國の十六歳以上のあらゆる市民は性又は民族を問はず選舉權を賦與され、支配を任せられる大會代表者の選舉に参加してゐる全ての反動分子は除外される。選舉法に於てプロレタリアートに特に重きが置かれてゐる。

綱領は産業改良、八時間勞働制、健康と安全のための保護條件、最低生活標準規定、社會保險、社會救濟制度を設けてゐる。それは全ての苛税を廢止し、その代りに單一累進税を採用してゐる。

中華ソウエート共和國は一切の外國帝國主義特權の廢止、一切の不平等條約の廢棄並に支那國土からの外國勢力の驅逐を行つてゐる。外國所有の財産は沒收される筈であり、租借地は無條件で取返される筈である。新條約の下に外國實業家はソウエート支配の法律に従つて實業を行ふことが出來る。

兵役は農民及び労働者は義務づけられる筈である。ソウエート領土内の一切の反動勢力は武装を解除せられる筈である。言論、集會、結社の自由は勤勞大衆へ保障されてゐる。女性の完全なる解放が準備され、宗教的信仰の完全なる自由が確立されないが、反宗教宣傳を擴大する權利が全ての労働者農民に與へられてゐる。

支那に於ける一切の弱少民族(蒙古、回々、苗、黎等の諸民族)は

品平均各戸收量	麥	四石以上を以て徵稅標準となす。	
擔數	稅率	擔數	稅率
四擔	一%	五擔	二%
六擔	三%	七擔	四%
八擔	五%	九擔	六・五%
十擔	八%	十一擔	九・五%
十二擔	一一%	十三擔	一二・五%
十四擔	一四・五%	十五擔	一六・五%

富農に對しては二擔を以て單位とし、一%、三擔には二%以上を徵し、此を以て類推す。

第四章 工業稅

第十九條 生産組合社は縣政府の批准を経たる者は、縣政府より省政府へ報告したる後、免稅を許可することを得。

第二十條 目前に於てはソウエート區の工業發展を促進する爲め、臨時工業品の出廠稅を免す。

第二十一條 工業所得稅は資本の大小に照して、稅率を規定し、其の稅率は商業稅より輕し。

第五章 附 則

第二十二條 稅則は公布の日より、效力を發生す。

一九三一年十一月二十八日

中央執行委員主席 毛澤東
 副主席 項英
 張國燾

リットン報告と中國共產黨 滿洲問題審議に寄與すべき目的のもとに支那及滿洲に派遣せられたヴァクター・リットン卿を首班とする國際聯盟支那調査委員の視察報告書は十一月二日を以て公表された。

同報告書第一章に於て「支那に於ける近時の發展概要」として支那最近の發展狀況を叙し、最後に「國際協力は解決の最善の希望を與ふるものである」と述べ、支那近年の政治的軌轍の原因の最も大なるものとして、支那に於ける共產主義に就いて次の如く記述してゐる。

「地方軍閥の私兵及全國に瀰漫する匪賊の集團は支那の内部的平和を攪亂するものなりと雖も、これ等はそれ自體として、今や中央政府の權力に對する脅威たらざるに至れり。然れども此處に他の原因よりする脅威あり。即ち共產主義之なり」

これを以てリットン卿の國際協力の意味が共產黨に對するものなることは瞭かであるが、更に中國共產黨の支那に於て今後益々廣汎なる大衆の支持を獲得しつゝ、飛躍的發展を遂ぐべきことを豫想し

「行動綱領(中國共產黨の)は債務を破棄し、並に大地主、又は寺院僧院及教會の如き宗教團體より強力を以て接收せる土地をプロレタリア及び小農に分配するにある。課稅は簡單化せられ、農民は其の土地の生産高の一定部分を納付せざるべからず。農業改良のため灌漑、農村信用組合制度及組合を發達せしむる手段が講ぜら

れてゐる。小學校、病院及調劑所も建設せらるゝ事なり。斯くの如く最貧困なる農民は共產主義に依り驚く可き利益を得るに反し、富豪及中産階級の地主、商人並に地方紳士は即時沒收又は徵發及罰金の何れかに依り完全に没落せしめられる。而して此の農業綱領を適用することに於て共產黨は群衆の支持を期待す云々」と

以上の記述は明白に列國の中國共產黨及軍の活動に對し共同の干渉乃至は防衛を豫想せしむるに充分なるものがある。

これに對して中國共產黨は十月六日附中華ソウエート共和國臨時中央政府の名を以て次の如き反擊的通電を發した。

中國共產黨のソウエート報告書反駁

全中國の勞働者農民、兵士及一切の被壓迫民衆諸君

中華ソウエート共和國臨時中央政府は疾くに、已に全國の民衆に對し國際聯盟は各帝國主義どもたちが中國を分割する爲めの強盜的聯盟であることを宣告した。即ち聯盟は中國を分割し、中國ソウエート旗幟下の革命運動を鎮壓せんと企畫するものだ。

現在帝國主義強盜の聯盟調査團リットン調査團の中國分割に關する報告書は已に發表された。之は帝國主義より中國民衆に提出された中國分割の最後の通牒である。而して賣國、辱國の國民黨及其政府は却つて完全に同意接受したのである。

リットン報告書は公開的に最も無恥的に中國分割の新計畫を宣布せるものである。即ち日本及一切帝國主義は滿洲を當然占領すべきのみならず、且つ當然中國全部を分割すべきであると公開的に宣布し、同時に日本の滿洲占領及上海の流血事件を正當であると明白に

宣布してゐる。彼等は帝國主義の聯合によつて中國を分割し、中國の革命運動を消滅し、先づ中華ソウエート政府の指導する全國の民族革命戦争と土地革命運動及滿洲義勇軍の反日戦争、全國的反日、反帝運動と排貨運動とを殘酷に暴壓せんとし、無恥にも滿洲を自治國となし、國際憲兵制を設立せよと主張し、以て國際帝國主義のソ聯攻撃の根據地となし、積極的にソ聯を攻撃せんと企圖してゐる。

同時に「宗主權を中國に屈せしむ」等の名目を用ひて、中國民衆の武装を解除し、中國民衆を麻痺せしめんと企圖してゐる。最後には國民黨に對してより積極的に赤軍を進撃し、より忠實に帝國主義へ投降し、民族的利益を賣渡し、より精力的に反帝運動を鎮壓し、排貨運動を消滅し、より凶暴なる中國民衆の屠殺等を再三命令してゐる。

リットン報告書は、帝國主義者が、中國民族をして奴隸たらしむるための賣身證文である。ソウエート政府は全國の民衆を糾合し、武装化せしめ、ソウエート政府指揮下に、革命的民族戦争を以てリットン報告を粉碎し、一切帝國主義の中國分割、ソウエート區進撃中國革命壓迫ソ聯進攻の新企圖に反對し、日本及一切帝國主義を中國より驅逐し、以て中國民族の徹底的解放と獨立を求め、ソ聯を武装擁護し、中國勤勞大衆とソ聯の社會的聯盟を建設するであらう。

ソウエート政府は全國の勞働者、農民及一切の被壓迫民衆に對して左の宣言をなすであらう。

眞に民族革命戦争を敢行し、帝國主義の中國分割に反對するには先づ帝國主義の中國分割を助け民族革命戦争を壓迫する國民黨統治を顛覆せねばならぬ。國民黨及其政府は帝國主義の中國分割の報告

書を忠實に受入れ、談判の根據とすることを承認した。國民黨及政府は一切的に討論研究し、口頭には、報告書に對して若干の不滿を表示してゐるが、併し之は中國を賣渡すことを掩飾する煙幕であり、民衆を欺瞞するための狂言に過ぎない。國民黨は東三省、上海及中國本土を以て帝國主義に提供し、而して眞に全國の革命民衆を指導し民族革命戦争を實行する所の中國労働赤軍に對しては、帝國主義の指導と幫助の下に百萬の兵力を動員して進攻し、眞に反帝的民衆的ソウエート政府の消滅を企圖し、赤軍及反帝英雄兵士並に義勇軍の直接的帝國主義との戦争を阻止し、同時に帝國主義を幫助して滿洲義勇軍を屠殺し、又は之を賣渡し、全國の反帝運動を壓迫し、排貨運動と労働罷業を制止し、労働運動を賣渡す國民黨の統治を顛覆してのみ、吾等は始めて民族革命運動を順調に遂行することが出来る。ソウエート政府は正に全國の労働赤軍とソウエート區の廣大なる労働大衆を指導し、殘酷に帝國主義と國民黨に戦ひ、國民黨の第四次ソウエート區攻撃を粉碎し、革命戦争によつて國民黨の反動統治を顛覆しつゝあるが、全國の民衆は自ら武装し、國民黨の第四次「討伐」に反對し、帝國主義の走狗たる國民黨の統治を顛覆し赤軍とソウエート政權を擁護せねばならぬ。何ぜならばソウエート政府のみがよく眞に全國的民族革命を指導し、直接日本と戦ひ帝國主義の中國分割に反對し、只労働赤軍のみが眞に民族革命戦争を實行する民衆の武力であるからだ。

全國の労働赤軍兵士、ソウエート區の廣大なる労働運動大衆諸君積極的に革命戦争を進行して帝國主義國民黨に向つて斷然進撃し、

而して國民黨の第四次「圍剿」を粉碎せよ。
白色區域の労働、兵士及一切の労働大衆諸君 自ら武装し、義勇軍を組織し、罷業を斷行し、排貨運動を進行し、積極的に帝國主義國民黨に向つて闘へ、一切の革命民衆はソウエートの旗幟の下に、一致民族革命戦争を實行し、帝國主義國民黨に向つて闘へ。一切の革命民衆はソウエートの旗幟の下に、一致民族革命戦争を實行し帝國主義の中國分割に反對し、國民黨の統治を顛覆し、日本帝國主義と一切帝國主義は中國より驅逐し、中國民衆のソウエート政權を建立し、中國民衆の獨立解放を完成せよ。

一九三二年十月十六日

中華ソウエート共和國臨時中央政府

主席 毛澤東
副主席 項英

張玉蕙

尙ほ同月九日付を以て中國革命互濟會は亦リ、ト報告書に對する反對を表示し、國民政府の反動帝國主義阿諛を痛烈に攻撃して宣言書を發表した。

脫黨問題 滿洲問題及上海事變が支那の社會運動に對する一投石の役目を爲したことは、我國に於ける無産階級内に於けるそれに比すべきものはないが、これを動機として各方面に動搖を起しつゝあることは相對比して多少の興味なしとせぬであらう。

一九三二年二月十一日天津の支那新聞大公報紙上、中國共産

脱者黄抹なるもの、河南、江西地方に於ける中國共産の内面的検討」なる一文を掲載したが、其後中國共産黨中央政治委員として同黨の有力幹部たる周恩來(伍豪)は同志二百四十名と共に共同聲明を發表して、中國共産黨脱離を宣言した。該聲明の要旨は中國共産黨の目前工作は、謂はゆる赤軍の發展に依つて現政府に反抗するものであるが、それは中國の抗日力量を削減する結果を成して居る。従てコミンテルンの現コースに服従することは結局に於て日本の傀儡となる。且つソウエート聯邦は日に帝國主義反對を唱へて居るが、利己的政策の爲めには帝國主義との妥協すらも敢えて辭しない。即ち日本との間に不可侵略、中立を協定し、東支鐵道に依る日本軍隊の運送を許容した。右は弱少民族を擁護し、中國革命を援助すると稱するソウエート聯邦の態度とは相容れざるものである。我々は茲に中國共産黨を脱離する。然して周恩來は、白忠發捕殺後の中央政治局に於ける中心人物として活動中のものであり、中國共産黨創始以來の古き黨員で、その一黨の脱黨は中國共産黨今後の進展に強く影響するであらう。

次に同國の右翼運動として數年來世人の注目を惹きつゝあつた天津を中心とする國家主義青年黨は、一黨專制に終始する現政權下に在つては從來合法的團體として擡頭の機を持ち得なかつたが、今回の滿洲問題及上海事件を機として天津地方に於て目覺しき活動を開始し、中國青年鐵血抗日救國總團體なるもの

を組織し、その一部青年は北平に於ける軍隊内に起臥して只管軍事的訓練を受け、その一部四十五名は當時(二月十日)已に上海に出動し、第十九路軍に投じて戦つたと傳へられてゐる。

また労働組合團體の強化的傾向は既に本欄前號に報導した通りであるが、是等の團體の動向は孰れかといへば蔣介石一派のブルジョア・デモクラシーに對する反動と、一種の國家社會主義的傾向を強く印象せしむるものがあつた。

上海反戰デー 支那に於ける共産黨勢力の擴大強化は今や輕視し得ぬものがある。併しその都市労働者への働きかけは表面的には事々に失敗の跡を残している。斯くして共産黨は上海事變による日支兩國軍事行動を絶好材料として、本年八月一日反戰デーに對しては一氣に今日までの運動の失敗を恢復すべく、共産黨の各團體に反戰工作の指令を發した事實がある。

然るに國民政府は現に中國共産黨及共産軍の討掃に悩みつゝある折柄として、頗る之を重視し、各地方廳に對しその嚴重取締を命令した。斯くて各地共嚴重なる警戒が行はれた。

上海に於ても支那側及租界當局は共産黨の反戰デー工作指令を採知したので共同租界及フランス租界の工部局警察は特別警戒を行ひ、共同租界は南家路を中心とする繁華なる地區には十數名を一隊とする巡邏隊を派し殊にフランス租界は電車運轉系統を變更し支那街に通ずる鐵門を閉鎖し、交通を遮斷し租界内の嚴重なる警戒を行つた。また支那側は公安局全警官の武装出

動を行ひ、各要路に於て通行人の服装検査を行ふ等全市を通じて物々しい警戒が行はれた。

斯く全市に亘りて水も洩らさぬ警戒が行はれた爲めさしもの嵐を孕んだ共産黨の反戦デー運動は手も足も出でざる状態に陥り特に騒動らしい騒動も起らなかつた。

一方共産黨側は分區的示威運動、飛行集會宣傳ピラ撒布を計畫したが同夜上海東部工場地帯に當る楊樹浦路に於て二〇〇名ばかりの一團が二流の共産黨旗をかざし、示威運動に移らうとするところを武装警官隊が自動車で駆付けたので四散し、また支那街南市に於ても、同夜數十名の男女學生の一團が口々にスローガンを叫んで示威運動を行ひ、警察隊と衝突を惹起した位のもので共産黨の策動は、完全に失敗に歸した。なほ當日撒布せられた宣傳ピラ及小型新聞には「八一特刊」、「八一反動宣傳」、「スローラン援助宣言」、「黨報」、「滬四鬮報」、等々で、共産黨中央委員會滬東委員會等の署名があつた。

陳獨秀の逮捕 中國共産黨の創建者であり、爾來その領袖として有名な陳獨秀氏に對しては豫てから逮捕令が下されてゐたが近來上海地方に於ける共産黨の活動が、裏面にその重大なる組織的計畫を有すること探知した國民政府當局は租界當局と打合せを行ひ、該中樞機關を嚴探中のところ、端なくも陳獨秀が上海に潜匿しつゝあることを探知し、十月十五日法院の拘引狀を得、公共租界警察の援助のもとに活動を開始し、翌十六日夜ま

で二晝夜に亘り、岳州路に於て病臥中の陳獨秀を始めとし、彭述之以下十一名を逮捕し、國民政府の電命に依り嚴重なる警戒のもとに、押收された十餘箱の證據物件と共に同十九日南京に護送直ちに中央黨部の取調べを受け、更に軍政部軍法課に收容された。

之に對し政府部内民間は勿論現在軍事期に非らざるに軍法課に於て之が處置を行ふことを失當とし、また蘇州辯護士會は當局が特別法廷を組織し取調を行ふことは司法の獨立を破壊すると認め緊急會議を開き行政院及司法行政部に反對表示を行つた等の爲め義にノーランス夫妻事件に懲りた軍部は遂に法院に移すことを諾し法院に移された。

之より先同一味を軍法司に於て取調を行つた際陳獨秀は蔣介石、陳立夫と會見し、中國共産黨トロツキ派の過去に於ける活動狀態を陳述したき旨要求する所があつた。併し司法當局は、陳獨秀は支那の國家的利益に有害なる不法行動を爲したる廉に依つて起訴せられたものであるから本事件は義のポール・ノーランス事件と同様政治犯として蘇州高等法院に於て審さるべきものであるとの理由に依つて却下された。但し陳は所謂トロツキ派の支那に於ける首領として揚子江流域に於ける武装赤軍に反對したものであるから死刑を課するが如きことなしとの印象を與へられたと傳へられてゐる。

兎に角にも本事件は最近のノーランス事件と共に二重大事件

と考へられてゐるが、支那新聞の論調を綜合するに、概して同情的である。即ち現在中國共産黨の指導權を握つてゐるのはスターリンの幹部派で、トロツキの解消派ではない。且つ今回逮捕された陳獨秀以下が果して民國危害罪に抵觸する行動を執つたかどうかは法院に於ける公平な審判を待たなければ確定しない。然し陳獨秀の關係してゐる機關はトロツキ學會と名づけ、政治的組織機能をも有せぬのみか「政府」等の名義を使用せず、純然たる學術研究に没頭しつゝあつたもので、苛酷な罪名を科する必要はない。陳は共産黨員ではあるが、主義に忠實にして純潔にして正大、且つ徳望を有する點は、主義節操もなく、機會主義者の多き中國に於て採るべきものである。とし、陳獨秀自身も往年北京大學校長として共に文化革命を唱導した、蔡元培、現北京大學校長蔣夢麟等の慰問に對し「國家の法律は尊重すべきもの、従つて政府が公平な態度で、個人的怨恨を加へることもなく、公開審理を行ひ、其上で法律が若し罪を決定すれば喜んで服従する」旨を述べたと傳へられてゐる。彼が捕へられた際双鬢の霜白を加へ、病座に呻吟しつゝあつた彼に對し、一部には往年の文化革命より、中國共産黨首領として一時そのヘゲモニーを握つた彼を追懐してか、政府に對する遠慮か上海の諸新聞はこの問題に言及するものが少い。

因に曩に報道したノーランス夫妻は上告を期待せられてゐたが、そのこともなく、刑の確定と共に十月十四日江蘇第一監獄

に收容された。

ノーランス事件 ノーランス突なるものは昨年來支那で内外人の注目を惹きつゝあつた問題である。その問題發生以來の經過を約要すれば、昨一九三一年春英領新嘉坡地方に發生した共産黨事件に關聯し、該地警察當局から上海工部局に對し、事件に重要關係を有するノーランス夫妻の逮捕方依頼があつた。これが爲め租界警察は同夫妻の行動に對して搜索を行つたところ、上海中央郵便局二〇五號私書函が同夫妻の共産黨の通信に利用されて居ることを發見し、次いで同年六月十五日其の住所たる上海共同租界四川路二三五號家屋内で同ノーランス氏を逮捕した。また之と同時に彼の移轉事務所としての南京路第四九號樓上C第三〇號に於て同夫人を捕縛し、且つ共産運動に關する多數の文書を押收した。警察當局は該文書により兩人が國際共産黨支那及東方駐在代表にして、其行動は支那緊急治罪法に觸るゝものと認め、同月二十九日同夫妻を江蘇省第二分院に送致し正式取調を行つた。然るに淞滬警備司令部は、該事件が、曩に服罪した共産黨首領向忠發と關係ありとして、八月十四日其引渡を受け、南京軍部陸軍軍法司に送つて審理することゝなつた。延びて同年十二月十七日軍政部に於ては被告の犯罪他點が戒嚴區域内に於て行はれたものでないとの理由で、再び司法行政部に送り同所から更に江蘇高等法院に送り裁判することゝなつた。然るに偶々上海事變の發生を見たゝめ、一時上海に護送し、最高

法院(註、民事訴訟事件に對し法律に依る最高の審判權を有する)に於て取調の結果本年四月二十二日高等檢察官(檢事)から最高法院に對して正式に起訴することになつたのである。

之に就いて該法院檢察官發表の調査に依れば、ヌーラン夫妻兩人は共產黨員にして、支那現政府轉覆の陰謀を企てつゝあつたものである。その押收文書中共産運動に關するものが大部分で、此中國共產運動に關係を有するもの七十件以上にして、右七十件を分類すると(一)中國共產黨のコミンテルンへの報告、(二)コミンテルンの訓令、(三)中國共產黨の組織と、支那農業工業界兩方面に對する活動に關するもの等であるが、檢察官は取調の結果に就いて「上海警察は、ヌーラン夫妻を以てコミンテルン代表と認めたることに就いては確實なる理由がある。而かも支那内地に於て會て屢々發見押收せられた共產黨關係文書によつても被告が江西、湖南其他各省に於ける共產黨と密接なる關係を有し、亦その指令及び金錢の補助を爲す等、其目的が中華民國に對して危害を與へんとすることに於ては顯然たる事實である」と述べてゐる。

本事件に就いては支那人社會よりも寧ろ外國人殊に國際的に非常なる注意を喚起し、外人方面には彼を救ふ爲め「國際辯護委員會」が組織され、世界的に知名の士が多く加入し、英國のカオスサース、バーナード・ショウ、ウエルス及労働黨議員數十名、獨逸アインシュタイン、米國上院議員ボーラー氏等が参加し

てゐる。

また支那に在つては四月末故孫文氏夫人宋慶齡氏は英文の論文を發表し「ヌーラン氏夫妻の公衆辯護に對しては充分之に盡すべき責任がある」と、また「廣く中國人の正義に訴へ、ヌーラン夫妻兩人の自由恢復を要求す」と述べ、更に四箇條に互つて司法當局の處置に反對意見を述べてゐることは頗る社會の興味を惹いてゐる。先づ第一に、高等法院の公表を攻撃し、之を以て當局の公開宣傳で慣例に違反してゐる。(二)法院の押收した文書その搜索當時、被告が現場に於て認められた上で押收したものでないことは搜索上の手續を誤つたものである。(三)文書の筆跡は専門家の鑑定なくして直ちに被告の筆跡と認定すべきものでない。且つ共同租界警察に於て押收したるものを以て、直ちに支那の法廷に應用することは違法である。(四)被告は已に十一箇月監禁され、犯罪人として六箇所に移送され、其間審判を加へなかつたことは極めて残酷な處置である云々」と孫文夫人の此の攻撃文書の發表せらるゝや、中國研究院蔡元培院長は五月三日司法院長に對し「ヌーラン事件は頗る國際的注目を惹き、歐米學者は特に國際辯護會を組織し、専らその救助に力めてゐる。本件が如何なる審判を受くべきかは法廷の公開裁判に依るべきは勿論で、其の辯護士の辯護の如きも之を許可し、我邦の世界正義を求むる所以を示すべきである」と電請し、之に對し汪院長は「本件は已に正式な起訴を経たる以上一切の

手續は刑事訴訟法に照して處理」すべき返電を與へた。

本事件の處理如何は支那の司法權の威信及對外的には治外法權問題に重大なる關係を有し、今や外人注視の的となつてゐるが、之に對し天津大公報紙は四月三十日南京電報による中國共產黨員陳三、高國梁以下二十五名が緊急治罪法第一條第三項に依つて死刑を執行せられたことを引證し、内外人犯罪者に對する取扱の偏派に就いて痛烈なる攻撃を加へた。

併し乍らヌーランは太平洋労働組合書記局書記として、支那共產運動を指導したことはその檢舉の際發覺した幾多の證據書類等に依り明白である。これが爲め又夫妻は江寧地方法院に於ける七月五日以來の審理により十月十四日無期徒刑の宣告を受けたが敢て控訴する等のこともなく之に服罪した。

併し一説には宋慶齡夫人(故孫文夫人)、蔡元培及び歐米各地名士の釋放要求に對し、機を見て輕減釋放せらるゝのではないかと見られてゐる。

滿洲に於ける共產運動 滿洲に於ける共產運動の主動體としては、中國共產黨滿洲省委員會のもとに南滿委員會、哈爾濱に北滿委員會及間島に東滿委員會あり、此外に全露共產黨及高麗共產黨等がある。併しその目的とする所は一に滿洲に於ける資本主義的建設を妨害し、共產主義の根基を築かんとするものである。彼等は夫々その行動區域を定め、支那に於ける中國共產黨と連繫をとり常に暗躍を續けて來た。殊に近く一九三一年後半

期以來北支那方面に於ける同黨の潛行運動は漸く頻繁を加へ、從つてまた滿洲に於ける彼等の活動が豫見せられてゐた。

然るに九・一八事件が突如として起つた。該事件勃發するや奇貨措くべしとして計畫し又は敢行せられた交通機關の破壊、市中の攪亂、主要機關の爆破、重要人物の暗殺等、官憲によつて暴露せられた件数は夥しき數に上ると傳へられてゐる。彼等は「ソウェイトを護れ」、「支那から手をひけ」をモットーとして以來日本の行動を妨碍し、新國家組織を妨げんとしたが事件發生以來日本軍隊の決意と嵐の如き彈壓に到底彼等をして成すべき機會を與ふるに至らず、その暗躍にも拘らず、その結果は大なる收穫を齎らすに至らず、纔に左記の如く多少の蠢動を試みたに過ぎなかつた。併しながら彼等の此の蠢動が滿洲の軍事時期の一段落を告げたる後に於て、滿洲の社會的不安動搖の機を視ひ策動を試むべきは推測するに難くない。

四月十一日——哈爾濱元ホルワット中學校及東支組立工場の二箇所に全露コンミニスト緊急大會開催、ソローグ主席「今や帝國主義者に鋼鐵の齒を示す時來れり云々」と戰争的激勵演説を爲す。

四月十六日——東支(現、北滿)鐵道本部線列車顛覆事件嫌疑者としてハルビン附近支那共產黨員三十餘名一齊檢舉さる。

四月十九日——哈爾濱市中に中國共產黨滿洲委員の名により激烈なるメーデーのアチビラ撒布さる。

四月二十一日——哈爾濱ナハロフカに於て一九三一年メーデー事件

首魁二名北滿擾亂の陰謀計畫中逮捕さる。
五月一日——間島各地共産黨員メーデー大暴動計畫覺多數檢舉さる。局子街管内に於ては拳銃を亂射し抵抗し、警官隊により却つて十餘名射殺さる。
五月三日——哈爾濱に於て日・支・鮮・英・露の共産黨アヂピラを多數散布或は貼付し中國共産黨員活躍す。
三月一日滿洲國の創建を見、滿洲主要地方の秩序恢復するに伴ひ治安は維持され、従つて流石の共産黨も潛行活動の餘地を失ひ後半期は比較的靜穩に經過した。
此間即ち十一月一日黨中央部はウラジオに移轉し、全滿委員

會を組織した。
茲に注意すべきは從來特殊地帯たる北滿を根據として活躍した所謂不逞鮮人の動向である。彼等は從來共産派と民族派に分立し抗争し激烈なる鬭争の歴史を有して居るが、滿洲事變勃發による大衝動の前には兩者共に極めて微弱なる存在化するに至り、殊に所謂民族派は到底従前の活動力を保持し得ざることを自覺すると共に、兩者は大同團結によりその特殊地位を維持せんとし、茲にエムエル派大躍派等の對立形態は解消し、殆んど共産派に劃一を見るに至つたことである。

國 際

國際労働運動の一大轉換の前夜とも云ふべき一九三二年に於ては、左右兩翼とも、ドイツ賠償及び各國戰債問題の解決を中心とせる歐洲の不安解消と、滿洲及び上海事件を渦心として東亞に蟠る戰雲の拂拭を出發點とせる國際的軍縮協定の成立とを基調として、各國に漲る反動的國民主義との抗争に大戰以來の擴大發展せし餘勢を示すに過ぎず、活潑なる積極的進出は見られなかつた。社會民主主義インターナショナルの内訌分裂と共産主義インターナショナルの退嬰守勢とに對照して、直接政治行動に關與せざるアムステルダム・インターナショナルが若々その基礎を鞏固にして、結束と統一を促進しつゝあつたのは、將來の發展如何はとにかくとして、その質實性に於て注目すべき現象であつた。殊に一九三二年はアムステルダム系統に屬する業別國際聯合會の大會が比較的多く開催された關係上、實際的効果は別として、右翼團體の表面的活動の著しい年であつた。

社會民主主義團體

アムステルダムの労働組合インターナショナル(I.F.T.U.)と社會主義労働インターナショナルとは、かねて聯合委員會を組織して各種問題につき協力して活動して居つたが、前年その軍縮特別委員會では、デュネーヴに於ける軍縮會議開催に際して

一大示威運動を舉行すべき計畫を立て、各國加盟團體間に軍縮請願書を作製せしめて居つた。斯くしてオーストリア、ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、イギリス、ギリシア、オランダ、ハンガリア、ラトヴィア、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン其他各國に於ける労働團體及び其の他の有志團體の人々の署名を得たる請願書(本文は別項二五五頁参照)は、一九三二年二月六日社會主義インターナショナル會長エミル・ヴァンデルヴェルド、アムステルダム・インターナショナル副會長レオン・デュオー氏及び聯合軍縮委員長アルバルダの三氏によりて軍縮會議々長アーサー・ヘンダースン氏に手交された。

兩インターナショナルの平和主義運動は、右の示威に止まらなかつた。一九三二年に於て、殊に兩インターナショナルの關心したのは、極東の形勢であつた、滿洲問題及び上海事件に於ける日本の態度をばあくまで非なりとして、時には噴飯に値する如き言辭をすら弄して日本排撃に努力した。

斯くして各國の労働團體間に日本排撃の氣勢を喚起すると同時に、日本の労働階級をして國民的自覺を覺醒せしむるに至つたのは特記すべき事件であつた。

アムステルダム・インターナショナル

一九三二年は、各國労働團體に於て現下の永続的不況に對する對策を講究せしめ、それが爲め特別大會を開催した國々もあつた年であるが、アムステルダム・インターナショナル本部ではかねて各國労働組合運動の不況對策の指導原則となるべきもの作製に従事してゐたが、一九三二年三月十五日より十八日までベルヌに於て執行委員會及び中央委員會を開催して、各種の問題につき討議した結果、現下の各國經濟界の狀況に對して、労働組合としてとるべき態度の原則として左の決議を可決するに至つた。

『今や全世界の失業者數が二千五百萬人以上に達せることは、資本主義がその責任に屬する經濟危機を脱却すべき方法を發見し得ざる恐るべき證據である。』

生産と販賣は、今や未曾有の程度に縮小し、信用の危機と通貨の低落とは、世界の經濟的結束の破綻を深刻化せしめて居る。關稅戰は、自由貿易(即ち商業界に於ける軍備撤廢)を驅逐し、凡ゆる形式に於ける保護主義は、經濟的萎縮のテンポを急速ならしめて居る。資本主義制度の無政府狀態は、混沌紛雜たる危機を生み、それに伴ふ政治的事件は、労働者階級の自由を脅威しつゝある。

國際労働組合總同盟では、過去十餘年間各種の要求事項を作製して之を標榜し來つたが、それ等の要求にして満足せられんには、現下の世界的破局は防止し得たのである。それ等の要求は、本總同盟の『經濟政策』にも、又最近では一九三一年のチューリヒ綱領(註、

爲め、その全勢力を發揮すべきである。全世界を更新すべき世界經濟の根本的變革と並行して、經濟生活の全重要部門に於て公共的企業の擴大に努めなければならぬ。

國際労働組合總同盟は、今日の最も重要な國際的要求として、原料品の計畫的生産と、物資の計畫的分配と、中央銀行の劃一による計畫的信用制度と、民主的管理機關による銀行及び取引所の嚴重なる統制と、國際的通貨單位の創設による貨幣制度の規制と獨占的企業に對する嚴重なる管理による資本家的獨占權の倒壊とをば、最も力説するものである。

是等の絶對必要なる要求貫徹の爲め、一國の一時的の狭小なる利害を棄て、全世界經濟救済の爲め結束團結するは、從來以上に今日の各國労働者團體にとりては、重大任務となつて居る。』

國際労働組合大會 尙ほ不況對策考究の爲め各國労働組合代表を召集して國際協議會を開催すべき計畫もあり、之には、未加盟國代表の参加をも認めることになつて居つたが、四月十六日及び十七日の兩日に互つて、愈々同協議會をデュネーヴに於て開催した。出席者は、二十九箇國の代表八十二名で、之を團體別にするとアムステルダム加盟團體二十二團體、産業別インターナショナル七團體、及びノールウェイ、アイルランド自由國、日本、印度、ホルトガル、キューバ及び南アフリカ聯邦の七未加盟國團體で、アメリカ労働總同盟は、遂に出席しなかつた。主催者たるアムステルダム會長ダブリュー・エム・シトリン氏は、その開會の辭に於て、今回の大會召集の意義を説明して、

協調會編海外労働年鑑昭和七年度版五三九頁以下参照)にも明瞭に述べられて居る。

國際労働組合總同盟は資本主義の失敗の論理的歸結として、經濟組織の完全なる改造によるにあらざれば、現下の危機の解決はなきことを、その加盟組合員千四百萬と世界の失業者二千五百萬の名に於て、主張するものである。

危機克服に必要な應急對策の最喫緊事としては、數百萬の失業者に對する授職がある。本總同盟は、將來クレヂットをば、軍備と併びに不合理なる原則に基いて合理化されし破産せし企業とに浪費せずして、授産の振興を目的とせる大規模の計畫の資金として使用せんことを強要するものである。

目下世界に於ける仕事の量が、全部の労働者及び使用人に對して充分なる雇傭を興ふるに足らざる事實に對して、當然の決論を下さなければならぬ。即ち合理化と危機とは、一週四十時間(五日間)労働制をば、最長労働時間として、凡ゆる企業凡ゆる國々に於て法律を以て確立することを緊切の時務たらしめて居る。

以上の措置をば危機克服の應急方策としてとると同時に經濟制度の變革に着手しなければならぬ。過去數年間の經驗によれば、大經濟單位の形成が現下の世界的傾向たる事明白にして、この點に於ては、世界の他の方面に於ても早晚同様の組織となるかと拘はらず、先づ歐洲をして一大經濟單位たらしめる事が殊に必要である。

それ等の大經濟地域は、之をば獨占的資本主義の新しい牙城とすべきでなく、労働者階級としては、そこに需要の充足をば根本目的とせる綿密慎重なる計畫に基く規制化せる生産の地域を創造せんが

之は、全世界の労働組合が、その傾向の如何を問はず、協力して現下の經濟恐慌に當面し、以てこの悲境を打開し得べきことを提示せんが爲め開催したものであると云つた。次いで書記長シヴネルス氏は、不況對策を樹立するに當つて肝要なることは實行方面であつて、それにはアムステルダム・インターナショナルの經濟綱領と公平なる見地よりせる事實の檢討を基礎にすべきであると説き、現下の世界不況の原因は幾多の事情の集つたものであるが、その根本は資本主義制度にありと云ひ、この資本主義の破綻を編縫せんが爲め、從來企てられし方法は凡て失敗に歸し、今や資本主義は、その本質とは正反對の方法、即ち國家の援助と保護關稅主義によつて救済を求めんとし、その結果自給自足主義の隆盛を來してゐる情況を指摘し、進んで資本主義は倒壊に瀕して居ると云はれるが、しかしながら之に代はるべき新社會組織は一朝一夕に成立し得るものならずと云ひ、翻つてアムステルダム・インターナショナルが、その經濟綱領をば、各國労働組合の共同政策として、國際労働局の機構内に於て統一ある運動に従事せることを述べ、斯くして、労働組合が國內的にも、又國際的にも劃一せる要求の爲め運動することによつてのみ、始めて現下の不況は解決し得る旨力説した。之に續いて各國代表が討議に参加し、南阿代表ダウネス氏は宿命論に屈するなと云ひ、日本代表西尾氏は、日本労働總同盟がアムステルダムの方針に向つて漸次發展しつゝある旨を報告

し、キューバ代表アレヴァロ氏は、中央アメリカの労働組合が國際運動に参加すべきことを激勵するところがあつた。ドイツ代表エッゲルト氏は、ドイツの危機に鑑みて全世界の労働組合の對資本家的共同戦線組織の必要を説き、フランス代表ジュオー氏は、失業救済に必要な資金をば軍縮によつて捻出すべきことを主張した。その他ユーゴスラヴィア代表クレキチ氏、カナダ代表トム・ムア氏、オランダ代表クーパー氏も討議に参加したが、イギリス代表ベヴィン氏は、世界金融中心地が五箇所に分立せることは、その競争の結果戦争勃發の虞あることを殊に力説した。

協議會に於て左記宣言書が可決され、各國労働者に訴ふる檄として發表された。

『本インターナショナルは、世界の經濟危機が日々に悪化し行き、且未曾有の狂暴さを以て各國を攪亂しつゝあるに省み、茲に労働者階級の利益擁護上その地歩を鞏固ならしめん爲め、労働組合國際協議會を召集した。それは現下の危機より生ずる威迫的の各種問題に對する労働者階級の意見を決定せんが爲めにはなく、寧ろ、全世界の労働組合が、共同目的の爲め協力して共同行動に出でんとする牢固たる決意を強調せんが爲め召集したものである。本協議會は、四月十六日及び十七日デネーヴに於て開催され、世界各地の二十九箇國の労働組合八十二名の参加を見たが、その論議に於ても、又その到達せる決論に於ても、こゝに代表せられし團體全部を通じて一大一致團結のあること、その目的に於ても又方法に於ても一致團結

はざれば成就し得ないものである。

『本協議會は、又、労働者を擁護し、且危機の犠牲者の悲運を緩和すべく、凡ゆる努力をせんとする滿場の希望を表示するものである。失業者は、全部失業保険の恩典に浴さなければならぬ。社會的施設を削減せんとする凡ゆる企ては、斷乎して排撃しなければならぬ。組織労働者は労働者の防衛と保護の行爲をたゆみなく繼續する上に於ては、いづれの國に於ても自由でなければならぬ。團結の自由と言論の自由の權利とは、苟くも労働者の労働條件と生活條件とを眞に改善せんが爲めには、最も根本的手段の一である。

『本協議會は、以上の要求を達成せんが爲め、特殊集團の過渡的利害を省みず、國內的國際的に努力するは、特に今日の労働組合の義務なることを、充分の責任を以て全世界の労働者に訴ふるものである。

『資本家の戦線に對峙すべき一大労働者戦線を組織しなければならぬ。それが爲め労働者の行爲のスローガンは、諸君の共同要求を貫徹せんが爲め共同動作を結成せよ、斯くして初めて現下の情勢を改善すべき變革を實現し得るといふのでなければならぬ。』

今回の協議會は、目下各國とも經濟界の不況と極左派乃至ファシヨ的勢力の發展の爲め、やゝもすれば穩健なる労働運動の不振の折柄、アムステルダム・インターナショナルがその傘下に糾合し得べき各國改良派的勢力の一大閱兵式を舉行したものと見て、興味ある會合であつた。

業別インターナショナル

結のあることは、明手として明示された。本協議會は、アムステルダム・インターナショナルの要求と行動綱領とを滿場一致協賛せるのみならず、この意見の一致とそれによつて示された國際的連帯性とをば具體化するべく、書記局をして、本協議會の名に於て、全世界の労働者に向つて、アムステルダムの綱領に示された要求實現の爲め、一層統一ある努力と一層活潑なる行動とをなすべく訴へんことを指令した。

『今や危機の深刻化と、失業の普遍化と、資本主義がこの危機を克服し得ざることを示したる結果は、全世界の組織労働者の指示し要求せる救済策を實施すべき時機となつて居る。』

『本協議會の要求する救済策中最も力説すべきは、労働時間を短縮して一週四十時間とすべき事と、賃銀標準の維持及び改善と大衆購買力の増大とである。』

『應急對策の最喫緊事は一百万の失業者に授職せしむるに足るべき一大公共事業を國內的及び國際的に振興すべきことである。この方策の資金は、國際的信用政策の組織化と嚴重なる監督と、それと同時に軍備に對する狂暴なる支出に反對して最も強力に反抗することにより融通しなければならぬ。』

『又經濟界の改善は、賠償及び戦債に關聯せる深刻なる政治問題の確定的にして且充分なる解決なき限り、且關係諸國が産業の重要部門及び國際爲替取引の計畫的組織化の新政策をば、大膽に且組織労働者と協力して、實施するを欲せざる限りは、不可能なることを認めなければならぬ。而してこの不可缺の變革は、同時に經濟生活の各方面に於ける公權的勢力と能率的なる民主的統制との擴大を伴

アムステルダム・インターナショナルの組織單位は、今日では各國の労働組合中央機關で、一國につき全國的代表たる一團體の加盟を許すのみであるが、その加盟單位を業別國際聯合團體にせよといふ意見はかねてから加盟團體の間に論議されて居り一九三二年には決定を見るに至らなかつた。されば現在の業別聯合團體でアムステルダム系統に屬するものは、依然としてアムステルダム本部とは友誼關係にあり、構成的に結合してゐるものではない。現在アムステルダム系統の業別インターナショナル(即ち正式には産業別國際書記局T.I.S.C.)は合計二十七團體あり、一九三二年に於て大會を開催せるものは、多數あつたが、内主要なるものにつき左に紹介する。

公務従業員 公務従業員國際聯合會第八回大會は、五月二十六日より二十八日まで三日間に亘つてロンドンにて開催された。大會へ提出された事業報告によれば、同インターナショナルは、一九二九年ストックホルムに開催せる第七回大會以來、各方面に於て眼覚ましき活動あり、殊に瓦斯、電氣及び水道従業員と衛生事業従業員との特別大會の開催は注目すべきものであつた。最近フランス及びフィンランドの官公吏組合も加盟したる結果、加盟組合数は、一九三〇年には合計五十五萬二千五百五十二人なりしものが、一九三一年には五十六萬七百六十八人に達するに至つた。

今回の大會に上程されし議題は廣汎の範圍に亘るもので、規

約改正案を始めとして、公有制度確立の闘争（スキス代表オブレヒト氏報告）、消防夫の組織及び労働条件（ドイツ代表グロルムス氏報告）、産業災害及び業務疾病（イギリス代表チャールズ・デュークス氏報告）、経済危機と失業（ノールウェイ代表ヘンリックセン氏報告）、軍縮問題（フランス代表ミシヨ氏報告）等があつた。而して右の議題中最も重要視されたのは、公有制度の問題であつて、之は、インターナショナルの規約中にも「公有制度の擴張促進」といふことが主張されて居るが、今大會の決議の結果一層正確の言葉で之を表現することゝなつた。

産業上に於ける災害疾病に關する報告は、イギリスの全國一般及び都市労働者組合代表たるデュークス氏によつて提出されたが、氏は新しい生産工程の發達するに伴ふて新しき疾病の増加するを指摘し、災害補償制度の適用さるべき疾病の種類を斷えず増加する必要ありと云ひ、又有害なる瓦斯の吸入及び石炭副産品に接觸する結果起る皮膚病に關して調査を行ふべきことを國際労働局に要求するところがあつた。是等の要求と共に、災害保險經營に當れる従業員の協力を希望せる旨の決議は、大會の可決するところとなつた。

失業問題に關する決議を提出せるヘンリックセン氏は、經濟危機によつて労働者が窮乏状態に陥る結果、種々の好ましからざる政治運動の發達を見る旨指摘するところがあつたが、大會の可決せる決議には、産業上に於ける労働者の管理權の確立と一

週四十時間制度の採用、殘業の廢止、失業保險制度の擴張等が要求されて居つた。

尙ほ右の問題に關して、ドイツ代表レンゲルスドルフ氏は、今や失業問題の解決は、一國のみにて之をなすべきものでなく、故アルベール・トーマ氏の主張せる如き國際的對策を樹立すべきであることを力説するところがあつた。

軍縮に關する決議は、軍備撤廢の第一歩として民間の軍需品製造工場を廢止すべきことが主張されて居つた。

其の他大會は、一九一九年以來同インターナショナル會長を勤めしイギリス代表ビー・ジェー・テヴェナン氏の退職に對して、感謝すると同時に、後繼者として、同じくイギリス代表チャールズ・デュークス氏を選出して閉會した。

因に今回大會に於て可決せる公有制度に關する決議は左の如くであつた。

「曩に一九二九年ブライグに開催せし中央委員會採擇の阿姆斯特ダム・インターナショナル經濟綱領指導原則は、公有企業の促進を要求して居る。蓋公共的權威機關に依つて經濟的企業を經營せらるゝことは、私的資本が産業を獨占的に支配することを制限する所以であると豫測せらるゝが故で、隨つて公營事業を發展して之を新たな領域に擴張すべく、就中土地財寶、自然力及び運輸の國有化並に一般的需要品の供給の領域への國營及び市町村營企業の擴張を促進すべしと主張せられたのであつた。

本大會は茲に公營企業の爲めの闘争に於ける發展の線が私的企業より公共的營業に向つて走ることを宣言する。過去數年間に資本主義の精神は幾多の大なる變化を受けた。單一企業者の經營に屬する私的事業は「役員」の經營に係るカルテル及び獨占事業の産業組織にその地位を讓ること目を逐ふて益々明瞭となりつゝある。自由企業は轉じて拘束經濟 (Tied economy) と化した。更に私的企業を結縛する上に於ける加重的因子として、協同組合若しくは公營企業の形式の下に漸次的集合的企業の漸増がある。國民經濟内に於て個々の公共的企業の占むる分前は、或る國々に在りては既に甚だ著大なるものとなつて居るに相違ない。公營企業は、國民經濟の幾多の重要部門に加ふるに、運輸の主要なる手段並に民衆に對する水、瓦斯及電力の供給を大體に於いて支配して居る。近來諸國の信用及び金融制度までも益々増大する程度に於いて官公署の左右するところとなりつゝある。公營企業は今日では少くとも私的企業と比肩して居るそれは民衆全體の利益の爲めに一般的且つ社會的性質の任務を完了して居る。かるが故に官營事業に對する攻撃は、全然理由を有しない。是等營業の促進及び範圍擴張は隨つて社會の明白なる利益と並行する。

近年國家と産業との關係上に生じたる變化は復た之を恢復すべからざるの條件の下に、公務従業員國際聯合會は次の如く要求する。

(一) 採鑛業、各種重工業、動力工業並に旅客及貨物の運輸業の國有化。運輸、動力工業、採鑛業及各種重工業をば全經濟組織の立場より統一せる原則を基礎として經營すること。
(二) 金融及び信用の國有化を目標とする金融及び信用制度の改

革。右の目的の爲め各國に於いて中央金融局を創設すべきこと。是等金融局の義務は統一せる方針に基き並に全經濟機構の利益に資するが如き方法に於いて金融及信用の事業を經營するに在るべきこと
(三) 世界經濟の再建並に世界經濟危機の克服は、全一體としての經濟的計畫的形成指導及管理に依つてのみ之を達成することを得る。專一に利得を目標とする純粹に個人主義的なる資本家の私的企業は、社會の幸福の爲めに集合的に指導管理せらるゝ企業を以て之に代へなければならぬ。
尙ほ失業、産業合理化並に労働時間に關する決議は、左の如くであつた。

「本大會は、加盟労働組合の活動の爲め次の決議を採擇する。

(一) 労働者は須らく各工場の管理に對する有效なる統制權を獲得すべきである。彼等の統制は更に之を擴大して労働者の雇傭及び解雇にまで及ばなければならぬ。

(二) 凡ての労働團體の採擇せる労働時間低減に關する國內的並に國際的決議に従ひ、一週四十時間五日間労働制度が實現せられなければならない。

(三) 地方組合と協力して各個の工場に於ける労働時間の能ふ限り最大なる短縮を實施しなければならない。

(四) 時間外労働は之を廢止しなければならない。避くべからざる時間外労働は休暇を以て補償せらるゝことを要する。且つ休暇時間外労働賃銀が與へられなければならない。

(五) 失業労働者の爲めに失業保險が制定せられなければならない。

(六) アムステルダム・インターナショナルに對し、各種の國際團體の決議實現に關する計畫を樹立するの目的を以て、關係國際團體の代表者會議を招集することを要求しなければならない。』
災害並に業務疾病に關して、大會の決議したことは、左の通りであつた。

『職業的災害の恐るべき數に鑑み、之が豫防の仕事に大なる注意の與へらるゝことが必要である。』

災害事故の有効なる豫防は労働者及びその代表者が積極的協力の爲めに招致せらるべきことを痛切に要求する。労働者の協力は之を災害保險の管理にまで擴大せられなければならない。雇主と被僱者との對等なる合同參與が要求せられなければならない。

補助金を受ける事業に於ける凡ての労働者には例外なく災害保險を適用しなければならない。

例外が設けられる場合、此等の例外労働者に關する特別規則は一般的災害保險規則に依つて定めらるゝ保護若しくは手當よりも劣れる保護若しくは手當を規定してはならない。

職業病は之を産業的災害として分類することを要する。

一九二五年の國際労働條約第二條中に掲げられたる職業病の種目表は之を擴大し、公共事業のあらゆる種類に於いて職業病と認めらるべき疾病を追加し、以て國內的にも國際的にも之を承認しなければならぬ。同表の如上の擴大を實現すべく苟も其力に及ぶべき一切の事を爲すことを本部に指令する。』

石版工 石版及び類似業労働國際聯合會大會は、七月十五日

より十九日までストックホルムに於て、ハス氏議長の下に開催された。今回の大會は、聯合會歴史上特に重要な大會であるといはれるが、それは、かねて本部に於て編纂中であつた加盟諸國に於ける賃銀比較表が完成して、今回の大會に提出されたからであつた。本インターナショナルが、その加盟諸國に於ける當業労働者を精確なる種別と業別とに分類し、其状態を遺憾なく示す賃銀比較表を作成したことは、國際労働組合運動上に於て最初の試みであつた。此事業が石版業そのもの、國際的に普遍的なる性質と各種の労働團體の異常なる發展とに依つて容易ならしめられて居ることは疑を容れないが、併し亦此成績に對しては、三年前、大會に於いて書記長に選ばれたローロフ氏(Loew)の模範的にして體系的な仕事の功績も之を没してはならないと云はれて居る。

大會に於ては、ハス氏の周到なる報告ありし後、最低限度要求に關する綱領を可決し、更に各國に於て是等の要求を貫徹せしむる上に於て資金の迅速なる調達及び利用の爲め「國際抗爭基金」(二人當年額五〇ペニー)の設立を決定した。斯くして今回完成せし賃銀比較表に依つて加盟諸國の實質賃銀に關する數字は初めて判然し、賃銀を國際的水準に引上げ、並に労働條件を改善するの必要なるは何處であるか、亦之が爲めに如何なる行動を要するか、容易に看取せらるゝに至つたことを利用して一大運動を開始することになつたのである。

賃銀統計及び賃銀比較の蒐集を繼續せんが爲め、大會は、國際労働局に向つて從來暫時中絶して居た食料品物價に基く賃銀調査の再開及び擴張を促がすことを決議した。

労働時間の問題に關して、大會は先に、アムステルダム・インターナショナルが労働時間の一般的短縮に關して行つた決定を確強調することを決議した。國際労働組合運動の決議を基礎として本大會は、一週五日四十時間労働制を以て、労働時間に關する労働組合の運動の目標と認める。本大會は加盟團體に向つて、労働時間に何等かの短縮を行はんとする場合に、其結果として生ずべき労働時間の差に應じて新しき労働者の雇傭せらるべきことを要求すること、並に實質賃銀が何等の低減を見ることなきやう諸般の要求を構成せんことを勧告する。』と云つて居る。

役員改選の結果書記局は悉く再選せられた。スカンヂナヴィア諸邦を代表する同志リントブローム氏が、オーストリア委員に代つて執行委員に選ばれた。隨つて執行部に於いて代表者を有するものは、ドイツ、イギリス、オランダ、ベルギー及びスエーデンとなつた。

教員 教員インターナショナルはアムステルダム系統の業別労働組合國際聯合會中에서도最も新しいもので、その加盟團體は十箇國の労働組合十一團體から成る。一九三二年七月二十三日より二十五日までその大會がデュネーヴで開催され、主として不況

の教育及び教員の生活に對する影響の諸問題につき決議が行はれた。

學校教育と不況とに關する大會の決議は左の如くであつた。
『現在の經濟恐慌は、(一)學校及兒童福祉に對する公共的經費の削減の結果榮養不良兒童が過勞薄給の教師に依り不十分なる教育材料を以て人員過剩の學級に於いて教育せられつゝあることを意味し、又(二)反動的陣營が、經濟を口實として進歩的學校と福祉施設とを廢止し、並に社會主義者若しくは平和主義者の傾向を有する教師を犠牲とするの底意を以て、財政の困難を利用すること益々多きが故に、青少年に取つて二重の危険を爲すものである。斯くの如くにして復た回復すべからざる無言の破壊が行はれつゝあることを指摘す。』

教員労働組合書記局は、更に凡ての官憲及び政府に對し、彼等の責任に對して注意を喚起し、並に世界の労働者と兩親とに向つて、財政的危機の脅威を受くる物質的貧窮と道徳的破壊とより青少年を保護し、その種類の何たるを問はずあらゆる節減に抗爭し、さうして青少年の爲めの一層充實せる教育制度とその發達との爲めに邁進せんことを懇ふる。』
次に失業問題に關しては、大會の可決した決議は、幾多の國に於ける失業と不十分なる給料との結果たる青年教師の難局に對して遺憾を表示し、且つ不況の爲めに特に甚だしき打撃を受くる「此種の教師の爲めに生活條件の改善に對し從來よりも一層の注意を與へんこと」を友好ある諸團體に對つて切言すると

云ひ、更に、「將來が吾人に差しつくる脅威に對して善戦し、並に現在の制度の不正義より解放せられたるより善き社會秩序を建設し得んが爲めに」アムステルダム側の教師労働組合に加盟せんことをあらゆる同僚就中青年同僚に勧告したものであつた。尙ほ大會は現下の不況に關して、その可決せる決議に於て、全世界がその下に苦しむつゝある一般的不況を軽減すべくあらゆる可能なる手段を傾倒するの緊急必要を指摘し、失業の恐るべき範圍は兒童の正常なる發展を脅かし、來るべき時代に取つて甚だ重大なる危険を醸成するが故に、それは一層重要であると云ひ、教員インターナショナルとしては、加盟團體が各自の政府を促がし、次の國際聯盟會議に派遣する代表者に訓令して曩に第十六回國際労働會議に於いて労働者代表團の主動に基きて採用せられたる諸計畫を支持せしむるよう、あらゆる必要なる行動を採らんことを要求すると云つて、大規模なる國際的失業救濟事業種目表の作製、是等事業の財政運用の組織並に其の實際的遂行の保障、安定せる國際的通貨に對する基礎の創造、労働團體と協力して經濟的再建を確實ならしむべき國際的協定を樹立することを目的とせる生産及び交易の諸問題の研究等の諸點につき、特に注意を喚起して居つた。

運輸労働者 國際運輸労働者聯合會大會は、一九三二年八月七日より十三日に互り、ブララグに於て、C.T.クラムプ氏(イギリス)の司宰の下に開かれた。

大會出席者は、總計二百二十八萬四千〇六十六名の組合員を有する六十二團體の代表者百九十五名で、二十七箇國が之に依つて代表せられた。

クラムプ氏は、其開會の辭に於いて労働時間の問題に關し次の如く述べた。

「余が凡ての國に於いて遠からず逢着せらるゝに相違ないと確信する一問題がある。それは一日の計算と一週の計算との双方に於ける労働時間の國際的短縮の問題である。現在肉體労働に於いて費さるる時間数は、産業のあらゆる必要性が保證するよりも遙に多い。世界の需要する凡ての物を、現在使用せらるゝより以下の筋肉的エネルギーを以て生産することは、殆んど凡ての産業の科學的組織が、機械の不斷の増加とエネルギー創造の新しい方法との兩者と相俟つことに依つて益々容易とならしめてゐる。然るに若し吾人が産業の需要に對する労働の供給を調整しないならば、假令かの國民的若しくは國際的財政、關稅障壁の撤廢、等の他の一切の問題が解決せられ、更に進んで資本主義それ自身が撤廢せらるゝとも、全世界に互る失業問題の解決の一事は依然として残つて居るであらう。余は確信する、假にあらゆる人間が生活必需品を十二分に供給せらるゝとしても、若し労働時間が思ひ切つて短縮せられないならば、此の二十世紀に於いて失業に苦しむ男女の数は夥しいであらう。アムステルダム・インターナショナルでは今方に一週四十時間労働の爲めの闘争を開始した。余は此の闘争が其の性質に於いて遺憾なく峻烈であるとは信じない。而も之を國際的重要なる一決定として、國際運輸

労働者聯合會があらゆる可能なる支持を與ふるであらうことを期待する。其の國が絶對的に自給自足的にあらざる限り、今日此問題が單獨に或る一國に於いてのみ解決せられ得ないことを余は知悉する。何となれば爾餘の凡ての國の場合に、一國の労働者が他國の労働者に出し抜かるゝかも知れないといふ憂慮が存在するであらうからである。即ちそれは本質的に國際的な問題である。ワシントン條約案に之以上の精力を費すことは全然無益である。假令此條約案が世界的に採用せられたとしても、失業の減少に向つて何等著しき進歩を示さないであらう。それは最早數年の時代遅れである。若し吾人が國際的に一週四十時間労働制の確立に成功したならば、吾人は尙繼早に三十六時間労働制の要求を提げて起たなければならぬと信ずる。併し各國政府と各國民とが互に他と競争することを本分と心得て居る限り、永久に進歩の望はないのである。」

次いでシヴェネル氏は、アムステルダム・インターナショナルを代表して祝辭を述べたが、其中に先に議長がワシントン労働時間條約の批准は最早何等實際的意義なしと陳べたことに反對の意見を表した。

書記局の報告に關する決議の進行中、チャリヂン氏(フランス代表)も亦同様に、國際運輸労働者聯合會は、フランス運輸労働組合が過去數次の大會に提出したる諸般の發議に同意して、宜しくワシントン労働時間條約案の批准を要求すべきであると言説した。氏もワシントン條約案は死んだとする主張に不同意を

クラムプ氏は、之に對して、四十時間週の爲めの争闘に於いてアムステルダムの指導線に従ふことは固より必要である、併し労働組合運動は、ワシントン労働時間條約の批准よりも更に前進しなければならぬといふ意味であると答へた。

書記長フムメン氏は、ワシントン労働時間條約案批准の問題は、國際労働組合總同盟と各國労働組合本部とに委すべき問題であることを述べた。

大會は、國際運輸労働者聯合會は、向後大會は從來の毎二年の代りに毎三年に開催すべきことを決議した。

ロシア鐵道従業員労働組合に對して参加を勧誘すべしとの動議は否決せられた。亦ソウェイト聯邦の事情を研究せんが爲め同國に使節を送るべしとの提議も、投票棄權七一、六二一、賛成七〇三、〇九七票に對する反對一、三〇六、五八一票を以て否決せられた。

慣例に依り本大會は埠頭労働者、海員、自動車運轉手、鐵道従業員、軌道従業員各分科會議を開いた。

埠頭労働者會議は、アーネスト・ペヴィン氏(イギリス代表)を議長として開かれた。

書記局の報告に據れば、埠頭労働者の分科は、一九三一年末現在、十九箇國に於ける二十箇の加盟組合に組織せらるゝ總計十八萬五千七百九十二名の會員を擁した。

ドイツ運輸労働組合を代表し、物品の梱包、荷役、配達及び

發送に従事する労働者の利益を監視すべき評議委員会の任命を要求する一提議が發せられた。若干の討議の後、會議は滿場一致を以て次の決議を採擇した。

「埠頭労働者會議は、分配事務従業労働者に關する評議委員会の設立の問題を執行委員会に附託すべきことを勧告し、且つ之に包含せらるべき労働者の種別説明書を作成し並に如何なる程度まで他の集團が之に影響せらるべきかを確かめんことを委嘱する。若しかくして得られたる報告が、委員会設立の有益なることを示したならば、執行委員会は、當該労働者の運輸労働者としての分類が保障せらるることを條件として、一特別委員会の組成に着手すべき権限を與へらるゝであらう。」

スエーデン運輸労働組合の動議に基づき、書記局をして埠頭労働の調査を行はしむべきことが提議せられた。討議の進行中此種の調査の目的が、埠頭及び河岸労働に對し、一日七時間労働、若しくは一週五日労働若しくは其他の手段に依りて一週四十時間労働制を適用し得るか否かを研究するに在ることが強調せられた。會議は滿場一致を以て次の如く決議した。

「本大會は書記局に對し、既に蒐集せられたる報道を草案の形式に於いて一括し、更に一層詳細なる報道を得んが爲め各加盟團體に對し二箇月内に所要の報道を明瞭に記載したる書類を送附せんことを促がす要求書を之に添附して一般に配布し、次いで第二の報道が蒐集せられたらば、之を分類し、原書類に添附し、完全なる書類として之を配布することを命ずる。」

滿場一致を以て可決せられた。

會議は次に、海員の賃銀を引下げんが爲めに各種の企圖が行はるゝ場合に於ける協同行動の可能性を議した。そして幾多の國に於いて賃銀が既に引下げられ、其他に在つては將に引下の危険に脅かされつゝあることが指摘せられた。

オランダ海員代表者は、同國の船舶所有主が、有色人労働者及び失業海員の中にストライキ破りの豊富なる供給を有するが爲め同國に於けるストライキの可能性が著しく減少したことを、但し海員の地位は、高級船員の條件が低下した關係上、他少有利となつたことを述べた。彼は國際的最低賃銀協定の必要を力説した。次いでデンマーク海員代表者は、金本位の確立の可能性があり、隨つてスカンヂナヴィア諸邦の賃銀水準が回復せらるる見込のあることを述べ、聯合會本部と其の加盟組合とは、宜しく一九三三年春季に於いて期待せらるべき攻撃に備ふるところあるべく、デンマーク海員は克く賃銀引下に抵抗することを得たが、併し船舶所有主等は、船員配置の規模を縮小することに依つて経費節減の目的を達成したと述べた。ドイツ海員代表者は、ドイツに於いて、運轉手が長期の失業の後續々下級海員として契約に署名しつゝあること、深刻なる經濟的不況が労働組合を極度に弱き地位に陥れつゝあることを述べ、ベルギー海員代表者は、ベルギー船舶に於いて如何なる火夫も三次以上を受持つことを許されず、各當直に三名——一名は舵輪に、一名

オランダ労働組合の要求に答へて、議長は、労働時間の問題を商議せんが爲め、埠頭労働分科特別會議を開催すべき旨を告げた。

次に海員會議は、J・ヘンソン氏(イギリス代表)を議長として開かれた。

會議には、正式代表者の外、イギリス海員労働組合の友誼代表二名及びイタリア代表者一名が列席した。一九三二年一月一日現在同分科の加盟組合員數總計二十一萬六千五百十七名、組合數三十一團體であつたと報告せられた。

會議は、書記局に命じ、諸國の海洋漁業者の労働條件及び組織状態、同産業の組織及び地位、船舶、材料、漁獲、價格其他に關する調査を定期的、若し可能ならば年四期に行ひ、之を加盟組織に配布せしむべしといふ、オランダ運輸労働組合の提議を討議した。海員分科の書記長フイムメン氏は、中央委員會を代表して、右報告を三箇月毎に規則正しく發表することの或は不可能なるべしとの諒解の下に右の要求を許容するの用意ある旨を聲明した。オランダ運輸労働組合代表者は、漁業に於ける船員配置の規模が縮小せられつゝあること、並に漁夫の労働條件が船舶に於ける労働條件に比して劣つて居ることを述べ、現在ヨーロッパに於ける漁業並に關係産業に従事する労働者の總數は、二十萬乃至二十五萬と評價し、漁業に従事する諸國の競争は益々激甚となりつゝあることを述べた。オランダの提議は

は見張に、一名は豫備に——が使用せらるゝことを述べた。更に情報交換を行ひたる後會議は次の決議を行つた。

「(一)國際運輸労働者聯合會ブライグ大會は、海員會議の報告を聴取し、並に海運業の不況と海員に對する其の堪ふべからざる結果とを考慮して、(a)船舶所有主の大戦以降の營業政策が必然的に當業が現在陥つた破局と渾沌状態とに導いたものであること、(b)船舶所有主等は、國內的にも國際的にも海運業の恢復に資すべき行動を協同と組織とに依つて採るの能力なきことを暴露したこと、(c)海員の凡ての團體が國內的にも國際的にも、海運業の恢復を目的として採られたる手段に於ける一切の發言並に當業の將來の政策に對する一切の參畫を拒まれたること、(d)之に反して船舶所有主等が、一般に海員の賃銀と生活標準とに對する反復せる攻撃に依つて問題の解決を企てつゝあることを認め、茲に、賃銀其他の雇傭條件の低下を手段として海運業勢を恢復せんとする船舶所有主の危険にして無効なる政策を斷乎として拒否し、全世界各國の海員の生活標準が憂ふべきものあり、改善を切要すること、就中生活標準の最も低き諸國の關する限り一切然ることを確信し、雇傭條件に對して船舶所有主等の企つる一切の攻撃に對し、あらゆる機宜の手段に依つて猛烈なる抵抗を試むることを凡ての加盟組合に激し、船舶所有者等の行動を監視し、採らるべき抵抗手段と紛争に捲き込まれたる組合に與へらるべき援助とを決定することを以て任とすべき一個の共同委員會を、海員及び埠頭労働者の代表者に依つて組成せんことを決議する。」

(二) 加盟海員労働組合に向ひ、各自の國に於ける要件に適當なる船員配置規模の草案を國際運輸労働者聯合會書記局宛送致せんことを要求する。」

自動車運轉手の會議は、フォルストナー氏不在の爲め、ペウイン氏(イギリス代表)を議長として開かれた。

書記局の報告に據れば、一九三二年一月現在加盟組合員總計は、二十萬三千八百八十二名であつた。

國際聯合會内に自動車運轉手分科の爲めに一書記局を設置することの可否について討議が行はれた。會議は、此の問題が本大會の終末に開かるべき中央委員會に於いて更めて審議せらるべき計畫なる由を聴取し、之に満足の意を表明した。

自動車運轉手に對する國際綱領についての討議の後、次の事項を追加することに決した。

- (a) 外國旅行中の自動車運轉手に對する労働時間の國際的決定。
(b) 長距離交通に従事する貨物自動車は、少くとも二名の操縦者を配置せらるべきこと。

本部書記局は、加盟組合につき、右の追加兩項に對する彼等の意見を確かめ、自動車運轉手の分科評議委員會の次回會議に對して之を報告すべきことを命ぜられた。

次に會議は、航空労働者の組織の問題を討議し、満場一致を以て次の如く決議した。

「本會議は、加盟團體に向ひ、國際的空中運輸の重要性増加に對し

て能ふ限り周密なる注意を拂ひ、並に平時航空に従事する労働者を組織せんが爲め適當なる行動に出づべきことを切に勧告する。

國際運輸労働組合執行委員會は、適宜なる方法に依りて、此等労働者の利益を注視すべき評議委員會を設立すべし。」

會議は更に、一酸化炭素に依る中毒の問題、並にモーター付運搬器の排出瓦斯の不健康なる效果に基づく運轉手間の疾病流行の一般的問題を討議して、次の如く決議した。

「本會議は、モーター付運搬器上及び格納庫内に於ける健康及安全の問題が、自動車運轉手の要求綱領中の一項目たるべきことに同意する。本問題の研究後要求の形式化は之を本部書記局に一任する。」

次に自動車運轉手評議委員會の次回集會後、十八箇月以内に更めて自動車運轉手分科特別會議を召集するやう、中央委員會に勧告せんことを大會に請求することが決議せられた。

鐵道従業員の會議は、ビードグレー氏(フランス代表)を議長として開かれた。

一九三二年一月一日現在の本分科組合員總計は百三十一萬四千三百二十八名と報告せられた。討議は、比較的に大なる鐵道系統の實際組織が根本的變化をした事實に對して注意を促したドイツ鐵道従業員労働組合提出の動議を以て開かれた。動議は先づ、例へばドイツの國有鐵道従業員の實質賃銀が、制度の合理化の結果よりも遙に遅れて居ることを指摘し、次にドイツ鐵道に於いて許可せられて居り且つ之に對して多く要求せられて

居るが如き、一日十六時間を限度とする伸縮可能性を有する、一週五十四時間乃至五十七時間労働は、到底堪へ難き状態であることを述べた。動議提出者は、一週四十時間労働の施行と實質賃銀の引上とを以て經濟的並に文明的進歩に對する重要條件であると決した。決議は、加盟團體に對して、從來よりも一層科學的管理の問題に力を注ぐべきことを勧告し、さうして書記局は加盟團體の努力を援助せんが爲め、特殊なる資料を供給すべきこと並に合理化の應用に依つて引起されたる堪へ難き状態に對する國際労働局の注意を促がんとを要求した。會議は満場一致を以て此動議を可決した。

會議は同様に満場一致を以て、鐵道従業員の或部分を雇傭するに非永久的基礎を以てする一般慣例を非難する決議を採擇した。本部書記局は、國際的基礎に於いて一定の期間を定め、此期間以後は凡ての非恒久的被傭者が賠償なしには解雇せられ得ないといふ原則、並に凡ての被傭者が勤続二箇年後には確定地位を得べき権利を有するといふ原則の普遍的採用を確實ならしめんが爲めに適宜なる處置を探ることを命ぜられた。此の提議も亦満場一致を以て可決せられた。

次に本部が一個の國際團體として、鐵道の組織並に運輸の種種なる部門間の協力を取扱ふ場合の行動の可能性に關する討議が行はれた。此題目を提出したナタンス氏は、本問題の取扱の重要性を強調し、且つそれが明年カイロに於いて開催の豫定で

ある國際鐵道大會の議事項目の一となつて居る事を指摘した。

氏は更に、各種の資料と報道とを國際運輸労働者聯合會に供給して、本問題に關聯する本部の仕事に援助を與ふべき一委員會を設立すべしと提議した。之に對して議長は、書記局も亦此問題の重要性を熟知することを認め、隨つてナタンス氏の所見を照會と共に加盟組合に配布すべきこと、並に後日更めて、運輸全般の協力の問題に關聯して採らるべき政策の指導原則を協定する目的を以て鐵道従業員特別會議を召集せんことを提議し、此提議は會議の賛成を得た。

寢臺車及び食堂車従業員の別個の國際的會議を開くべきか否かの問題について、議長は、要求の草案と照回状とを能ふ限り、速かに各國の加盟團體に送附し、回答の接受を俟つて前述の國際的會議召集の可否を決定すべきことを提議した。此決議も亦同様に可決せられた。

次に一九三三年春カイロに於いて開催せらるべき國際鐵道會議に關する討議が行はれた。ナタンス氏は、右の會議に於ける政府代表者に労働者代表者の加入を確保すべく努力すること、凡ての加盟鐵道従業員労働組合の義務であることを述べた。軌道従業員の會議は、J・ドローリング氏(ドイツ代表)を議長として開かれた。

一九三一年一月一日現在の軌道分科加盟組合員總計は、十四萬三百三十一名であつた。

本會議は、軌道従業員の職業病の問題に關し、本部書記局の作成したる報告、並に軌道従業員の要求の國際綱領を有效ならしめんが爲めに採らるべき措置の提案について審議を行つた。書記局作成に係る報告を吟味した結果、軌道従業員の典型的なる疾患には、顯著なる四種類のあることが判明した。國際運輸労働者聯合會は是等の疾患を職業的性質なる事を認めしめ、各國立法のスケッチニール中には是等を職業病として編入せしむるよう努力することゝなつた。

會議は討議を経て満場一致、左の如く決議した。

『國際運輸労働者聯合會書記局が、一九三一年二月二十二日、二十三日の會議に於いて到達せられたる決議に従つて行ひたる調査は、軌道従業員が其職務執行中に罹され易き若干の疾患を職業的と認むることの必要を示して居る。斯種の疾患の例は、(一)従業員の労働に依つて惹起せらるゝ胃及び腸の故障、(二)レウマチズム、(三)扁平足及び静脈瘤、(四)労働に依つて惹起せらるゝ神経々統の疾患である。』

國際運輸労働書記局は、本問題に關する統計作製の實際的の原則と統計的の蒐集との兩方面に關し引續き周密なる注意を拂ひ、且つ大回の會議に完全なる報告を提出せんことを要求せられる。

本會議は、凡ての加盟組合に向つて、向後、一九三一年ベルリンに於いて採擇せられ、ブライグに於いて補足せられたる要求綱領に準據して、上記疾患を職業的災害事故と同視すること、並に斯かる法律の施行を見るまで、職業病に犯されたる軌道従業員に對し、健

康保險若しくは不具發疾保險、或は雇主に依つて支拂はるべき特殊金額の孰れかに依つて特別なる賠償を與ふることを確實ならしむるの目的を以て努力せられんことを要請する。』

軌道分科の會議を更に近々召集すべしとの要求が提出せられベルギーとフランスとの代表者は、會議に依つて爲されたる提案が、尙ほ一層明瞭に作成せらるべきこと、並に加盟組合は此目的の爲めに能ふ限り完全なる報道を書記局に供與すべく努力すべきことを切言した。會議は本分科の次回集會を次の十八箇月以内に開催すべきことを取極めた。

更に、加盟組合は、軌道の業務に入る際の醫師の検査並に當該従業員に對する證明書交付の勵行を要求すべしとの勧告も可決された。

斯くして大會の本會議に於いて改めて分科會議の諸決議は正式に批准せられた。本會議に於ては其の他にも、資本主義の社會を救ひ、その生命を延長するに資することあるべきあらゆる提案は斷乎として、之に反對すべく、全世界の運輸労働者を激勵する決議を採擇した。又失業の防止に關しては、大會は現在の生産組織を排撃し、計畫經濟組織を推奨し、且つ賃銀引下を伴はざる一週四十時間労働制の即時施行に依る、労働時間、賃銀其他の雇傭條件の國際的調整を手段として失業の勢に抗すべく敢然たる行動を要求し、學齡を引上げ満六十歳を期として充分なる年金を支給し、そして是等の目的の實現の爲めに各自の

力を盡くさんことを、國際労働運動の有力團體に促がさんとする趣旨の決議をも可決した。

ドイツ運輸労働組合の動議に基づき、且つイギリス本國及び大陸の内國航運に従事する労働者の状態に對する調査を行ふべしといふ、イギリス労働組合の代表者の要求を受理したる後大會は、あらゆる國の内國水路、就中ヨーロッパの國際的水路に於ける、夜間及び日曜休業、社會的立法及び船員配置規模の迅速なる標準化を確實ならしむべく一切の手段方法を利用せんことを執行委員會に命じた。

郵便従業員 國際郵便従業員聯合會は、ルンペンに於いて一九三二年八月二十五日より、二十八日に亘り、J.W.ボウエン氏(イギリス代表)を議長として大會を開いた。書記長マイエル氏は事業報告を提出し、大會は郵便局従業員の俸給と經濟不況とに關する左の要旨の二箇の決議を採擇した。

第一決議は、現在の不況の間、諸國政府は財政難若しくは豫算の均衡の必要を口實として郵便局従業員の俸給に削減を加へたこと、しかもそれが逓信省の會計の巨大且つ漸増的なる剩餘を示す諸國に於いてすら、且つ機械化と合理化との結果年々増加する生産を凡ての吏員に望む一般的傾向に拘はらず行はれたことを指摘し、進んで凡ての郵便従業員が生活の適當なる標準を維持するに足る俸給を受くべしとする其要求を更めて確認したものであつた。而して大會は、労働者の購買力の減退が經濟

不況の原因の一であつたことを理由とし、並に郵便従業員の俸給削減が物貨交換の機會と雇傭の途とを、尙ほ一層制限することとに依つて不況の激化を助長したことを理由として、郵便従業員の俸給削減に猛烈に反對した。大會は、斯かる減俸政策が亦民間雇主をして彼等の労働者に對する給料を削減するの勇氣を揮はしめ、不況を長引かしむるに與つて力となり、かくして郵便従業員と一般社會との利益に背馳するの甚だしきものあつたことを聲明した。

第二決議は、世界を苦しめつゝある一般的經濟不況が、亦労働者の凡ての階級に累を及ぼしたること、公共事業従業員の給料削減が消費不足を一層激甚ならしめたこと、斯かる削減が民間企業に於ける労働者の賃銀を切下げん爲めの口實として利用せられたこと、並に斯かる事態を匡正せんが爲め一切の必要なる措置を採ることが喫緊の急務であることを指摘し、次に、凡ての加盟團體が、第十六回國際労働會議に依つて採擇せられたる決議に注意せんことを促し、國際聯盟加入國に對して左の各事項を含む適宜なる措置を決議することに依つて一般的繁榮の恢復を覚めんことを懇願したものであつた。即ち、經濟裝備に關する國際的事業の表を作成すること、諸國は必要なる安定性を有する國際的通貨制度の基礎を据えんが爲め協約動作を採るべきこと、並に經濟的活動の恢復を確實ならしむるに足る國際的協定を締結するの目的を以て、生産及び國際貿易の諸般の問題

が諸國政府に依り雇主及び被傭者の團體との協力の下に考究せらるべきこと等、是れである。而してこの決議は、今回の國際聯盟總會に依つて審議せらるゝ筈なるが故に、本大會は各國支部が各自の國の政府に接近し、其聯盟に於ける代表者國際労働會議のこの決議を支持するやう之を激勵せんことを促した。

更に大會は特別手當、古參權、保健、少年労働者及び合理化に關する決議、並に戰爭反對の一決議を採擇した。

製本工 製本及び類似業労働者國際聯合會第七回大會は、九月十一日より十五日に互りウイナに於いて開催され同時に同聯合會創立第二十五年記念祭も行はれた。大會には十一箇國よりの十二名の代表者が出席した。本聯合會加盟組合は十四箇國の十五團體であり、一九三〇年以來、組合員数は九萬より十萬に増加した。是は主として一萬四千八名の組合員を擁するイギリス印刷、製本及び製紙労働組合の加入に依るものであつた。

大會は劈頭第一に、『製本工新聞』に對し、ドイツのパーベン内閣が加へた發行禁止處分について決議を行ひ、次の決議を採擇した。『本大會は、ドイツに於ける反動運動の發展が、遂に労働組合機關紙に彈壓を加ふるまでに至つたことに驚愕する。本大會は、労働階級が決して獨裁的手段に依つて壓抑せられ得ざることと斷言する。『製本工新聞』の發行禁止は、組織労働者の權利に對する侵害である。本大會は政府の此の暴戾に對して極めて痛烈に抗議し、且つ言論自由の權利に對する強壓手段と糾

奪とに對して戦ひつゝあるドイツ同志を徹底的に支持するの意を決する。』と。

交渉書記長グリュンフェルト氏(オーストリア製本労働組合長兼製本工國際聯合會執行委員)の經濟的不況の影響に關する詳細なる演説の後、大會はアムステルダム・インターナショナルの決議に基き、『實質賃銀に於いて何等の低減なき一週五日間、四十時間労働』を以て『失業克服に於ける労働組合の主要目標の一』とする決議を採擇した。本大會は、又其の加盟労働組合に向つて労働時間短縮の結果生ぜざる不足労働時間に對して同業の失業者が雇傭せらるべきことを要求すること。現存労働機會の公正なる分配を實現せんが爲め、雇主と被傭者との双方より均等に選出する代表者に依つて統制せらるゝ公共職業紹介所の制度を擴大し、之に法律上の強制的性質を有せしむべきこと、此種の職業紹介所が尙ほ未だ存在せざる諸國に於いては、之が創始の爲めに全力を盡くすべきこと』を勸告し、次に仕事の創造並に失業保險手當の問題に關して、大會は、『不況を征服し失業洪水を防止せんが爲め、吾人は各國に於いて、獨り合同的同意に依るのみならず亦國際的決定に依る雇傭増加計畫の實施に努めなければならぬ。又各國に於いて凡ての失業者がその失業期間中、彼れの生存を保證するに足るだけの手當を公共資源より受くべきことを要求しなければならぬ』旨要求せる決議を可決した。

礦業労働者 抗夫國際聯合會第三十回大會は、一九三二年九月

十三日より十六日に互り、ロンドンに於いてヂ・デチャルダン氏を議長として開かれた。

一九三二年初、書記局の作成したる表に據れば、一九三〇年中の加盟組合員總計は、十四箇國に於ける團體に屬する百三十六萬二千四百八十五名であつた。此數字は一九二九年に比較して、二十九萬二千七十八名の會員減少を示すものである。

開會の辭に於いてデチャルダン氏は、労働組合運動の内部に於ける共産主義者の活動を批判した。氏は、多くの國に於ける共産主義者の活動の唯一の結果は、労働階級の勢力を分裂せしむることであり、此危険は共産主義者の努力が主として社會民主主義を敵としたところのドイツに於いて遺憾なく例示せられ居るを以て、獨り雇主に對してのみならず、亦共産主義者の煽動に對し最大なる精力を傾倒して戦ふことは、坑夫の組合並に全體として労働組合運動に取つて絶對の必要であると云ひ、更に進んで、石炭の生産販賣上に於ける國際的取極が、焦眉の急務たるを説き、大戰以來、當業は、賠償、ルール占領並に一九二六年のイギリスの生産停止等の異常なる原因に基づく數箇間の寓話的繁榮を除いては、不斷の恐慌状態に在り、右の中最後の事件は大陸の産炭國をして彼等の石炭を一層容易に賣捌くことを得せしめたことに言及し、次にベルギーに於けるストライキを引例してデチャルダン氏は、ベルギー坑夫が微少なる賃銀改善を以て作業に復歸したること、並に彼等が規律を更新せられた

る強さとの状態の裡に闘争を終了したことを賞揚した。

大會に提出された書記局の報告には、一九三〇年クラカウに開かれた前回大會以降の活動に關する周匝なる報告が陳述されて居つたが、その労働時間問題を取扱ひたる數章に於いて、炭坑の労働時間に關するデュ・ネーヴ協定の採用に先だつた交渉についての詳細なる説明が與へられた。同報告の一部分は、亦國際的の石炭問題と石炭生産の國際的調整を確保することを目的とする、世界産炭國會議の召集の爲めの幾多の交渉との爲めに割かれた。同報告に於いて、書記長ア・ドラットル氏は、坑夫國際聯合會が夙に坑夫と消費者との双方の利益の爲め、生産と分配とを調整すべき國際的取極の必要を疾呼したるに拘はらず、爾來形勢は日を逐ふて益々險惡となりつゝあつたと述べ、又労働時間の問題について先にデュ・ネーヴに於いて凡ての炭坑を通じて一日七時間四分三労働制の協定が達成せられたけれども、右協定の批准を實現せんとして試みられたる努力は未だ成功を見ないと云つて居る。

イギリス本國坑夫組合を代表したイ・エドワーズ氏は、イギリス坑夫聯合會では、一週最長四十時間労働制といふ、アムステルダム・インターナショナルの要求を裏書したことは事實であるが、併し坑夫等は、之を以て炭坑に於ける一日の労働時間短縮を主張する彼等の政策の代用物と看做さず、將た又イギリスの坑夫は彼等の労働時間の短縮を以て必しも絶對的に國際的協定

に繫依するものと考へないことを説明し、現在イギリス本國の若干の採炭區域に在つては、一日の労働時間は、五六十年前より長時間であり、斯くなつたのは決して協定若しくは和解に依つてなされたものではなく、一に一九二六年のストライキ後坑夫に強制せられたものであり、イギリス坑夫聯合會では、國際的標準を訂正せんが爲めにイギリス其の他の政府を援助するに吝かではないが、それをよいことにしてイギリス本國に於ける労働時間の問題の進捗を妨害されるのは黙許し難いと云つた。氏は、更に進んで炭坑に於ける労働時間に關する協定の未批准に對する責任に言及して、一九三一年六月中、イギリス首相は坑夫に向つて「吾人の力の能くする限り、吾人はデュネーヴ協定の批准を速に實現せしむべく努力しつゝある」と言明し、更に首相は炭坑主等が此事情を承知し、何等の異存を申立てなかつた旨を言明したが、一九三二年五月になると鐵務大臣は批准遅延の責を若干の外國に歸したことを述べ、尙ほエドワーズ氏は來年に至り種々なる困難が生ずる前に、逸早く批准を了してイギリスの坑夫の問題に何等かの寄與を爲すべき希望を認むることは出来ない、假令何等の遲滞がなくとも關係各國の立法には時日を要し、隨つて此協定が效力を生ずる前に、またもや半年は過ぎ去るであらうと云つた。

次にエドワーズ氏は、石炭の生産と販賣とに關する國際的協定の問題に言及して、國際聯盟經濟委員會は、過去に於いて上

梓せられた石炭業に關する報告中、最も貴重なるものを發表したが、同報告には今後何等かの行動を起す責任あるは關係諸國の政府の左右し得る炭坑主側であることを遺憾なく明示して居ることを述べた。元來イギリスに於て生産販賣に關する國際的協定成立の最大なる障礙となつてゐるのは、イギリスの炭坑主の爲めに働くべき中央機關の存在しないことであるとかねて説き聞かされて居たのであるが、此障礙は、一九三〇年の炭坑條令に依つて除去せられ、しかも國際的協定の前途の遠慮は依然として尙ほ昨の如くである。エドワーズ氏の見るところを以てするに、此の障礙の理由は、他人に對する恐怖と信頼缺乏との資本家の心情に在るので、その適例は去年九月中のイギリス炭坑主等の行爲に見られ、即ち彼等は國際的協定を考慮せんが爲め諸外國の炭坑主をロンドンに招いた。然るに間もなくイギリスは金本位を離脱した、さうしてそれはイギリス炭坑主に與ふるに、彼等の競争相手に比して對噸若干シングの競争的利益を以てしたにかゝらず、その時彼等は率然として態度を一變し爾來交渉に關しては杳として聞くところがなくつた。石炭業の種々なる困難は、交譲妥協なしには到底完全に解決せられないであらう。併し乍ら石炭の市價と生産とに關する國際的協定は、必しも當業の國有を俟たずして可能であると、氏は力説した。

次にドイツ坑夫組合代表たるフリーゼマン氏は、聞くところに

據ればブリュネング内閣は、ドイツ炭坑主等の反對に拘はらず炭坑の労働時間に關する協定を批准する意圖を有したとのことであるが、ドイツの炭坑主等は、石炭問題に關して新政府と交渉を遂ぐる機會を有たなかつたので、今後ドイツが再び議會の勢力の及ぶところの政府に依つて支配せらるゝに至ると同時にドイツ坑夫は協定の批准を得んが爲め捲土重來の努力を試みてあらうと云ひ、又かの一日七時間四分三の労働制が最早今日の情勢に適合しないとは謂ふものゝ、尙ほ炭坑協定の中には幾多の貴重なる事項が含まれて居るが故に、各國は此協定の批准を確實ならしめんが爲め最大の努力を傾倒すべしといふ説に同意を表した。次に先にローザンヌに於いて成立したる協定が、經濟狀態改善の端緒と爲らんことを希望する旨を述べたる後、フリーゼマン氏はドイツの採炭業の狀況に言及して、一九二一年中當業は百二十萬二千名を雇傭して居たが、今日此數は四十三萬と爲り、従業者の大半は僅に一週三日の作業を行ふに過ぎないことを説明し、保護關稅、ダムピング其他之に類する手段が到底採炭業を救ふに足らざるべしとの意見を述べ、坑夫は來るべき世界經濟會議に於いて石炭業の問題が討議せらるゝ場合には必ず代表者を列席せしむべしと力説した。

ヴィニ氏は、フランス坑夫聯合會を代表して、次の如く述べた。曰く、近來ヨーロッパの一部に於ける經濟的國家主義に對する非難の聲が揚げられて居るが、惟ふに氏は、外國石炭の

輸入に對してフランス及ベルギー等の諸國が最近數箇月間に採つた措置に對する批判を含蓄するものらしい。併し乍ら余は、イギリスが其の坑夫の社會的條件を保護せんが爲めに輸出に對して補助金を與ふることに決した時代のあつたこと、並に之がフランス、ベルギー及びドイツに於いて深く憤られた一種のダムピングに墮したことを忘れ得ない。フランスの坑夫は經濟的國家主義に賛成する者ではない。併し乍らそれは諸國に於いて一齊に排棄せらるゝことを要する。フランスの狀態は決して多くドイツに優るところがない。坑夫の數は三十一萬より二十五萬に減じ、失業坑夫は八萬に達してゐる。就業者と雖も一週僅に四日の作業を爲すに過ぎない。しかもフランスは年々二千五百萬乃至三千萬噸の石炭を輸入しつゝある。フランスの坑夫は原産地に於けるよりもフランスに於いて廉價に賣叩かるゝイギリス、ドイツ及びポーランド炭の競争の爲多大なる迷惑を蒙つて居る。斯かる競争を持続するだけの能力がフランスの石炭業にはない。

ヴィニ氏は、尙ほ、若し坑夫が一日七時間四分の三労働の協定の批准、並に石炭の生産販賣の國際的調整を成就せんと欲するならば、尙ほ一層の猛然たる行動を要するであらうと説き、且つ彼等の要求の爲めの示威運動として、全業を通ずる二十四時間のストライキを敢行すべしと主張した。チニコスロヴァキア坑夫組合のポール氏は、國際的坑夫聯合

會が其努力をデューネーヴに於ける交渉に集中したことは、戰術の一失錯であつたと評し、進んで氏の觀るところを以てするに、國際勞働會議の仲介に依つて成立した協定の如きは、精々のところ、大抵の先進諸國に於いて夙くに示された進歩を一般化し得たといふに過ぎず、坑夫の要求を強行せんが爲めには、彼等は彼等自身の組織に依頼しなければならぬと主張し、炭坑の勞働時間に関するデューネーヴ協定の批准は最早今日の必要に適合せず、之を七時間勞働とするも尙ほ十分ならず、假令一週四十時間勞働制が實施せられたとしても、其の利益は合理化の進歩に依り半歳を出でずして烏有に歸すべしと説き、且吾人坑夫は是以上の解雇を忍ぶこと能はざること、並に勞働時間が之に應じて調整せられなければならない、又、勞働時間短縮に基づく賃銀引下の行はるゝことを容さないと叫ぶことの必要を指摘した。

スタンチーク氏は、ポーランド坑夫同盟を代表して、同國の坑夫の條件は如何なる他の國に於けるよりも悲惨であると斷言し、夥しき失業分量に基因して、そこには絶えず賃銀に對する攻撃が企てられ、之に伴ふて何日果つべしとも覺えざるストライキが頻發し、流血の慘を見るを決して稀でないと述べた。氏は、デューネーヴに於いて爲された失錯が、採炭業の問題を全體として取扱はなかつた點に存すると觀察し、一個の國際的規模に於いて當業の全部を再組織するに非ざれば、到底高き賃銀と勞働時間短縮とを確實にする可能性はないと述べた。

及「建築士」(Architect)の稱號の保護に關するベルギー代表の提案を考究の爲めに留保し、是等の調査研究の順位を定め、並に調査研究の實施に配慮すべきことを書記局に命ずる。』

職業紹介及勞働時間

『大會は滿場一致を以て、本國際聯合會が國際勞働局に對し同局の設立せんと欲する職業紹介委員會(Committee on Employment Agencies)に代表者を送らんことを申入るべきことを決定し、並に此目的の爲めに採るべき措置の細目を決定せんことを書記局に命じ、且つ國際職業紹介會議が、専ら各國の全國的代表者のみより成るべき事實、並に右代表者の各個が、智能勞働者の適當なる全國的聯盟に依つて任命せらるゝ代表者若しくは顧問たることを確實にすることが本國際聯合會に加入せる多くの職業に取つて最大なる重要性を有する事實に各國知識的職業同盟の注意を促がす者である。』

職業紹介並に勞働時間短縮の問題に關して本大會は、是等の問題に關する會議を準備しつゝある技術的團體に吾が智能勞働者國際聯合會の代表者を参加せしめんことを國際勞働局に向つて要求することに決定する。』

發明者權利及雇傭制限

『國際勞働機關が賃銀を受くる發明者の權利、並に一勞働者がある地位を拋棄したる後の雇傭の自由を制限するラヂウス・クロイズの問題を取扱ひつゝあつたが故に、準備作業が智能勞働者に關する評議委員會及其他の委員會の承認せる議案起草の運びに至つたが故に、而して斯くの如く是等の問題が國際勞働會議に依つて取扱はるべき時期が十分に熟したるが故に、智能勞働者國際總同盟第十回大

會が其努力をデューネーヴに於ける交渉に集中したことは、戰術の一失錯であつたと評し、進んで氏の觀るところを以てするに、國際勞働會議の仲介に依つて成立した協定の如きは、精々のところ、大抵の先進諸國に於いて夙くに示された進歩を一般化し得たといふに過ぎず、坑夫の要求を強行せんが爲めには、彼等は彼等自身の組織に依頼しなければならぬと主張し、炭坑の勞働時間に関するデューネーヴ協定の批准は最早今日の必要に適合せず、之を七時間勞働とするも尙ほ十分ならず、假令一週四十時間勞働制が實施せられたとしても、其の利益は合理化の進歩に依り半歳を出でずして烏有に歸すべしと説き、且吾人坑夫は是以上の解雇を忍ぶこと能はざること、並に勞働時間が之に應じて調整せられなければならない、又、勞働時間短縮に基づく賃銀引下の行はるゝことを容さないと叫ぶことの必要を指摘した。

智能勞働者國際聯合會

『智能勞働者國際總同盟 International Confederation of Professional Workers』は、一九一三年パリのツルボンヌに於てフランス智能勞働總同盟の主催で開催された大會に於て創立したもので、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、オランダ、フィンランド、ポーランド、ルーマニア、チコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアの十二箇國の俸給勞働者及び自由職業勞働者約百四十萬を糾合したものである。

智能勞働者國際總同盟第十回大會は、一九三二年九月二十七日より二十九日に互りパリに於いて開かれた。大會は、書記局の報告を閱讀し且つ滿場一致を以て之を是認した後、次の諸決議を通過した。

智能勞働者の稱號

『本大會は「技術師」(Engineer)の稱號の保護に關する報告に留意し此問題を智能勞働者國際聯合會に依つて研究せらるべき諸問題の中に包含せしめんとする提案、並に「會計士」(Accountancy expert)を操らんことを書記局に命ずる。』

會は國際勞働局理事局に向つて是等の問題を次回勞働會議の議事項目中に加へんことを切言するに決し、且つ之が爲めに必要な措置を操らんことを書記局に命ずる。』

著作權

『本大會は、新聞雜誌記者を包含すべき著作權の擴張に關する報告に留意し此點について國際新聞雜誌記者聯盟の提起したる要求に同意を表明し、來る一九三五年の國際會議に於いてベルン協定の必要なる訂正を確實に遂行する爲め右の團體と協力して行動することに決定する。』

本大會は、製版及び造形美術家の複製權に關する先年の決議を回想する。斯種の人々の失業は是等の決議の至急實現を特に切要ならしむるものがある。』

社會保險

『本大會は、社會保險に於ける積立制度及評價制度に關する報告に留意し、且つ遠き危險(不具發疾、老齡及死亡)に對する社會保險の施設は、その加入者に對する給付の確實なる支拂を保證すべき密であること、並に此は保險が保險金支拂と權利取得の徑路との主要價值を成すところの財政的準備を規定する堅實なる保險技術的的制度を基礎とする場合にのみ實現せられ得ること、社會保險事業の財産及び行政が完全に國家の財産及び行政より分離し、隨つて斯かる財産を社會保險以外の目的に使用すること及び之に伴ひて國家の財政危機に際して保險給付を削減することを不可能ならしむべきこと、社會保險に於ける經驗に照らして、評價制度が、保險經費の無限の増加、隨つて常に給付の削減に導くが故に、此制度は、産業災害に

對する保險を含む凡ての遠き危險に對する社會保險に適用せられ得ざることが明かなること、並に非掛金制度が通例評價制度を基礎とするに鑑み、被保險者自ら管理の衝に當る場合を除き、遠き危險(不具癡疾、老齡及死亡)に對する凡ての社會保險は、依つて以て施設の收入を得る方法の如何を問はず、必ず綜合的積立制度を基礎とし、評價制度を基礎とせざるべきことを主張するの要あるを感ずる。』

經濟政策

『本大會は、諸方の加盟組合より提出せられたる經濟的不況に關する報道を要約したる一般報告、並に其他二種の報告に留意し、次の如く決議する。』

合理化は近代的産業生活に於ける一個の恒久的因子なるが故に、隨つて合理化の施行を調整することなく、之を私人的雇主の無責任なる行動に放任するとき、その將來すべき危險を防止せんが爲め適宜の措置を採るの要あるが故に、(イ)主要なる經濟的企業は、之を全國的規模に於いて公益的サーヴィスに改造し、之に依つて市場が十分に評價せられ、生産及交易の過程が調整せられ、且つ民間に於ける勤勞と閑暇との分配に對する規律を定め得るようになること、(ロ)一方に於いて各種産業及びトラスト、他方に於いて雇主及び被僱者の全國的團體の發達が當事者相互間の關係を改善し、彼等のそれぞれの産業の指導に對する計畫の樹立を可能ならしむる爲めに利用せらるゝこと、(ハ)國民的並に國際的の各種の組織が既に之が爲めに存在する國際貿易の場合に、物貨交易が現在見るが如く個々獨立せる企業の一群の無協調なる行動に放任せらるゝことなく、確乎

通路に人為的障壁を樹て、國際的報復を現出せしめ、各國をして孤立せる國家的經濟單位の創造といふ不可能なる仕事を企つることを余儀莫からしむることに依つて、さなきだに極めて險惡なる形勢を一層助長した。

商品として並に交易の一手段としての金の使用は、若干の國に於いては國民の需要の不満足に、隨つて貧窮に、又他の諸國に在つては資本の致命的固定に導いた。さうして歸するところは世界の財政機構の障礙を促進した。報酬分配の現在の方法は、産業の將來の發展に備へんが爲めに資本を隨意に保護するの傾向を有し、此傾向は就中不況時代に於いて強力である。さうしてそれが、物價を計算に入れて考ふるとき直に看取せらるゝ購買力減退を惹起する。

新國家若しくは荒廢したる國家は、經濟的再建と公益投資とを可能ならしむるだけの資本の供給を受けなければならぬ。一方現在の不況の以前に契約せられた公債に對する過剩負擔は、貨幣の現在の價値に適合せしめられなければならない。』

失業

『本大會は失業及び閑暇に關する報告に留意し、且つ世界の需要が民衆の中不斷に減少する部分の努力に依つて完全に満たさるべきことを確信し、仕事の創造に依つて失業を根本的に匡救するといふことには何等の希望をも繋げないが、併し、政治家、財政家及び事業家をして次第に次の諸點の力を認めしむるよう仕向け得ることを斷言する。(イ)資本に對する報酬の増加する毎に、萬人に對して十分に報酬せらるゝ職業を見出すことは益々不可能となること、(ロ)産業が遺憾なく機能を發揮せんが爲めには、失業の避くべからざる

たる國際的規律に従はしめらるべきこと、(ニ)生産と分配とを各國民の需要に適應せしめんが爲め、若干の主要物資の軟獲、若しくは生産は、之を一個の國際的委員會の監督に屬せしめ、而して此委員會は、細目の關する限りに於いては各國政府に對して責任を有するも、全體としての其の仕事に關しては或國際機關に對して責任を有すべき者たらしむることを必要と認める。

次に、合理化は當初利益を増きんが爲めに企てられたるものなるに拘はらず、次第に購買力の減退を齎したるが故に、世界の民衆は、生産せらるべき凡ての物品を購買し、消費し得る整然たる状態に置かれなければならない。さうして購買力と生産との間の必要なる均衡の原則が、國民的なるに國際的なるに論なく一切の財政並に金融制度の基礎とならなければならない、而して是等の制度はなるべく之を國際聯盟の中心的權威の下に屬せしむるを可とする。

最後に、勞働者團體が、本大會の可決したる諸原則の實行に必要なる凡ての操作の監督及執行に於いて有効に參與することが必要である。』

經濟的國民主義

『本大會は、大戰後の均衡缺如に關する報告に留意し、大戰の經濟的餘殃が組織せられたる經濟體系の裡に依然として痛感せらるゝことを遺憾とし、經濟的目的の爲め凡ての國家の協力に依つて之を克服しなければならぬと考へる。苟も人類の處分し得る一切の材料を世界再建の大事業に利用して剩すところの莫からんが爲めには、現在經濟組織を妨害しつゝある不生産的なる拘束を除かなければならぬ。戰後措置の顯著なる一結果たる經濟的國民主義は、商業の

増加に拘はらず、凡ての物資が其の生産せらるゝ如くに消費せらるること、並に全人口の上に分配せらるゝ十分な購買力の存在することが肝要であること、(ハ)勞務に對する報酬の形式に於いて購買力を分配することが益々不可能となるべきが故に、之を名譽的収入の形式に於いて分配するを至當とし、勞働と閑暇との時間の現在の分配方法を改めて均等なる分配が行はるゝことを旨とし、且つ社會が各人に對し如何なる形に於ける勞働を要求するに論なく、萬人悉く生活標準の漸次向上を保障せらるべきこと。』

技術的專門家

『智能勞働者國際總同盟は、産業界及び國家的勤務に於ける技術的專門家の地位に關する報告に留意し、産業過程に於ける科學の必要と其の關與の増加とに鑑み、産業及び中央並に地方的國家勤務に於いて科學者と技術的專門家が演ずる役割の重要性の強調せらるゝことが必要であると考へ、科學者及技術的專門家が容易に高級なる行政的地位に上り得なければならないといふ意見を有し、且つ此の原則を牢記して、適當なる措置に依り國內的並に國際的當局者に對して之が注意を促がんとすることを、凡ての智能勞働者團體に切望する者である。』

基督教勞働組合

歐洲諸國に於けるキリスト教勞働組合は、一九二〇年以來國際總同盟を結成して、本部をオランダのウトレヒト市に置き活動しつゝあり、その加盟各國勞働組合員數も年々増加し、一九三一年初頭には合計二百三十二萬五千人に達し、内八十四萬は

産業別國際聯合會を通じて加盟してゐるものであつた。左に一九二二—一九三〇年に於ける加盟組合員数の統計を掲げる
(The Christian Worker' International, by F. L. Ferris, Contemporary Review, April, 1932, p. 499.)

國 別	1922年	1928年	1930年
ドイツ	1,889,956	1,329,602	1,279,543
オーストリア	78,561	76,000	105,000
ベルギー	200,202	155,079	181,047
スペイン	42,319	40,000	40,000
フランス	129,000	101,565	102,000
ハンガリア	113,855	52,110	52,100
イタリア	1,052,694	—	—
ルクセンブルグ	500	2,291	2,682
オランダ	225,193	183,086	209,676
ポーランド	—	20,000	20,000
スキ	14,959	24,326	27,000
チェコスロバキア	13,250	88,802	89,104
ユーゴスラヴィア	—	—	4,569
合 計	3,759,489	2,072,861	2,112,721

目下キリスト教労働組合に加盟せる團體は、十箇國の全國總同盟十四團體と十

三箇國の労働組合を組織せし産業別國際聯合會十五團體とであるが、歐洲諸國中でもイギリス其の他の國々では加盟してゐないし、アメリカ大陸諸國でも加盟してゐない。

キリスト教インターナショナルの第五回大會は、一九三一年に

開催さるべき豫定のところ、加盟團體中に財政的理由により参加困難なりしものありし爲め、延期されて一九三二年六月二十二日より二十四日までアントワープ市で開催された。出席代表者は、十一箇國の代表約三百五十名、ドイツ代表オッテ氏司會者となつた。

今回の大會が、前述の如く前年以來延期せられた間に各國の形勢は異常の變轉を経過し、インターナショナル本部では、かねてそれに對する方策を考究しつゝあつたが、大會に提出せられた議案中重要事項は凡て現下の世界的不況とそれに關聯せるもののみであつた。

不況問題は、一九三一年一月及び同十二月に開催された中央委員會にも上程されたが、今回大會では、ケルン大學のブラウエル教授の報告があり、それに基いたる決議を可決するに至つた。該決議によれば、現下の世界の經濟的・政治的情勢の結果として、生ぜざる問題は種々雑多にして、いづれも緊急對策の樹立を要し、又相互に相關聯せるものであるが、大會としては、特に、大戰と産業合理化と經濟的獨占制度の構成との結果として世界の經濟機構上に生ぜざる變化、人口分布上の變化の結果たる労働者の年齢別分布状態の變化、農村不況とその革命的影響、生産力と購買力との不均衡、クレジット制度及び資本の構成使途並に貨幣制度上に於ける變動、資本に對する報酬に關する政策上の過誤及びその政策遂行上の困難及び貸銀及び労働時間に関

する政策上の過誤等を重大視するものであると云ひ、進んで世界經濟の悲境は、各國政府の帝國主義的傾向と、經濟的自給自足主義の進發と關稅値上等、要するに經濟生活に對する國家の不當なる(屢々政治的の爲め)干渉の結果深刻化せるものであり、その結果失業の激増となつて居ると斷定して居る。而して、キリスト教労働組合としては、個人間及び各國間に於けるキリスト教的精神に基く理解を尊重するものであり、經濟的乃至社會的組織の改善も亦精神的更生を中心とすべきことを主張するもので、この根本の眞理を忘れた結果が、今日世界の國民を悲境の淵に臨ませたのであると云つて居る。

次に失業問題に關する決議では、失業者に對して生計維持に足るべき手當を保障すべきことを主張し、それが爲め強制的失業保險制度の確立を要求し、第十六回國際労働會議の採擇せる好況恢復に關する決議を支持すべきことを説いて居る。

キリスト教労働組合インターナショナルでは、かねて植民地及び後進國に於ける經濟及び社會状態に關する調査をして居つたが、今回大會に於て、フランス代表ガストン・テッシュー氏がこれに關する報告を提出した。それに基づく決議には、母國に於て施行せる労働立法をば多少の修正の上、植民地にも適用すべきこと、産業上の後進國に於ても、國際労働機關其の他の施設による労働者保護を實施すべきこと、國際労働會議採擇の強制労働條約案の批准、土着労働者の團結權承認、キリスト教労働組合運

動と土着労働者幹部との連絡及び指導等が要求せられて居る。

キリスト教インターナショナルでは、又、かねて婦人労働者に關する調査も行つて居り一九三一年十二月ドイツのケーニヒスウインテルにて開催せる中央委員會にもこの問題は上程され、一九三二年六月二十一日に開催せる婦人労働者國際協議會にも提案するところがあつたが、大會の可決せる決議には、婦人の本質とその母としての任務の重大性に省みて、婦人労働者に對する特別の保護の必要を説き、この方法として、(一)同労働賃(二)家族の收入を充分にして、母親をして賃銀労働に従事する必要なからしむること、(三)少女に對する家庭的訓練、(四)婦人保護立法の改善等を勸告して居る。尙ほ、最近産業技術の進歩や、大規模合理化及びその結果たる疲勞の増加の爲め、労働時間短縮の必要ありとなし、一日の労働時間を適當に分割して休憩時間を設け、時間外作業を禁止し、交替制度はなるべく少くし、又萬一以上の不可能なる場合には、午前六時以前及び午後十時以後に於ける婦人及び少年工の使働を禁止し、又夜業の絶対禁止、健康及び精神上危険の作業禁止、二十キログラム以上の重量品運搬禁止、十六歳未満の少年工には出來高拂制度禁止、母性保護に關するワシントン條約案の實施等を要求して居る。

共產主義團體

世界的不況によつて喚起された經濟的國民主義と、中歐諸國

の政治的不安に刺戟された武斷的フアンズムと、その結果として惹起した社會民主主義陣營内に於ける内訌分裂とは、ソウェート聯邦が基礎確立して革命的稜角の漸く圓滿となりしと相俟つて、共産主義運動にも甚大な影響を及ぼし、近年各國とも共産主義團體の萎微衰退の状態にあり、活潑なる運動は地下に潜行して、折々突發的噴火を揚ぐるのみとなり、日常闘争の戦術に於ても積極的進出を煽動するよりは寧ろ消極的防守に萬一を僥倖せんとする傾向が著しくなつた。

第三インターナショナルが、一九三二年三月のその執行委員會常任委員會に於て各國支部の情勢とその活動方針を考究せし際日本に對する新政策を決定して、〇〇〇〇の打倒と大地主の土地所有廢止と七時間労働制の確立と金融機關の統一及び大生産組織に對する労働者農民の管理創設とを根本方針として發表せるは周知の事實である。其の後九月初旬執行委員會第十二回總會を開催し、(一)國際情勢と各國支部の任務、(二)經濟的罷業と失業者闘争、(三)帝國主義戦争及び武力干渉に對する共産黨の任務、(四)ソウェート聯邦第二次五箇年計畫等の項目につき討議決定するところがあつた。それ等の決定によれば、第三インターナショナルでは、資本主義の相對的安定は今や終局となり、こゝに革命と戦争との第二の周期が開展するとの見地に立ち、各國に於ける労働階級の多數者を獲得し、政治的總罷業を組織せしめることを主眼とすることになつた。

當時政治部の提出した一九三一年度基金決算報告によると、黨費收入合計六萬一千八百九十九ドル三十分と成つて居り、之は四十一支部の黨員二百七十六萬七百八十八名の納入せるものであつた。第三インターナショナルの本部費拂込義務者は、右の外國際共産青年同盟及び共産黨十七支部があることになつて居り、其の他の收入を合せて累計約百三十萬ドルに達して居り、支出中最高費目は『出版文化運動補助』として各國に分配された七十五萬六千九百ドルで、之に次いで本部經營費の三十七萬餘ドルであつた。

赤色労働組合インターナショナルに於ては、前年十二月開催せし執行委員會第八回總會によつて採擇となつた方針に基き活動したが、一九三二年に於て特に顯著なりしは、その指令の下に行はれた各國失業者運動であつた。之は、イギリス、ドイツ、フランス、ポーランド、チェコスロヴァキアに於て殊に活躍を見たが、失業者の組織運動は、最近共産派の勢力擴大の源泉となつて居るが、去就不定なるところにその弱點が曝露されて居り、一大示威の計畫も雨天や官憲の警戒の爲め全然實行されない場合も往々あつた。

昭和八年十二月十九日印刷
昭和八年十二月二十三日發行

定價金貳圓

編輯者

水上鐵次郎

發行者

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會内

印刷者

稻葉格造

印刷者

東京市麹町區紀尾井町三番地
濱野英太郎

發行所

東京市芝區芝公園六號地

協調會

電話芝一、一三一、一三六
振替東京五三七〇四番

協 調 會 機 關 雜 誌 (刊 月)

社 會 政 策 時 報

社 會 問 題 專 攻 の 最 大 の 權 威 有 る 雜 誌

内外社會運動・社會事情・各種の思潮制度等に關して提供する確實なる調査資料と卓拔なる批判主張の諸説とは本誌をして社會問題専門の唯一の權威雜誌たらしめた。今や極度に深刻なる社會不安な時代に獨り中正公平なる立場に於いて社會の動向を指示する本誌こそは渾沌たる世相を照らす燈臺であらう。

また創刊以來十二年を経過する本誌の時を追うて揃へて見るならば、そのまゝに貴重なる歴史である。下記のバックナンバー取揃へ在車す。

公正な立場を持する大調査機關の信頼すべき調査

昭和八年下	三・〇〇
昭和八年上	三・〇〇
昭和七年下	三・〇〇
昭和七年上	三・〇〇
昭和六年下	三・〇〇
昭和六年上	三・〇〇
昭和五年下	三・〇〇
昭和五年上	三・〇〇
昭和四年下	三・〇〇
昭和四年上	三・〇〇
昭和三年下	三・〇〇
昭和三年上	三・〇〇
昭和二年下	三・〇〇
昭和二年上	三・〇〇
合 本	三・〇〇
郵 定 稅 價	〇・五〇
十六部 (送料共)	六・〇〇
合 本	三・〇〇

毎月一回一日發行

海外 労働年鑑

昭和五年版
昭和六年版
昭和七年版
昭和八年版

定價各一冊 金一圓五十錢
送料 金十四錢

◇見よ・歳月を経る毎に價值と効用とを發揮する我年鑑!!

完備せる調査組織と多數の専門調査員とを擁する協調會の編纂に係る年鑑である。海外二十餘ヶ國の労働界の情勢を一瞥して容易く知ることが出来るやうに纏められてゐる労働者運動、労働事情、労働法制、労働政策等に關する主要なる事件は全部を網羅してあります。なく、懇切な説明的叙述は讀者に直ちに事件の全體を會得せしめると共に多數の正確な統計資料の挿入によりて總括的に情勢を把握し得る。更に末尾に附した労働日誌は事件の起伏經過を時間的に明瞭ならしめてゐる記事の正確と内容の豊富とは本書の最も誇とする所で、基礎資料として座右に不可欠の良書である。

海外労働界の情勢

一九二五年 四六判 三三六頁
一九二六年 四六判 三九八頁
一九二七年 四六判 二九九頁

定價 各一圓
送料 金八錢

協調會刊行書目

最近の社會運動	拾貳圓	英國產業の合理化問題	八拾錢
勞働法上卷	五拾圓	英國に於ける失業及其對策	五拾錢
勞働法下卷	四圓五拾錢	獨・米に於ける失業及其對策	八拾錢
社會思想史	二圓五拾錢	日本人口問題研究	壹圓五拾錢
各國勞働組合運動史	貳圓	勞資協調の諸方法	四拾錢
獨逸勞働組合運動史	參圓	英米獨佛の雇主組合	五拾錢
勞働史講話	壹圓五拾錢	新しき産業指導精神	五拾錢
各國の社會政策	貳圓五拾錢	産業及農會の教育的活動	貳拾錢
消費組合論	貳圓	農村に於ける特色ある教育機關	八拾錢
産業合理化と社會政策	五拾圓	農村成人教育運動の新傾向	貳拾錢

協調會刊行書目

獨逸國民高等學校運動	四拾錢	農村問題解説叢書第一輯	貳拾五錢
我國に於ける勞働者教育の趨勢	拾圓	於ける農業委員會制度の話	拾圓
工場鑛山教育施設要覽	拾圓	農業保險の話	四拾五錢
工場に於ける職長指導者の教育	八拾錢	農村社會運動の動向	五拾錢
職長及職長指導者の教育	五拾圓	過小農問題と共同經營	四拾錢
工場鑛山職長制度概要	五拾圓	東北農業の研究	參拾錢
農村計畫叢書第一輯	拾圓	おいしくて農村料理	五拾錢
農村指導調査に際して	拾圓	主要工場就業規則集	參拾錢
農村計畫叢書第二輯	貳圓	健康保險實務要鑑	貳圓五拾錢
農村實地調査の仕方	貳圓	退職手当制度の現状	四拾錢
農村計畫叢書第三輯	拾圓	我國共濟組合の現状	壹拾圓
農村更生計畫の樹て方	拾圓		
農地調査叢書第四輯	拾圓		
果から見た農村生活	拾圓		

IF-97

協 調 會 刊 行 書 目

昭和版 全國工場鑛山名簿	壹圓五拾錢	二九年英國炭坑爭議の終結	貳拾錢
昭和七年 社會運動の情勢	參拾六錢	二九年各國勞働界の情勢	壹圓
昭和八年版 勞働組合及勞働爭議統計	參拾五錢	二九年各國勞働界の情勢	壹圓
勞働組合無產政黨統計	拾四錢	二九年各國勞働界の情勢	壹圓
各國勞働組合規約要項集	拾二錢	一九二八年海外勞働年鑑	壹圓五拾錢
各國勞働賃金統計	拾二錢	昭和五年海外勞働年鑑	壹圓五拾錢
傳給生活者 工生計調查報告	壹圓五拾錢	昭和六年海外勞働年鑑	壹圓五拾錢
工業保健及能率	拾五錢	昭和七年海外勞働年鑑	壹圓五拾錢
二九年英國炭坑爭議の意義	貳拾錢	昭和八年勞働年鑑	壹圓五拾錢
二九年英國炭坑爭議の經過	貳拾錢		

